平成 30 年度

自　己　点　検　評　価　書

平成 30(2018)年 9 月

静岡福祉大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
基準２　学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
基準３　教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
基準４　教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
基準５　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
基準６　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

Ⅳ．大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
基準Ａ　地域社会に対する貢献活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

Ⅴ．特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

Ⅵ．法令等遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

Ⅶ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「時代に即応する新しい人材の育成」である。これは明治 36（1903）年に本学の設立母体である学校法人静岡精華学園静岡精華女学校を創設した杉原正市氏の教育にかける志と熱い思いであった。

また、平成 15（2003）年に静岡精華学園は学園創立 100 周年を機に、学園全体の教育理念として、「愛・自立・共生」を新たに掲げた。

つまり、建学の精神が示してきた「時代に即応する人材育成」に際し、静岡精華幼稚園、静岡大成中学校、静岡大成高等学校、静岡福祉大学の各教育機関に共通する方針を定めたものである。

平成 16（2004）年設立の本学は以来、建学の精神並びに教育理念を引き継ぐとともに、平成 23（2011）年に発表した「静岡精華学園みらい創造計画」のなかで、大学独自の基本理念（教育理念）として「福祉力を鍛える」を掲げて、今日まで歩んできた。

2. 静岡福祉大学の使命・目的

本学は、平成 26（2014）年 4 月、開学 11 年目のスタートを切るにあたり「建学の精神」及び学園全体の教育理念である「愛・自立・共生」を高等教育機関として実体化するために、とりわけ静岡県中部地区に立地する福祉・教育専門職を養成する高等教育機関として具現化するために、その使命と存在価値に関して見直しを実施した。

その背景には、平成 31（2019）年から確実視されている 18 歳人口の減少がある。更なる少子化傾向という社会環境下、本学が進むべき方向性について改めて検討し、早急に対策を立てる必要性があった。そこで、学長主導のもと、これまで本学が地域社会に果たしてきた役割を踏まえて、本学の使命を「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と明確化した。

本学の学則第 1 条では、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」としている。

このように本学の目的は、社会の要請に応え得る有為で高度な専門性を有する人材の養成にあるということができる。つまり、「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能な実践力のある福祉・教育専門職の人材養成」にほかならない。そして、「福祉社会を実現する」ことが本学の目指す方向性といえる。

こうした本学の使命・目的を反映した方針（ポリシー）として、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）」「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」の三つのポリシーを本学は定めている。さらに、三ポリシーについては、外に向けて明確に表明することを目的とし、学生募集要項、学校案内等にも記載している。

3. 静岡福祉大学の個性・特色

平成 21（2009）年 6 月の「静岡福祉大学自己評価報告書」において、本学はその個性・特色を「『福祉力』を鍛える人間形成教育と地域福祉活動」と明示した。

本学の「福祉力」とは、「年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサルな福祉社会の構築に貢献するために、主に福祉ニーズを抱えた対象者の課題及び福祉に関連した地域の課題を解決する能力」といえる。そして、生活環境の改善に向けた調整及び他職種との連携を含む専門技術ともいえる。

本学は、基本理念（教育理念）である「福祉力を鍛える」をスローガンに、学部教育や福祉・教育専門職を養成する人材像に反映させている。

本学は、高度な専門知識と専門技術を有する福祉及び介護分野における三大国家資格取得を目指すことを核とする教育カリキュラムを構築している。その具体的な成果として、この 14 年間に輩出した 214 人の社会福祉士、104 人の精神保健福祉士（いずれも現役生の合格者数）の活躍をあげることができる。また短期大学・短大部時代を含めれば介護分野においては、これまで 735 人の介護福祉士を輩出してきた。

平成 26（2014）年 4 月には、新入生全員と学長が膝を交えて対話する「学長と話す会」をスタートさせた。地域福祉活動については、地域交流センターを中心に学生のボランティア活動を通して地域社会に貢献する実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している。

こうした実績を踏まえ、平成 26（2014）年 4 月に改めて本学の使命・目的を明確化した理由の一つは、地域社会が抱える福祉課題の深刻化並びに従来の福祉概念の重層化にある。例えば、子育て支援の必要性、多問題を抱えた家族支援の重要性、認知症増加への対応と在宅介護サービス充実への期待は年々、高まりつつある。

このように地域住民の生活課題が複雑化する時代において、福祉・教育専門職に課せられる機能は、個々のニーズを抱えた福祉サービスの利用者支援にとどまらず、他職種との連携を通じて、地域住民と密接に関わりつつ、社会的な支援を必要とするさまざまな生活問題を解決に導くための、福祉コミュニティを創造する能力といえる。

したがって、専門職養成機関に期待される役割も専門職の輩出にとどまらない。むしろ、地域の「知の拠点」としての役割へと広がりつつある。そこで、学校教育法第 83 条に「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」と明記されているように、本学もまた地域の生活課題の解決を目指して、行政機関と連携し、社会福祉協議会と協働するとともに、教育機関（特別支援学校を含む）とも積極的な提携を推進している。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の前身は、平成４（1992）年に開設した静岡精華短期大学である。21 世紀を控え、女性の社会進出と国際化、情報化に対応する人材の育成を標榜し、国際文化学科と商学科の２学科を設置した。開設にあたっては、地域社会の要請に応じて計画が進められ、土地の貸与・提供等、静岡県焼津市の全面的な協力を得た。

その後、社会状況の変化に合わせて、男女共学化を図ったほか、国際化の動向に対応して留学生枠を増やした。一方、地域の要望に応えるためには高齢化社会を見据えた再編成が課題ともなった。そこで、福祉系大学への再編成が検討の俎上に上り、平成 13（2001）年、静岡精華短期大学 10 周年記念式典において将来構想を公表するに至った。これは平成 14（2002）年４月から従来の国際文化学科を廃止し、厚生労働省監督下の介護福祉士養成施設である介護福祉学科を開設するというものである。同時に、より専門性に特化した福祉人材の養成を視野に四年制大学開設の準備を始めた。その結果、静岡福祉情報短期大学への名称変更を経て、平成 16（2004）年４月、本学が誕生した。

本学は、学校法人静岡精華学園の伝統と教育実績を踏まえ、21 世紀の福祉社会をリードする高度な専門職を輩出することを目指し、１学部２学科（社会福祉学部福祉心理学科、福祉情報学科）としてスタートしたが、平成 21（2009）年４月には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉分野における三大国家資格の取得を核とする教育カリキュラムを整備するとともに、心理、児童、医療、情報、健康、介護という６つの学修分野の最適な組合せに対応した履修モデルを打ち出し、専門性の内容に応じた３学科（福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科）を設置した。

さらに、平成 27（2015）年４月には、子どもや家庭を取り巻く生活環境の変化に対応した質の高い幼稚園教諭・保育士を養成する子ども学部子ども学科を設置した。こうした一連の再編成によって、福祉・教育専門職が対象とする児童、障がい者、高齢者という広範囲にわたる分野を網羅する教育課程、そして専門性を身につける高等教育機関にふさわしい教育体制が整備された。

2. 本学の現況

・大学名　静岡福祉大学

・所在地　静岡県焼津市本中根 549 番 1

・学部・学科の構成　社会福祉学部　福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科
　　　　　　　　　　子ども学部　　子ども学科

・学生数、教員数、職員数（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

①学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍者数				合計
					1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	
社会福祉	福祉心理	80	10	330	78	94	87	78	337
	医療福祉	40	10	170	19	16	27	30	92
	健康福祉	60	10	250	35	28	34	47	144
社会福祉学部合計		180	30	750	132	138	148	155	573
子ども	子ども	50	―	200	41	52	35	29	157
子ども学部合計		50	―	200	41	52	35	29	157
大学合計		230	30	950	173	190	183	184	730

②教員数

学部	学科	専任教員数						兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
社会福祉	福祉心理	8	4	1	0	0	13	38
	医療福祉	5	1	2	1	0	8	
	健康福祉	4	2	3	2	0	11	
社会福祉学部合計		17	6	7	2	0	32	
子ども	子ども	7	2	3	2	1	15	27
子ども学部合計		7	2	3	2	1	15	
大学合計		24	8	10	4	1	47	65

③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	派遣	合計
人　数	26	2	4	0	32

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化
1-1-③　個性・特色の明示
1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性
1-1-②　簡潔な文章化

本学の使命は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づき「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と具体的かつ明確であり、大学案内及びホームページにも明示している（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。また、目的については、本学の経営母体である学校法人静岡精華学園の寄附行為第３条に示されている目的「この法人は、教育基本法及び学校基本法に従い、学校教育を行うことを目的とする」に基づき、学則第１条に「静岡福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」と明確に定めている（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。

さらに、教育研究上の目的についても、大学設置基準第２条に基づき学則第４条に学部及び学科の目的を以下のとおり、具体的かつ簡潔に示している。

学　部	学　科	教育目的
社会福祉	福祉心理	心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る
	医療福祉	医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築に関する幅広い学識の涵養を図る
	健康福祉	高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康に関する幅広い学識の涵養を図る
子ども	子ども	子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る

1-1-③　個性・特色の明示

本学の使命・目的や教育目的に基づく個性・特色は、「『福祉力』を鍛える人間形成教

育と地域福祉活動」である。この個性・特色と具体的な内容については、大学案内、ホームページに掲載し周知を図っている（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。

1-1-④　変化への対応

本学は、平成 27（2015）年４月に子ども学部子ども学科を設置した。

当該学部学科を設置した目的は、昨今、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が大きく変容し、保育ニーズも複雑・多様化しており、今まで以上に幅広く質の高い専門的技術を持つ幼稚園教諭及び保育士が求められているため、多様な子どもに対応できる幼稚園教諭及び保育士の養成を四年制大学で総合的かつ専門的に行うためであった。

これら専門職の養成は、建学の精神・基本理念（教育理念）及び使命・目的に則していた。

設置の際に策定した教育研究上の目的及び三つのポリシーは、建学の精神・基本理念（教育理念）及び使命・目的並びに社会福祉学部の教育研究上の目的及び三つのポリシーとの整合性を図り定めている（【資料 1-1-5】）。

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 31（2019）年度より学科再編成を予定している。具体的には、①社会福祉学部福祉心理学科及び子ども学部子ども学科の収容定員増加、②社会福祉学部医療福祉学科の募集停止、③子ども学部子ども学科に小学校教諭一種免許状の養成課程の設置、の３点である（【資料 1-1-6】）。

これらの再編成に伴い、本学の基本理念（教育理念）、使命・目的及び教育研究上の目的に関する見直し等の検討を行っているところである。今後、公表する場合には、学内検討組織である「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」による協議の上、簡潔な文章化を通じその意味・内容の具体性と明確性を図ることとする（【資料 1-1-7】）。

1－2　使命・目的及び教育目的の反映

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

1-2-②　学内外への周知

1-2-③　中長期的な計画への反映

1-2-④　三つのポリシーへの反映

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

(2) 1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①　役員、教職員の理解と支持

本学の目的及び教育目的は、学則によって明文化されているが、学則改正は、学内の承認だけでなく理事会での承認を得る必要がある。

学則改正までの具体的な流れは、次のとおりである。

まず、本学の管理運営に関する重要事項を審議する組織である「運営協議会」で学則

改正に関する審議、議決を行う。学則改正の場合、運営協議会で審議、議決を経た後は、教授会においても審議、議決を経ることとなっている（【資料 1-2-1】）。

次に、運営協議会及び教授会の議決を経た上で、学長が学則改正を承認した場合は、理事会及び評議員会において学則改正に関する議題が上程される。

最終的に、理事会で承認を得て、改正された学則が施行されることとなっている（【資料 1-2-2】）。

このように、本学の目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が関与する仕組みとなっている。すなわち、理解と支持を得るためのプロセスが確立されている。

1-2-②　学内外への周知

まず、学内における周知方法は、在学生及び教職員全員への学生便覧の配布である。学生便覧の巻頭に、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、個性・特色及び三つのポリシーを掲載している（【資料 1-2-3】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的及び個性・特色については、学生にわかりやすい文面に言い換えている。

また、入学式等の式典では、学長が式辞の中で使命・目的について言及し、教職員、学生のみならず保護者や臨席者に対しても周知を図っている（【資料 1-2-4】）。

加えて、学内施設に建学の精神等を掲示している。これは、在学生に対する更なる周知を期待した施策である（【図 1-1-1】）。

【図 1-1-1　建学の精神等の掲示（管理棟 1 階入口付近）】

次に、学外に対する周知方法は、大学案内及びホームページを活用している（【資料 1-2-5】、【資料 1-2-6】）。加えて、学生募集要項に建学の精神・基本理念（教育理念）等を明示することにより、志願者に配慮している（【資料 1-2-7】）。なお、建学の精神・基本理念（教育理念）については、志願者にわかりやすい文面にした上で掲載している。

なお、前述した学長の式辞については、式辞の内容を文字に起こし、ホームページの学長あいさつページに掲載し、学外へも周知している。使命・目的の掲載ページとは別のページに使命・目的に関する資料を掲載することで、積極的に周知する姿勢を表している（【資料 1-2-8】）。

1-2-③　中長期的な計画への反映

本学を運営する学校法人静岡精華学園は、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」と題した中期計画を策定している（【資料 1-2-9】）。

「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」に記載されている本学の教育計画には、福祉・教育専門職を養成するためのコース制の導入や国家試験合格率の目標設定が明確に記されていることから、本学の使命を反映した内容が盛り込まれているといえる。

1-2-④　三つのポリシーへの反映

三つのポリシーは、【資料 1-2-10】のとおりであり、以下に示すとおり、全て使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

1）社会福祉学部

ア　ディプロマ・ポリシー

前文に「静岡福祉大学の基本理念（教育理念）を体現し、教育目的を達成するとともに、本学の学則に基づく所定の単位を修得することにより、福祉課題を解決に導くためのソーシャルワーカーとしての知識・技術を核に、以下の能力を身につけたものに学位を授与します」と示されている。

これは、使命・目的にある「福祉専門職」に必要な能力であるソーシャルワーク（相談援助）の知識・技術等を身につけることを指している。

イ　カリキュラム・ポリシー

(ｱ) 福祉心理学科

「胎児期から高齢期までの生涯にわたるすべての人の幸せを実現するために、（中略）などを配置しています」と示している。これは、これからの多様化する福祉ニーズに対応した人材を養成することを示しており、使命にある「実践力のある福祉・教育専門職の養成」と合致する。

(ｲ) 医療福祉学科

「医療・福祉分野で、誰もが安心して日常生活を送るための支援に必要な専門知識・技術を学ぶとともに、豊かな教養と見識、社会福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士などの専門職としての高い倫理観の習得を目的として科目を配置しています」とあり、また「『医療福祉科目』では、（中略）実践力を高めるための演習・実習系の科目を配置しています」と示している。

この内容は、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に則したものである。

(ｳ) 健康福祉学科

「高齢者や障がい者を含むすべての人の健康の維持・増進を実現するために、介護・福祉に関わる知識と技術を体系的に身につけ、確かな専門職を養成するカリキュラムを編成しています」とあり、他学科と同様に本学の使命を反映してい

る。

ウ　アドミッション・ポリシー

前文に「社会福祉学部は、実践力のある広い意味での福祉専門職の養成を通じて福祉社会を実現することを教育理念に、福祉に関する高度な知識と優れた技術をあわせそなえた専門職の養成を教育目標として、以下のような人材を求めます」と示しており、使命・目的及び教育目的を反映している。

2) 子ども学部子ども学科

ア　ディプロマ・ポリシー

「子どもの一般的な発達過程を理解し、子どもの発達に即した教育・保育ができること」とあるが、これは教育目的にある「子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る」と合致している。

また、「発達障がい児や気になる子どもなど、多様な子どもへの科学的知見に基づく適切な対応ができること」は、本学の使命「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」を念頭に置いたものである。

イ　カリキュラム・ポリシー

「『子どもを理解し、子どもたちの健やかな心身の育ちを守るとともに、保護者や地域での子育て支援や発達障がいを抱えた子ども及びその保護者の理解と実践的な支援能力を兼ね備えた保育者』の養成を目標としています。この目標を達成するため、次のようなカリキュラム（教育課程）を編成しています」としている。

これも、本学の使命・目的及び教育目的と合致したものである。

ウ　アドミッション・ポリシー

前文に、「子ども学部では、複雑化・多様化する保育ニーズに応えられる保育者の養成をめざし、（中略）知識と実践力を身につけた保育者の養成を教育目標として、以下のような人材を求めます」とあり、使命「実践力のある福祉・教育専門職の養成」や教育目的である「保育に関する幅広い学識の涵養を図る」を反映している。

1-2-⑤　教育研究組織の構成との整合性

第一に、学部学科については、使命・目的及び教育目的を実現するために、２学部４学科（社会福祉学部：福祉心理学科・医療福祉学科・健康福祉学科、子ども学部：子ども学科）を設置している。学部学科名については、大学設置基準に基づいており整合性を確保している。

第二に、学科教員構成に関しては、社会福祉学部福祉心理学科は教育目的である「心の問題を中心とした相談援助技術に関する幅広い学識の涵養を図る」ために、福祉分野、心理分野及び教養分野の教員で構成しており、教育目的に沿った教育指導体制を整えている。社会福祉学部医療福祉学科においても、「医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築に関する幅広い学識の涵養を図る」とい

う教育目的の下、福祉分野、情報分野及び教養分野の教員で構成している。また、社会福祉学部健康福祉学科は、「高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康に関する幅広い学識の涵養を図る」という教育目的に基づき、社会福祉・介護福祉分野、食育分野、健康分野及び教養分野の教員で構成している。

また、子ども学部子ども学科では、教育目的である「子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育に関する幅広い学識の涵養を図る」ため、保育分野、教育分野、心理分野、福祉分野及び教養分野の教員で構成している。

したがって、全ての学部学科で教育目的と整合性が取れた配置となっている(【資料1-2-11】)。

第三に、学部学科とは別に設置している８つのセンターの活動内容等は、次のとおりであり、本学の使命である「福祉・教育専門職の養成」に欠かせない役割を果たしている。

1) 心の相談センターは、心の健康に関する相談援助活動等を行うための組織である。
2) 企画情報センターは、学内情報ネットワークシステムの整備・充実を図ることに加え、学生の学習時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析業務（いわゆる IR）を行う組織である。
3) 産官学連携推進センターは、産業界、個別施設及び企業、行政等が直面する課題に対し、実践的な共同研究活動を行うための組織である。
4) 地域交流センターは、学生のボランティア等の実践活動、地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術により貢献するための組織である。
5) 福祉実習指導センターは、社会福祉士をはじめとする福祉系国家資格を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るために設置している。
6) 保育実習指導センターは、幼稚園教諭及び保育士資格を目指す学生の実習教育の充実を目的として、実習機関・施設との密接な連携を図るために設置している。
7) 学生支援総合センターは、学生の学修と学生生活に関し細やかなサポート体制を構築するとともに、障害のある学生たちを支援するために設置している。
8) 国家資格試験対策センターは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための組織である。

最後に、本学の教育研究、管理運営に関する検討及びセンター業務の推進を図るために、委員会と専門部会を組織している（【資料 1-2-12】)。

以上より、本学の教育研究組織である学部学科、学科教員、センター、委員会及び専門部会については、全て使命・目的及び教育目的に基づいて設置していると言える。

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 31（2019）年度の学科再編成に伴い、静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会により、三つのポリシーに関する見直しを検討している。策定の際は、中央教育審議会によるガイドラインに基づくとともに、受験生その他利害関係者に対し、適切な時期にさまざまな手段を用いて周知するものとする。

また、委員会組織に関しては、グローバル化に対応した委員会組織として国際交流委員会を設置するなど、常に改善を図っている。今後も、必要な委員会組織等がある場合には、使命・目的及び教育目的との整合性に配慮した上で、運営協議会及び教授会において検討し、適当との結論が出た場合は、規程等の整備を行った上で設置することとする。

［基準1の自己評価］

本学は、建学の精神・基本理念（教育理念）に基づいた使命・目的及び教育目的を明確に定めている。個性・特色についても明確に示し、これらをわかりやすく換言した三つのポリシーを学内外に公表していることは評価できる。

また、社会情勢に応じ、子ども学部子ども学科を設置するとともに、中期計画に基づいた学科再編成を予定しているなど、柔軟かつ計画的な対応を行っている。

教育研究組織に関しても、使命・目的及び教育目的との整合性を図り、効果的な運営体制を目指している。

以上のことから、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2−1　学生の受入れ

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2−1 の自己判定

基準項目 2−1 を満たしている。

（2）2−1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①　教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、教育研究上の目的及び使命に基づき策定している。策定は学部単位とし、受験生、保護者、高校教員等にわかりやすい文面で明示している。

周知方法は、ホームページ、大学案内及び学生募集要項を活用し広く発信している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】）。また、進学業者主催の進学相談会等、折に触れてアドミッション・ポリシーに関する説明を行っている（【資料 2-1-4】）。

2-1-②　アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では前述のアドミッション・ポリシーにしたがって、多様な学生を受け入れるための方法を設けている。それらは、以下のとおりである。

1) アドミッション・オフィス入試（以下「AO 入試」という。）

本学の基本理念（教育理念）を理解した上で入学への意欲が高く、入学後も目的意識を持って取り組むことができる学生を求めるもので、書類審査と面談に時間をかけて、志願者の適性・能力・意欲・目的意識等を総合的に評価する。AO 入試の出願は、AO 入試の理解を深めるために、オープンキャンパスで開催される AO 入試ガイダンスに参加すること等を条件として、受け付けている。入試内容は、当日行う作文と出願時に提出した志望理由書、事前課題及び調査書に基づく面談によって、本学のアドミッション・ポリシーと志願者の本学に対するニーズが適合しているか審査する。AO 入試の日程は、社会福祉学部、子ども学部ともに、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回に分け実施している。

2) 指定校推薦入試

入学実績のある高校を中心に、指定校制での入試制度を実施している。高校に対しては本学のアドミッション・ポリシーを示し、これに合致し、なおかつ社会福祉学部では福祉、心理、介護、健康、医療、情報のいずれかの分野に意欲を持っている生徒、子ども学部では保育、幼児教育のいずれかの分野に意欲を持っている生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接、出願書類審査によって入学の合否を判定する。

3) 公募推薦入試

出身学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。小論文、面接及び出願書

類を総合して合否を判定する。前期、後期と２回に分けて実施している。

4）一般入試

一般入試では、基礎学力の到達度を評価するために、２科目の筆記試験を実施している。１つは必修科目の「国語」であり、もう１つは、「英語」「数学」「日本史」「生物」の４科目からの選択である。「国語」は、全ての専門知識の習得に関し、日本語の理解を前提としているため、基本的かつ重要な科目であるとの判断から必修としている。一般入試は、前期（２日間実施）、中期、後期と延べ４回の日程を設けて実施している。

入試問題の作成に関しては、原則として本学教員が作成することになっているが、例外的に専門性に課題のある科目については外部に委託している。平成 30（2018）年度入試に関しては、国語の入試問題（予備問題含め、５回分）のうち、１回分の入試問題を外部に委託している。また、英語の入試問題２回分については本学の非常勤講師に作成を依頼した。

5）大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験による２科目の得点から合否を判定している。２科目のうち「国語（古文・漢文を除く）」は必修科目で、残りの１科目は「外国語」「地理歴史」「公民」「数学」「理科」のうち最も高得点だった科目を選択する。ただし、「地理歴史」「公民」「理科」「英語」は、３つの注意点がある。

ア　地理歴史、公民及び理科は、第１解答科目のみを対象とする

イ　理科について基礎を付した科目は、２科目の合計点を１科目の得点とする

ウ　外国語（英語）は、配点が 200 点満点のため 100 点満点に換算する

6）社会人特別選抜入試

入学時満 23 歳以上の者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類によって合否を判定する。

7）外国人特別選抜入試

入学時満 18 歳以上の外国人で、学校教育法施行規則を満たし、日本留学試験を１回以上受験している者を対象とした試験である。日本留学試験、小論文、面接及び出願書類によって合否を判定する。

8）編入学試験（２年次・３年次）

２年次編入学試験に関しては、大学の学部に１年以上在籍し、31 単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施し、３年次編入学試験に関しては、大学の学部に２年以上在籍し、62 単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施してい

る。小論文、面接及び出願書類を基に合否を判定する。

これらの入学者受入れ方法については、学生募集要項に記載するとともにホームページにも掲載し、入学希望者に周知している（【資料 2-1-5】、【資料 2-1-6】）。さらに、オープンキャンパス、高校教員を対象とした大学説明会、前述の進学業者主催の進学相談会、高校訪問においても説明している（【資料 2-1-7】、【資料 2-1-8】）。

入学者受入れ方法に関しては、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、入試委員会が入試日程、内容、選考方法等を立案し、教授会の議を経て学長が決定した後、教職員に周知している。また、合格者判定については、この規程に基づいて入試委員会によって合否原案を作成し、教授会の議を経て、学長が決定している（【資料 2-1-9】）。

本学では毎年度 4 月、適正な選抜方法の運用を図ることを目的として、入試委員会において、前年度に実施した選抜方法に対する検討を実施している。平成 30（2018）年度入試では、小論文の評価に関する課題が挙がったため、平成 31（2019）年度入試より、小論文解答の文字数を見直した（【資料 2-1-10】）。

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学が学生受入れ数を維持するために実施した取組みのうち、全学的に実施したものは、以下のとおりである。

1）社会福祉士合格者数県内一を目指した仕組みの構築

社会福祉士国家試験の合格実績のある、東京アカデミーの試験対策講座の実施、個人面談等の教員によるサポート体制を通じて県内合格者数一位を目指した（【資料 2-1-11】）。

2）オープンキャンパスの活性化

平成 29（2017）年度の新たな試みとして、12 月のオープンキャンパスにおいて、午前中の模擬授業時間帯に授業でなく在学生交流会を実施した。各学科のブースを設置するとともに、教職員や学生スタッフを配置し、写真、作品、教科書等を掲示するなど、高校生や保護者が気軽に各学科の在学生（及び教員）と交流できる場を設けた（【資料 2-1-12】）。また、3 月のオープンキャンパスにおいては、学生食堂に各学科のブースを設置し、オープンキャンパス開催時間内は、常時交流できる場とした（【資料 2-1-7】）。

3）系列高校である静岡大成高校との連携強化

例年、系列校である静岡大成高校の生徒を対象とした、本学教員の授業（名称：大学福祉講座）を行っているが、より本学を身近に感じてもらうために、平成 28（2016）年度より一部の授業を大学の教室等で実施している（【資料 2-1-13】）。また、静岡大成高校と協議し、平成 30（2018）年度入試より、内部推薦入試制度を設置した。その結果、系列校からの入学者が増加し、平成 29（2017）年度の入学者数が 12 名だったのに対して、平成 30（2018）年度の入学者は、18 名となった（【資料 2-1-14】）。

次に、各学科独自で実施した取組みは、以下のとおりである。
1）医療福祉学科
学科の魅力のひとつである医療分野と福祉分野の資格取得を同時に目指し、卒業後には両分野で活躍できることを前面に出したチラシを作成し、オープンキャンパス参加者や資料請求者に配付した。加えて、在学生のメッセージも掲載することにより、当該学科をより身近に感じてもらう工夫をした。

2）健康福祉学科
学科をあげてさまざまなアイディアを出し合い、次のような活動を実施した（【資料2-1-15】）。
ア　福祉系コースを有する高校への教員による訪問活動
イ　伊豆・東部地区に特化した高校への訪問活動と事業所への訪問活動
ウ　介護福祉士修学資金の貸与制度に関するリーフレットの作成
エ　５月オープンキャンパスでの『やいちゃん』の起用
※『やいちゃん』とは、焼津市公認キャラクターである。

これらの取組みを実施した結果は、【表 2-1-1】に示したとおりである。大学全体での入学者数は、平成 28（2016）年度は 199 人、平成 29（2017）年度は 196 人、平成 30（2018）年度は 173 人である。

学　部	学　　科	入学定員	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社会福祉	福祉心理学科	80	97	98	78
	医療福祉学科	40	26	16	19
	健康福祉学科	60	40	29	35
	社会福祉学部計	180	163	143	132
子 ど も	子ども学科	50	36	53	41
	子ども学部計	50	36	53	41
大　学　合　計		230	199	196	173

【表 2-1-1】　過去 3 年間の学部学科別入学者数

大学全体では、前年比で 23 人の減少となり、学科別に見ると、福祉心理学科は 20 人の減少、医療福祉学科は 3 人の増加、健康福祉学科は 6 人の増加、子ども学科は 12 人の減少であった。
この結果を受け、医療福祉学科及び健康福祉学科の増加は、前述の取組みが一定の効果を及ぼしたものと考えられ、福祉心理学科及び子ども学科の減少は、県内競合校の定員増加及び新校舎建設等による影響が大きいと考えられる。
過去３年間の学部学科別収容定員の充足率は、【表 2-1-2】に示したとおりである。社会福祉学部の収容定員充足率は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけ

て、0.86、0.83、0.74 であった。子ども学部は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけて、0.69、0.8、0.81 であった。大学全体の収容定員充足率の推移は、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度にかけて、0.84、0.82、0.76 であった。

財務の視点から見ると、大学全体の収容定員充足率は 0.8 以上であることが望ましいが、３年連続で減少し、平成 30（2018）年度は 0.8 を下回っている。最低限 0.8 以上を維持できるように、適切な対策を早急に考えなくてはならない。

学　部	学　　科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
社会福祉	福祉心理学科	1.11	1.09	1.03
	医療福祉学科	0.67	0.61	0.47
	健康福祉学科	0.70	0.64	0.59
	社会福祉学部計	0.86	0.83	0.74
子 ど も	子ども学科	0.69	0.80	0.81
	子ども学部計	0.69	0.80	0.81
大　学　合　計		0.84	0.82	0.76

【表 2-1-2】　過去３年間の学部学科別収容定員充足率

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

選抜方法に関しては、毎年度見直しの検討を行っているものの、アドミッション・ポリシーに沿ったものだったか、という検証までには至っていない。したがって、平成 31（2019）年度入試より、入試委員会が中心となり検証を行うこととする。また、高大接続に伴う入試改革が求められている。本学においても、それに対応した入学者選抜方法を検討する必要があることから、平成 30（2018）年度より入試委員会で検討を開始する。

平成 30（2018）年度の学科別の収容定員充足率において、福祉心理学科以外は 1.0 を満たしていない。本学では、静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕（【資料 2-1-16】）に基づき、平成 31（2019）年度より学科再編成を行うこととなっている。具体的には、①社会福祉学部福祉心理学科及び子ども学部子ども学科の収容定員増加、②社会福祉学部医療福祉学科の募集停止、③子ども学部子ども学科に小学校教諭（一種免許状）の養成課程の設置である。これらの再編成に伴い、入試・広報課を中心とした更なる入試広報活動の工夫を行い、入学者の増加を図ることとする。

2－2　学修支援

2-2-①　教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-②　TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

(2) 2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、教職協働による全学的な学修支援体制として、以下の制度の導入、取組みを行っている。

1) 履修指導及び相談

各学部学科では、新入生を含めた全学生を対象としたオリエンテーションを入学当初、年度当初に行っている。

新入生に対しては、各学科における全体的な教育内容とその計画及び学修の到達目標や大学での学修の基本姿勢を周知し、理解を図っている。

また、２～４年生の学生に対しても、オリエンテーション期間に行われる各学科の「学科ガイダンス」において、学科担当教員が個々の学生に対して履修及び学修方法に関する相談、指導を行っている。

なお、編入生については、卒業を見据えた単位認定状況等、適切な履修指導が必要なことから、個別対応を行っている（【資料 2-2-1】）。

2) オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、学生と教員のコミュニケーションを充実させるために設けられた時間帯のことで、この時間帯には、学生からの授業内容等に関する質問や勉強の方法、就職や将来の進路に関する個人的な相談等を受けるために、教員が研究室で待機するシステムである。オフィスアワー制度が実施されていることを、学内の廊下、食堂、学生ロビーに掲示し、担当教員と曜日及び対応時間を知らせている。

オフィスアワーは、授業及び試験期間中に、専任教員（特任教員を除く）が原則として 30 分以上の時間を週 2 回又は 90 分の時間を週 1 回設けている。なお、専任教員のうち特任教員及び非常勤講師は、担当授業終了後に対応し、また、レスポンスカード等による質問及び相談を受け付けている（【資料 2-2-2】）。

3) 保護者会

本学での学びと学生生活を伝えることを目的に保護者会を開催している。しかし、近年、主体性に欠け、自ら学修計画が立てられない学生が増加しているため、本学の保護者会は、教育機関と学生の関係にとどまらず、保護者を加えた三者による学修支援も意図している。

保護者会では､大学側としては保護者の役割を重視していることを訴えるとともに、教育内容・就職事情等の情報を伝える場となっており、保護者側としては、日頃の疑問点や悩みを直接、教職員に相談できる場となっている。さらに、同窓の学生を持つ保護者同士が悩みを共有する等の役割も果たしている。なお、平成 29（2017）年度は 163 人の保護者の参加を得た（【資料 2-2-3】）。

4) 授業評価アンケートによる授業改善

本学では、大学の教育の質向上を図ること及び教育環境の整備に資する資料を得ることを目的とし､「学生による授業評価アンケート」を学期ごとに実施している。学生

からの質問やコメントに対して、授業を担当する教員が授業改善に向けた取組みを回答書として作成し、次年度の授業改善に役立てている（【資料 2-2-4】）。

なお、平成 30（2018）年度より、アンケート項目を見直し、新たに「学生による授業アンケート」として実施することとなった（【資料 2-2-5】）。

5）学生支援総合センター

学生が充実したキャンパスライフを送るため、学生生活においてさまざまな問題に直面した場合の総合相談窓口として学生支援総合センターを設置しており、授業の履修方法や試験、レポートの書き方等の学業に関する相談の他、パソコンの操作、資格取得、クラブ・サークル活動、人生相談等、さまざまな相談を受け付けている。基本的には、相談担当者が学生相談室に在室しているが、メールでの相談も受け付けている（【資料 2-2-6】）。

また、これらの対応により得た情報は、「気になる学生」として学生支援総合センター長より各学科長へ提供している。学科長は、その情報を基に学科会議において対応を図っている（【資料 2-2-7】）。

6）障害学生支援室

本学では、障害のある学生に対する支援のため、障害学生支援室を設置している。障害種別を越えた総合的な支援体制づくりを目標に、基本的には個別のニーズ、障害特性、病状に合わせた個別支援を基本として、室員として教員６人、職員２人が通常業務と兼任してその役割にあたっている。平成 29（2017）年度は、前期 25 人、後期 24 人、合計 49 人（延べ人数）の障害学生に対する支援を行っている。具体的な支援としては以下のとおりである（【資料 2-2-8】、【資料 2-2-9】）。

ア　講義支援

ノートテイク、教室内座席確保、授業担当教員への病状等の周知（途中退室・再入室への理解を含む）

イ　定期試験支援

別室受験、指示カード提示、試験時間延長、試験問題拡大、途中退室

また、専門的技術が必要であるノートテイク・パソコン要約筆記に関しては、在学生の中から希望者を募り、授業科目「障害支援技術論」（半期２単位）を実施することにより、ノートテイカーの養成を行っている（【資料 2-2-10】）。

7）学生による授業支援

本学の１年次必修科目「キャリア支援Ⅰ－A」では、15 回の授業のうち１回を「先輩の話を聞く会」と題し、４年生を招致している。招致された４年生より、勉強、資格取得、就職活動、学生生活等の話を直接聞くことにより、今後の学生生活の一助とすることを目的としている。

また、３年次必修科目「キャリア支援Ⅲ－A」及び「キャリア支援Ⅲ－B」では、就職が内定した４年生が就職活動を間近に控えた３年生に対し、就職活動の体験談を話している。これは、３年生が円滑に就職活動を行えるよう支援することが目的である（【資料 2-2-11】）。

8) 中退者対策

１年次必修科目「キャリア支援Ⅰ－A」及び「キャリア支援Ⅰ－B」において、事務部学生・教務課が授業担当教員より欠席者の情報を収集している。学生・教務課職員は、収集された情報を基に、欠席者に電話又はメールで連絡を取り、状況を確認した上で、必要に応じて相談対応等を行っている。早期に学生支援を行うことで、中途退学防止に努めている

また、各学科会議において、気になる学生に関する協議を行い、適切な対応を行うことで中途退学の防止につなげている（【資料 2-2-7】、【資料 2-2-12】）。

7) 学務システム「アクティブ・アカデミー」の導入と運用

本学では、学務システム「アクティブ・アカデミー」を運用し、このシステムで履修登録、講義シラバス閲覧、開講、休講等の確認、各種申請書類の入手を図っている。学生は、入学時に交付したユーザーID 及びパスワードを入力してログインし、各種機能を活用することができる（【資料 2-2-13】）。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、よりきめの細かな学修支援を実現するためには、学生の授業科目ごとの出席状況、希望進路、修学記録等の情報を収集し、的確に活用する仕組みが欠かせない。このため、平成 28（2016）年度末、学生一人ひとりを知るために学生情報等の一元化（学生カルテの機能の追加）を図った。しかし、現状、教員は上述のような指導に必要な情報を閲覧することができないため、きめの細かな学修支援に活用できていない。

したがって、平成 30（2018）年度、企画情報センターを中心に学生カルテ等の活用による学生支援の充実に向けた検討を行うこととする。

2－3　キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

ア　キャリア形成支援教育

社会福祉学部においては、1 年次から 3 年次まで必修科目として「キャリア支援Ⅰ－A、Ⅰ－B」「同Ⅱ－A、Ⅱ－B」「同Ⅲ－A、Ⅲ－B」を設けている。

１年次前期の「キャリア支援Ⅰ－A」は、キャリア教育の第一歩といえる高等教育機関における自己管理能力等の涵養を目的とし、大学基礎学にはじまり、コミュニケーション、社会と仕事についての基礎知識、グループワークを通じた自己と他者の理解等を内容としている。１年次後期の「キャリア支援Ⅰ－B」は、「社会人になるための情報収集と自己表現法を学ぶ」をテーマとし、社会人として働くことの意味や社会への関心を高めること等について自己覚知させる内容である（【資料2-3-1】）。

次に２年次前期の「キャリア支援Ⅱ－A」では、学生生活におけるキャリアデザインを通して社会人としての基礎力を理解し、２年次後期の「キャリア支援Ⅱ－B」では、知識の習得にとどまらず集団討論や自らのキャリアデザインの発表により、社会人としての基礎力を確実に身につけることを目指している（【資料 2-3-2】）。

また３年次前期の「キャリア支援Ⅲ－A」は、より現実的な就職活動に焦点を絞り、「就職試験で内定を勝ち取るための基礎力をつくる」ことをテーマとし、3 年次後期の「キャリア支援Ⅲ－B」は、本学内で開催する「学内企業施設研究セミナー」への参加を就職活動実践編として位置づけている（【資料 2-3-3】）。

一方、４年次に設けている「キャリア支援Ⅳ－A、Ⅳ－B」は選択科目であり、時事問題解説「日本の今、世界の今を読み解く」をテーマに、現代社会との関わりを意識し、自らが考え、行動するという主体性の確立を目指した内容である（【資料2-3-4】）。

なお、子ども学部においては、必修科目「キャリア支援Ⅰ－A、Ⅰ－B」「キャリア支援Ⅱ－A、Ⅱ－B」を社会福祉学部と同様の内容で設けている。「キャリア支援Ⅲ－A、Ⅲ－B」は、社会福祉学部と同様の内容に加え、幼稚園、保育園、認定こども園等の保育現場の実際、及び、保育現場が求める人物像について学ぶ保育の専門問題への取組みを含め、就活力の向上を目指している（【資料 2-3-5】）。

平成 28（2016）年度より課題となっていた、障害や疾病等により支援を必要としている学生の必修科目修得については、所属学科、教務委員会、学生・教務課、学生支援総合センター、障害学生支援室などと連携を図り、障害者手帳や診断書の確認、個別面談・指導等を通じて支援ニーズを抱える学生の単位修得を支援した（【資料 2-3-6】）。

イ　就職支援

平成 30（2018）年３月に卒業した学生の同年５月１日現在の就職率は、【表 2-5】のとおり 91.2%である。

平成 30（2018）年卒業者の進路先の状況は、【表 2-6】が示すとおり、福祉施設や病院等の医療・福祉現場への就職が 99 人と卒業者全体の 56.9%を占めており、福祉系大学ならではの傾向が顕著である。

これらの数字を達成する上で一定の役割を果たしているのが事務部キャリア支援課である。キャリア支援課では、授業科目であるキャリア支援Ⅰ～Ⅲの授業をサポートするほか、以下の行事等を開催している。

⑺ 学内企業施設研究セミナー（【資料 2-3-7】）

平成 29（2017）年度は、キャリア支援Ⅲ－B 履修者を対象として、12 月 6 日に実施し、合計 64 の企業・自治体・福祉施設などが参加した。

⑴ キャリア・コンサルタントによる就職相談（【資料 2-3-8】）

グループ毎の個別対応で、４年生については夏休み前の平成 29（2017）年 6 月から７月の２か月間にかけて一人１回ずつ実施し 179 人の学生に対応した。3 年生については平成 30（2018）年の２月から３月にかけて一人１回ずつ実施し、187 人の学生に対応した。

⑼ 就職活動リスタート講座（【資料 2-3-9】）

未内定の学生を対象に、平成 29（2017）年度は夏季休業期間中の９月に合計８回実施した。

⑽ 学内企業施設単独説明会（【資料 2-3-10】）

平成 29（2017）年度は 6 月 21 日に社会福祉法人横浜やまびこの里、社会福祉法人横浜共生会、社会福祉法人すみなす会及び社会福祉法人訪問の家、７月 19 日ウエルシア薬局株式会社が来学し、希望する学生を対象に個別に説明会を実施した。

また、平成 28（2016）年度の課題であった就職が難しい学生については、年度末から卒業後の４月にかけて、キャリア支援課より学生と連絡を取り、個別面談を通じて就職への支援を継続した（【資料 2-3-11】）。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

本学は、使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づき、国家資格をはじめ各種資格を取得することに力を入れており、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士など、社会において専門家として認められ、かつ、実際の職務に役立つ資格が取得できる教育体制を整備している。そして単に養成課程が「ある」というだけでなく、国家試験受験対策等資格を実際に取得するための支援も行っている（【資料 2-3-12】）。

ア　国家資格試験受験支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し、国家資格試験合格を支援するための学内組織として国家資格試験対策センターを設置しており、特に社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験については、以下の支援を展開している（【資料 2-3-13】）。

⑺ 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験対策講座の開催

社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験対策講座は、本学が外部業者に委

託し、学生に対して受講料無料で開講している。平成 29（2017）年度は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験共通科目並びに社会福祉士国家試験専門科目の合計 19 科目に関し、5 月下旬から 1 月下旬までの間に、講義形式の基礎講座、模擬問題集を活用した実践講座及び問題を解きながら必須項目の定着を図る直前解説からなる対策講座を実施した（【資料 2-3-14】）。

その他の支援講座として、学習習慣を身につけることなどを目的とした国家試験対策スタートアップ講座（平成 29（2017）年度は 5 月 13 日に実施）、ワンポイント講座（平成 29（2017）年度は 6 月 7 日に実施）を行った。

また、各種模擬試験については平成 29（2017）年度は 5 月 13 日に学内模擬試験（国家試験対策スタートアップ講座内で実施）を行ったほか、8 月 5 日に中央法規出版の全国模擬試験、10 月 28 日と 10 月 29 日の二日間日本ソーシャルワーク教育学校連盟が主催する全国統一模擬試験（社会福祉士、精神保健福祉士、およびダブル受験者が対象）、12 月 2 日に東京アカデミーの全国模試を、それぞれ実施した（【資料 2-3-15】）。

加えて、平成 29（2017）年度より週間計画表の作成を促し、当該予定表に基づく個別面談等の支援も実施し、合格率の向上に努めた（【資料 2-3-16】）。

⑷ 介護福祉士国家試験受験対策講座の開催

介護福祉士国家試験受験対策講座は、講座開始間際に外部業者の介護福祉士国家試験対策事業が全面的に撤退する状況となったため、急遽、国家試験対策講座の経験のある講師を招き開講することとなった。

対策講座は、不得意科目を中心に構成し、夏季集中講座を 8 月に 2 日間、特別対策講座を 11 月に 1 日開講した。また、模擬試験は 8 月と 10 月に中央法規出版の全国統一模擬試験を実施した。他に、5 月の実力テスト、6 月と 10 月に校内模擬試験を実施している。（【資料 2-3-17】）

⑸ 保育士資格の資格取得支援

国家資格の保育士に関しては、本学の社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースあるいは子ども学部子ども学科に在籍していない学生の場合、自主的に国家試験を受験して取得を目指すことになるが、国家試験の筆記 8 科目のうち 5 科目については 11 の学内開講科目で受験の支援を行っているほか、外部講師による特別講座（「保育実習理論」のうち音楽表現に関する内容）を実施している。また残り 3 科目についても子ども学部子ども学科の学内開講科目への聴講体制を整えている。実技試験となるピアノについても同様に、外部講師による実技指導を受けることが可能である。さらに言語表現及び造形表現、筆記試験に関して、本学教員による個別指導を実施している（【資料 2-3-17】）。

⑹ その他資格取得支援

試験対策用図書として 73 冊を購入して図書館内の学習支援室に設置し、自習できる体制を整えている（【資料 2-3-18】）。

これらの支援の結果として、平成 30（2018）年の第 30 回社会福祉士国家試験においては新卒合格者数が 16 人となり、前年である平成 29（2017）年の第 29 回社会福祉士国家試験から人数にして６名の増加、合格率にして 13.5 ポイントのアップを実現した。また、平成 30（2018）年の第 20 回精神保健福祉士国家試験では新卒合格者数が前年同数の９人となり、それまでの実績を概ね維持することができた。さらに、平成 30（2018）年の第 30 回から養成施設卒業者にも受験が義務づけられることとなった介護福祉士国家試験は、新卒合格者数 29 人、合格率にして 85.3%と、全国平均合格率 70.8%を大きく上回る成果に繋がった（【資料 2-3-17】【資料 2-3-19】）。

その他保育士資格に関しては、平成 29（2017）年度は１名が合格し、保育士資格を取得した（【資料 2-3-17】）。

イ　その他の資格取得支援

(ｱ) 診療情報管理士

日本病院会が付与する民間資格の診療情報管理士については、静岡県内唯一の認定指定校として本学の社会福祉学部医療福祉学科に所定の課程を整備している。

また、資格取得に向け、土曜日に対策講座を実施するなど、学生を支援した。

その結果、平成 29（2017）年度は９人の合格者を輩出した。なお、卒業後に受験した卒業生も１人が合格している（【資料 2-3-20】）。

(ｲ) 介護職員初任者研修

国家資格ではないが、修了することによって高齢者を中心とする介護福祉施設等への就職が有利になる等、キャリアアップに有効な介護職員初任者研修については、本学の後援会が受講費用を援助することにより支援している。平成 29（2017）年度は春季の授業休業期間に研修会が開かれ、合計３人が受講し、資格を取得した（【資料 2-3-21】）。

3) インターンシップ

文部科学省･厚生労働省･経済産業省が平成９(1997)年９月 18 日付(平成 26(2014)年４月８日一部改正）で通知した「インターンシップの推進に当っての基本的考え方」（【資料 2-3-22】）によれば、インターンシップの形態は概ね３つに類型化されているが、そのうちの「イ 大学等の正規の教育課程として位置づけ、現場実習等の授業科目とする場合」には本学の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士、高等学校教諭（一種免許状）それぞれの養成課程における各実習が当てはまる。事実、実習した施設・機関へ実際に就職する学生がいる他、実習によって仕事内容への理解が深まり職務遂行への意欲や動機づけも高められている。

ア　相談援助実習

社会福祉士を取得するための相談援助実習は、本学では３年次又は４年次の夏季

に 180 時間以上（概ね 24 日間程度）行うことになっており、平成 29（2017）年度は、合計 37 か所の施設・機関で延べ 37 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として相談援助実習指導 A・B・C が設けられている（【資料 2-3-23】、【資料 2-3-24】）。

イ　精神保健福祉援助実習

精神保健福祉士を取得するための精神保健福祉援助実習は、精神科医療機関の実習を必須とし、本学では３年次の春季及び４年次の夏季に合計 210 時間（概ね 28 日間程度）行うことになっており、平成 29（2017）年度は、合計 30 か所の施設・医療機関で延べ 33 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として精神保健福祉援助実習指導 A・B・C が設けられている（【資料 2-3-23】、【資料 2-3-25】）。

ウ　介護福祉実習

介護福祉士を取得するための介護福祉実習は、本学では１年次の春季に 80 時間以上、２年次の夏季に 160 時間以上、３年次の夏季に 200 時間以上行うことになっており、平成 29（2017）年度は、合計 55 か所の施設で延べ 90 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として介護総合演習 A・B・C・D が設けられている（【資料 2-3-23】、【資料 2-3-26】）。

エ　保育実習

【社会福祉学部福祉心理学科・保育心理コース】

社会福祉学部において保育士を取得するための保育実習は、本学では２年次の春季に概ね 10 日、３年次の夏季又は春季のいずれかに概ね 10 日、４年次に概ね 10 日行うことになっており（いずれも実習期間は厚生労働省の定める「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき 10～12 日、時間としては 80～90 時間以上を設定している）、平成 29（2017）年度は 15 か所の施設で 19 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育実習指導 A・B・C・D が設けられている（保育心理コースは平成 26（2014）年度入学者が最終学年であるため、平成 29（2017）年度の保育実習は４年次実習のみ、保育実習指導は C・D のみ実施された）（【資料 2-3-27】、【資料 2-3-28】）。

【子ども学部子ども学科】

子ども学部において保育士を取得するための保育実習は、本学では２年次の春季に概ね 10 日、３年次の夏季に概ね 10 日、３年次の春季に概ね 10 日行うことになっており（いずれも実習期間は厚生労働省の定める「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき 10～12 日、時間としては 80～90 時間以上を設定している）、平成 29（2017）年度は 59 か所の施設で延べ 75 人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育所実習指導Ⅰ・Ⅱ、施設実習指導Ⅰ・Ⅱが設けられている（【資料 2-3-29】、【資料 2-3-30】）。

オ　教育実習

(ア) 幼稚園教育実習

子ども学部において幼稚園教諭資格を取得するための実習は、３年次の春季に１週間、４年次の６月に３週間行うことになっており、平成29年（2017）年度は、25か所の施設で26人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う科目として幼稚園教育実習指導が設けられている。（子ども学科は平成27（2015）年度入学者が第一期生であるため、平成 29（2017）年度の幼稚園教育実習は３年次実習のみ実施された）（【資料 2-3-30】）。

(イ) 高等学校教育実習

社会福祉学部において高等学校教諭一種免許状「福祉」を取得するための教育実習は、本学では４年次の５～６月と９～10月のいずれかに２週間行うこととなっており、平成 29（2017）年度は３人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として教育実習事前・事後指導が設けられており、①教育実習の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築く、④実習経験を考察評価し、更なる学びにつなげていけるよう工夫している（【資料 2-3-31】、【資料 2-3-32】）。

カ　病院実習

診療情報管理士を取得するための病院実習は、本学では原則として３年次夏季に90時間以上行うことになっており、平成29（2017）年度は５か所の医療機関で７人が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として病院実習指導が設けられている（【資料 2-3-33】、【資料 2-3-34】）。

一方、前出の３つの類型中、「ハ　大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合」については、県内の福祉施設、民間企業等から活動プログラムの紹介があり、本学では、３年生の必修科目である「キャリア支援Ⅲ」の授業において積極的に応募を呼びかけた。なお、平成 29（2017）年度にインターンシップ活動プログラムの機会を提供したのは、厚生労働省、静岡県警察、駿東郡清水町役場、菊川町市役所、牧之原市役所、静岡県社会福祉協議会、静清信用金庫、東日本旅客鉄道株式会社、社会福祉法人湖成会、社会福祉法人天竜厚生会、株式会社杏林堂薬局である（【資料 2-3-35】）。

インターンシップ及び専門職実習については、キャリア支援課において企業及び福祉施設・機関等とのマッチングを行うとともに、専門職実習を担当する担当教員、福祉実習指導センター、保育実習指導センター等と連携を図りながら新規実習施設・機関を開拓し、インターンシップ等の充実に努めた。

(3) 2－3の改善・向上方策（将来計画）

1）キャリア形成支援教育及び就職支援

本学は７年連続 90%以上と高い実就職率であるが、就職を希望しながらも学生の意欲や心身上の理由などから就職が難しい学生もいる。また、希望する職種・分野への就職ができなかった学生や非正規雇用などの不安定就労、転職・結婚等を理由としない就職後３年以内の離職など、就職が必ずしもゴールではないという現状もある。

そこで、キャリア支援課では在学中の希望や支援ニーズをキャリア支援課による個別面談とキャリア支援Ⅰ～Ⅲの担当教員、実習担当教職員、学科教員、卒業研究担当教員などからの情報をもとに把握し、就職先とのマッチアップを図っていく。

また、非正規雇用で就職した卒業生、心身上の理由で就職が難しい卒業生、卒業後に離職した卒業生など、卒業後の就労について相談に訪れた卒業生に対しては個別相談を実施するとともに、卒業研究担当教員及び実習担当教員などから中途採用の求人情報を提供することを通じて卒業後のキャリア支援を検討していくこととする。

その他、企画情報センターが管理するアクティブアカデミーは、現在、学生データ管理の一元化を進めている。平成 28（2016）年度末から修学ポートフォリオ機能が加わり、就職支援活動についても利用範囲が拡がった。そこで次なるステップとして、自己分析への活用を検討する。なお平成 29（2017）年度は、現在利用しているシステムに関して、総合的かつ統合的な仕組みへと改善に向けて検討を始めている。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

平成 30（2018）年、社会福祉士国家試験合格者数及び合格率において本学は前年を上回る実績をあげることができた。その要因を特定することは困難だが、前年末の向上方策を受け、外部業者による対策講座を継続する（委託した業者の講座受講生は全国的に合格率が高い）とともに、受験勉強は自ら毎日行うことが基本である点をスタートアップ講座で周知する、個々の学生に一週間の学習予定表を作成させる、対策講座においては予習復習を義務づける、国家資格試験対策センターの委員である教員が外部業者の対策講座へこまめに顔を出して学生と共にある姿勢を見せ続ける、対策講座への出席や模擬試験等の成績が芳しくない学生を早期に把握して個別面談等を通じバックアップする等、自主的に勉強する枠組みの構築や、勉強へのモチベーションをアップさせるような取組みを行ったことがプラスに働いたと考えられる。したがって今後も同様の取組みを継続させることが肝要である。なお、このことは精神保健福祉士においても同様である。

介護福祉士については、これまで卒業時に資格取得が可能であったが、平成 29（2017）年度より養成施設卒業者には受験資格を付与し、卒業年次の学生が受験することとなった。ちなみに、平成 29（2017）年４月１日から平成 34（2022）年３月 31 日までの介護福祉士養成施設卒業者は、国家試験の受験有無に関わらず、卒業後５年間は介護福祉士の資格を有することができ、当該５年間のうちに国家試験に合格、もしくは介護現場に５年間従事するかいずれかを満たすことにより、引き続き介護福祉士としての資格を有することができる。平成 29（2017）年度の当初は、国家試験受験対策講座の実施を社会福祉士国家試験受験対策講座同様に外部業者へ委託することを考え準備を行っていたが、講座開始間際に業者が介護福祉士国家試験対策事業からの全面的な撤退という状況となったため、急遽、国家試験対策講座の経験のある講師

を招き開講することとなった。しかし、外部講師による講座によって学生のモチベーションが向上するなどのプラス効果が確認されたため、今後も外部講師による対策講座を継続することが必要と考える。また、校内模擬試験や全国統一模擬試験の実施を継続するとともに、介護福祉実習委員会と連携し、模擬試験等の成績状況に合わせた個別の学生指導も実施することにより、今後も受験勉強へのモチベーションがアップするような支援体制を整えていく。

また保育士に関しては、本学の社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースあるいは子ども学部子ども学科に在籍していない学生が毎年数名、保育士国家試験を受験している。児童福祉施設への就職を希望する学生の受験が主であり、福祉や心理の基礎を学んだ学生が保育士となって社会に出ていくことには意義がある。引き続き、学内開講科目の受講推奨、音楽表現の実技指導及び本学教員による個別指導を実施することで、資格取得希望者が合格できるような支援を行っていく。

一方、診療情報管理士については平成 28（2016）年度の合格者は４人であったが、平成 29（2017）年度においては、合格者が９人となった（【資料 2-3-20】）。今後も受験対策として、平成 29（2017）年度に実施した医療福祉学科の担当教員による受験対策等を継続して、合格者を輩出することを目指していく（【資料 2-3-36】）。

3) インターンシップ

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭等の資格取得は、福祉・医療の職場に就職する上で有利に働くことから、資格取得を希望する学生も多い。一方で、実習先の確保が継続的な課題となっている。また、障害や疾病などにより支援を必要とする学生が増加している現状から、実習の実施に困難さを抱えている学生もおり、こうした支援ニーズを持つ学生の支援体制を整備していくことが不可欠となっている。

そこで、実習施設・機関の新規開拓を強化するため、福祉実習指導センター、各種実習委員会及び実習担当教員を中心にした「静岡県社会福祉士会との連携」及び「静岡県精神保健福祉士協会との連携」を積極的に推進した結果、平成 29（2017）年度の新規登録施設は、社会福祉士については３か所、精神保健福祉士については１か所の新規実習先を確保した（【資料 2-3-37】）。地域団体との連携については、今後とも取組みを継続していく。

また、支援ニーズを抱える学生への対応については、少人数による実習クラスでの指導に加え、学生・教務課、学生支援総合センターと福祉実習指導センター、実習担当教員などが情報を共有するとともに、実習生との個別面談の実施、実習先への情報提供及び配慮依頼などによって、学生のニーズに応じた実習の実施、進路指導、制度やサービスの利用支援など、個々の学生の心身状態に合わせた丁寧なキャリア支援を実施していくこととしている。

2－4　学生サービス

2-4-①　学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2) 2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生生活支援

本学は、委員会組織のひとつであり、学生部長を委員長とした「学生厚生委員会」、学生が中心となっている組織「学友会」、センター組織のひとつ「学生支援総合センター」が学生生活支援の中心的役割を担っている。

ア　学生厚生委員会と学友会

学生厚生委員会は、学友会の設置機関である「代議員会」「体育会・文化会」「大学祭実行委員会」「会計監査委員会」「卒業行事委員会」の日常活動に関する指導・支援、予算管理・指導等を行っている（【資料 2-4-1】)。

また、新入生を対象に、学生厚生委員会が中心となり「ウェルカム・ミーティング」を開催している。平成 29（2017）年度より、学科単位での開催となり、よりきめ細かく新入生の把握に努めることができる機会となった。オリエンテーション期間において、新入生と教員が一緒に食事をとり、さらにレクリエーション活動等を通して親睦を図った。例えば、社会福祉学部健康福祉学科と子ども学部子ども学科では、「しずふくウォークラリー2018in 焼津」の合同開催を予定し、新入生、在学生、教員との協同活動を通して、自分を取り巻くさまざまな人々との関係構築の場にしたいと考えている（【資料 2-4-2】)。これらのイベントは、入学後の早期に他の学生や教職員との人間関係をうまく構築できることで、円滑な大学生活をスタートさせる役割を果たしている。

学友会の主な活動としては、学友会の設置機関である大学祭実行委員会が運営する毎年恒例の「静福祭（大学祭)」ほか、代議員会による各種行事（新入生歓迎会、トレジャーハンター、クリスマス会）がある。また、環境整備の一環として、学生厚生委員会と連携しながら「しずふくクリーンアップ大作戦」も実施している（【資料 2-4-3】、【資料 2-4-4】、【資料 2-4-5】)。

なお、学生厚生委員会独自の学生生活支援としては、専任教員がオフィスアワーを明示し、担当授業科目の内容に関する質問や学生生活に対する悩み、また就職への相談等、学生からの幅広いニーズに対応している（【資料 2-4-6】)。

イ　学生支援総合センター

一人暮らしの新入生に対して、「一人暮らし 1 年生の会」を開き、医療機関についての情報提供や、先輩学生の体験談話の機会を設け、一人暮らしの不安や心配事の軽減に努めている（【資料 2-4-7】)。

また、学生支援総合センターの下に、特に障害学生に対する支援を専門に行う「障害学生支援室」を設置し、平成 29（2017）年度は、学生・教務課と連携しながらノートテイク、教室内最前席の確保、病状周知等、学修に関する支援を行っている（【資料 2-4-8】)。

ウ　その他

その他学生生活支援として、大学基礎学等の授業を行う必修科目「キャリア支援Ⅰ」の授業の中で、学長が新入生全員を対象に 10～20 人程度のグループごとに話し合う「学長と話す会」を実施している（【資料 2-4-9】）。新入生の段階から学生と学長がコミュニケーションを図ることにより、大学全体の支援意思を示している。

また、事故被害による負担軽減を目的として「学生教育研究災害傷害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」への加入を全学生に対して行っている（【資料 2-4-10】）。

2) 経済支援

本学には、重層的な奨学金制度がある。「静岡福祉大学スカラシップ」は、勉学意欲に旺盛で優秀な入学者に、授業料の年額又は半額を減免する制度であり、入試結果を基に入試委員会及び教授会の議を経て、学長がスカラシップ生を決定する（【資料 2-4-11】）。２年次以上の学生に関しては、学業成績、人物が優れた学生や経済的援助を必要とする学生に、「特待生奨学金」「一般奨学金」が適用され、授業料の年額あるいは半額を支給する。この奨学金の決定は、前年度の成績、学生が提出した申請書類等に基づき社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに学生・教務課長の協議を経て、学長が行う（【資料 2-4-12】）。「静岡福祉大学児童福祉スカラシップ」は、児童養護施設や里親宅で生活している社会的養護が必要な学生に適用され、入試結果、出願書類等に基づき入試委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する（【資料 2-4-13】）。この他にも日本学生支援機構奨学金、各都道府県による介護福祉士修学資金貸付制度及び保育士修学資金貸付制度がある（【資料 2-4-14】）。

3) 学修支援

入学前の学力不足等を支える仕組みとして、外部業者による入学前準備教育を実施している。平成 30（2018）年度入学者の受講者数は、社会福祉学部が 39 人、子ども学部が 11 人であった（【資料 2-4-15】）。また、授業科目の内容に関する質問については、シラバスに授業ごとの受付方法を記載し、授業終了後にも担当教員が対応する等、オフィスアワーの時間帯に限定せず適宜対応するようにしている（【資料 2-4-16】）。

4) 保健管理

毎年度、４月のオリエンテーション時に、全学生に対して健康診断を実施し、必要に応じて保健指導を行っている（【資料 2-4-17】）。

平成 29（2017）年度の保健室利用状況は 2,039 件であり、平成 28（2016）年度の 1,321 件と比較し 718 件増加した（【資料 2-4-18】、【資料 2-4-19】）。特に増加した内容はベッド休養、保健指導、相談、体温測定をはじめとした諸測定などである。学生の個別の状況に応じたきめ細やかな対応を行った。

保健室では、これらの傾向を踏まえて平成 30（2018）年度より、養護教諭に代え看護師を常駐させるとともに、終了時間を 16 : 00 から 17 : 45 まで延長した。学生の怪我や体調不良等の相談に継続的に対応している。ストレスや悩み等の精神的な支援

は、学生支援総合センターと連携を図ることにより、更なる支援を推進している。また、校医による健康相談を年２回保健室で行っている（【資料 2-4-20】）。

学生支援総合センターでは、複数の専任教員（臨床心理士有資格者）、外部の心理カウンセラー（臨床心理士有資格者）及びスクールソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士有資格者）による相談日を設け、月曜日から金曜日の通常授業開講時に学生相談室を開設している（【資料 2-4-21】）。一年間の相談件数は、延べ件数で約 424 件であり、相談内容の内訳で最も多いのが「心の病気」で全体の３割を占める（【資料 2-4-22】）。

平成 30（2018）年度より、「心の病気」に関する相談に専門的に対応するため、外部の心理カウンセラー（臨床心理士有資格者）を１人増員した。

（3）2－4 の改善・向上方策（将来計画）

学生情報の閲覧システムが整備され、学生の修得単位数、時間割、所属ゼミ、学友会・所属団体（クラブ・サークル・同好会）活動の状況等が把握できるようになり、学生支援に活用している。引き続き、更なる学生支援に必要な情報の内容とその活用法に関し検討していく。

また現在、車いすを使用する入学者が増加していることもあり、学内の円滑な移動手段を確保するために必要な環境の整備が課題として挙げられる。当該学生の意見を聞きながら、学生厚生委員会、学生支援総合センター（障害学生支援室）及び事務部総務課が連携を図り、スロープや自動ドアの設置、エレベーターの増設等を検討していく。

2－5　学修環境の整備

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①　校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-②　実習施設、図書館等の有効活用

1）学修環境の整備

本学は、JR 東海道線焼津駅からバスで 20 分、西焼津駅からバスで 13 分、車でのアクセスは東名高速道路焼津・藤枝スマート IC から 10 分、焼津 IC から 15 分、吉田 IC から 15 分の場所にあり、キャンパスは１か所に配置され、自然にあふれた閑静な環境に位置する（【資料 2-5-1】）。

校地は、平成４（1992）年に地元自治体（焼津市）との公私協力方式で取得し、大学所有部分と無償貸与部分があるが、教育目的の達成のためには充分な面積を有している。

静岡福祉大学校地 33,395.8 ㎡　　　設置基準上必要面積 9,500 ㎡
（所有部分）　　18,182.7 ㎡
（借用部分）　　15,213.1 ㎡

校舎敷地面積及び運動場用地は、認証評価共通基礎データ様式１が示すように、それぞれ 21,384.8 ㎡、12,011.0 ㎡あり、校舎敷地面積は設置基準上の面積 6,470.4 ㎡を大きく上回っている。校舎建物については、以下のとおりである（【資料 2-5-2】）。

ア　教室棟（鉄筋コンクリート３階建て）

教室棟には、１階、２階に大教室３室（120 人教室）、中教室２室（80 人教室）、小教室２室（40 人教室）、保健室がある。保健室は平成 29（2017）年度に 2,039 件の相談がある等、多くの学生が活用している（【資料 2-5-3】）。３階には小教室４室（40 人教室）があり、そのうち２室は、企画情報センター施設として PC 及びセンターモニターを備えている（【資料 2-5-4】）。

イ　講義・厚生棟（鉄筋コンクリート２階建て）

講義・厚生棟の１階には、学生食堂（200 席）、中教室２室（70 人教室）がある。２階には、大講義室（無線 LAN 利用可・257 席）、演習室のほかに、心理学関連実験室２室、準備室、観察室兼編集室、プレイルーム・保育実習室が設置され、心理学の専門教育を行う環境を整えている。

また、福祉情報室には、医療分野や福祉情報分野の展示がなされ、各分野の学修が具体的な機器等の活用によって深められるようになっている。

さらに、心の相談センターが設置され、心のケア活動に従事する方々に対する支援を行い、卒業生のスーパーバイジングや地域・社会のメンタルヘルス改善活動に貢献することを目指している（【資料 2-5-5】）。さらに隣接して学生支援総合センターと障害学生支援室が同部屋に設置され、学生サービスの拠点として利用されている（【資料 2-5-6】、【資料 2-5-7】）。学生支援総合センターが行う学生相談は、平成 29（2017）年度は 424 件で、前年度の 371 件と比べ 53 件増加し、年平均約 400 件の相談対応を行っており、施設として欠かせない存在となっている（【資料 2-5-8】）。

ウ　福祉創造館（鉄筋コンクリート６階建て）

福祉創造館には、１階に学生の福利厚生施設である学生ホールとコンビニエンスストアがあり、カフェテリア部分に、無線 LAN 環境が整備されている。２階、３階は、第２大講義室（262 席）となっており、専用ビデオプロジェクター２基、書画カメラを備え、無線 LAN 等の対応ができる IT 環境が整った教室である。４階には中教室１室（60 人教室）、小教室２室（40 人教室）があり、授業や研修発表に使用されている。５階には、「保育実習指導センター」があり、幼稚園教諭及び保育士資格の実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-5-9】）。６階には、音楽室（１室）、リズム室（１室）、ピアノ練習室（10 室）があり、幼児教育の中心的な空間となっている。なお、４階、６階には各１室、５階には８室の研究室がある。

エ　介護福祉棟（鉄筋コンクリート３階建て）

介護福祉棟は、１階に地域交流センターがあり（【資料 2-5-10】）、地域貢献活動の拠点スペースとして活用されているほか、家政実習室、調理実習準備室、被服実習準備室、小教室がある。小教室には、人の動作を詳細に解析できる高速カメラ解析システム、有酸素的な能力を測定できる機器システム、平衡機能の指標となる重心動揺を測定することができる床反力計解析システムが設置されている。２階には研究室１室と「法人本部・事務局」があり、３階には研究室８室が配置されている。

オ　介護福祉実習棟（鉄骨平屋建て）

介護福祉実習棟は、入浴実習室や介護実習室など、充実した設備があり、介護福祉士養成科目の実技で活用しているほか、介護職員初任者研修や高校教員研修等にも有効利用されている（【資料 2-5-11】）。

カ　研究室棟（鉄筋コンクリート３階建て）

研究室棟は１階から３階まで合計 30 室の研究室が配置されている。また、１階には、福祉実習指導センターが設置され、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-5-12】）。

キ　管理棟（鉄筋コンクリート２階建て）

管理棟は、１階に学生・教務課、入試・広報課、総務課、キャリア支援課、企画情報室の事務スペースがあり、学生への対応を直接対面式のカウンターで実施している。さらに、学長の執務室、応接室、複数の会議室等があり、１階エントランスホールにはインターネットコーナーが設置されている。２階は図書館（567 ㎡）となっている。

図書館は、蔵書数（和書、洋書）42,834 冊、雑誌 71 種、視聴覚教材等 1,135 点を所蔵し、閲覧用の 118 席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を備え、それぞれの目的に即した自主学習環境となっている（【資料 2-5-13】）。

なお、図書館については、大学図書館機能にとどまらず、自主企画展の実施等、図書館独自の地域に対するサービスも実施しており、平成 27（2015）年１月には障がいの有無に関わらず誰でも楽しめるバリアフリー絵本を集めた「バリアフリー文庫」、平成 28（2016）年２月にはやなせたかしの作品とキンダーブック等の保育絵雑誌を集めた「キンダー文庫」を開設した（【資料 2-5-14】）。

【図 2-5-1　バリアフリー文庫】

【図 2-5-2　キンダー文庫】

ク　体育館（鉄筋コンクリート一部２階建て）及び運動場用地

体育館は、１階は各種スポーツ・健康関係の授業で使用されるほか、クラブ・サークル活動にも利用されている。２階には、バーベル、ランニングマシン、筋電計等を備えたトレーニング室があり､健康福祉関連の実技教育の教室ともなっている。体育施設は、体育館の他に「テニスコート」２面を有している。運動場用地は、授業で使用されるほか、クラブ・サークル活動でも使用されている。また、部室は２棟あり、部室棟１（鉄骨平屋建て）には部室９室とミーティングルームがあり、部室棟２（鉄骨平屋建て）には部室２室と学友会室があり、これらは学友会活動やクラブ・サークル活動等の拠点となっている。

2) 学修環境の適切な運営・管理

ア　学内情報ネットワークの環境

学内全体に LAN ケーブルを整備し、各棟には光ファイバーを敷設している。LAN は、学内の全教室、演習室、研究室、図書館に敷設し、また学生が自由にネットワークを使用できるエントランスホールのインターネットコーナーにも敷設し、食堂、教室棟、大講義室等の無線 LAN 設備とともに、ICT 化に対応した環境を整備している（【資料 2-5-4】)。

イ　講義室等の運営・管理

毎年度、事務部総務課により、夏期休暇期間を中心に校舎の改修、改良工事を進め、平成 29（2017）年度は、講義厚生棟・研究室棟間２階渡り廊下スロープ改修工事を行った。

また、教育備品に関しては、学生・教務課が管理しており、平成 29（2017）年度は、第２大講義室のプロジェクター等ＡＶ機器の更新を行った。(【資料 2-5-15】、【資料 2-5-16】)。

なお、大学施設等の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき、管理運営を行っている（【資料 2-5-17】)。

ウ　危機管理体制の運営・管理

学生便覧に、学生用の災害対策マニュアルを掲載し、その中で全ての建物の避難経路や避難場所を図示し、周知に努めている（【資料 2-5-18】）。教職員用の災害対策マニュアルも作成しており、災害対策本部体制や災害時の役割分担等を明記している（【資料 2-5-19】）。

防火防災管理については、防火防災対策委員会を設置し、組織的な防火防災に努めており、平成 29（2017）年度は、11 月 27 日（月）に防災訓練を実施した（【資料 2-5-20】、【資料 2-5-21】、【資料 2-5-22】）。

また、災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品の備蓄品に関し、消費・使用期限等の点検を行っている。これらの情報は「防災備蓄品マニュアル」として誰でも閲覧できるように、事務部に備えてある（【資料 2-5-23】）。

2-5-③　バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、バリアフリー化に努めており、学内の建物をつなぐ渡り廊下の出入口を自動ドアにし、福祉創造館から教室棟、講義・厚生棟（２階）への車いすでの移動が可能で、教室棟１階の保健室、101 教室、102 教室、103 教室については出入口をスライドドアにした。また、体育館と教室棟の出入口のスロープの拡幅と傾斜を緩くする改良を行うとともに、管理棟裏出入口、講義厚生棟１階学生食堂出入口、介護福祉実習棟に架かる渡り廊下のスロープにおいても同様に、拡幅と傾斜を緩くする改良を行う等、障害学生が受講しやすい教育環境を整えた。

また、大教室のうち１教室は、スライディングウォールによる区画により受講生数に応じた教室サイズへの変更が可能で、教室の有効活用を行っている。

その他エレベーター１基、障害者用トイレ２か所等を設置している。

2-5-④　授業を行う学生数の適切な管理

履修人数別の開講科目数は、【表 2-5-1】のように、履修者数 20 人以下が 63.5%と半数以上に達し、40 人以下では 92.1%と９割強を占めている。

履修人数	科目数	割合
101 人以上	2	0.6%
81 人～100 人	5	1.6%
61 人～ 80 人	2	0.6%
41 人～ 60 人	16	5.1%
21 人～ 40 人	90	28.6%
1 人～ 20 人	200	63.5%
合　　計	315	100.0%

【表 2-5-1】平成 30（2018）年度　履修人数別開講科目数

社会福祉士及び精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は 20 人以内で実施する要件があり、学科ごとに 20 人以内のクラスを設けている。その他専門分野の演習・実習系科目においても 40 人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォロ

ーアップが可能な体制を採用し、教育効果を高めている。また、基礎科目においても、１年次必修科目であるキャリア支援Ⅰは 40 人程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を整えている（【資料 2-5-24】）。

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、福祉系大学として施設のバリアフリー化を順次進めているところである。平成 30（2018）年度は、管理棟北側入口の自動ドアの設置、正門のスロープ化、302 教室及び 303 教室の段差改善を行う予定である。加えて、将来的にエレベーターを増設するための検討をはじめることとしている。

また、本学が平成 22（2010）年度に策定した「危機管理マニュアル」は、東日本大震災以前のものであるため、地震に対しての想定見直しが急務となっている。そこで、危機管理委員会において、平成 30（2018）年度中を目途に改正に向けた協議を進めていく。

2－6　学生の意見・要望への対応

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-②　心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③　学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学生の意見・要望を把握するために、以下の調査等を実施している。

1）学生生活調査

本学の委員会組織のひとつである「学生厚生委員会」が中心となり、毎年度、学生の生活状況や大学に対するニーズを把握するために、全学年を対象にマークシート形式による「学生生活調査」を実施している。調査結果は、「学生生活調査報告書」として、集計、分析及び検討結果を冊子にまとめ、充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けての資料としている（【資料 2-6-1】、【資料 2-6-2】）。

平成 29（2017）年度の学生生活調査報告書によれば、「大学の満足度」で継続的な課題となっている通学バスの本数不足については、バスの増便に向けて路線バス運行会社との協議を継続的に行っている（【資料 2-6-3】）。

また、学食、売店の改善については、学生厚生委員会内に「学食・コンビニ（売店）支援」担当委員を置き、学生の要望に応じたメニューや学食環境、売店の改善に向け

て、学食、売店業者との協議を学生の代表を交え行っている（【資料 2-6-4】）。

「教室、体育館などの授業関連の施設」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 68.7%に対し「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 30.6%であった。また、「トイレ、学生ホール、部室などの福利厚生」については「とても満足している」及び「やや満足している」が 65.9%に対し、「あまり満足していない」及び「全然満足していない」が 33.4%となっている（【資料 2-6-1】）。

その他、調査項目に「施設や制度、対応等大学への要望や意見」という自由記述欄を設けており、学生からの声を汲み取ることに努めている。

2）学修環境の改善等に関する要望書

平成 29（2017）年度の自己点検評価書において「改善・向上方策（将来計画）」に掲げた学修環境の改善等に関しては、学内の体制を整え、学生からの要望を聞く「学修環境の改善等に関する要望書」を作成し、平成 30（2018）年 4 月より「学生厚生委員会」が中心となり運用している。

運用方法としては、以下のとおりである（【資料 2-6-5】、【資料 2-6-6】、【資料 2-6-7】）。

ア　個人又は団体（サークル等）が、「学修環境の改善等に関する要望書」に「要望事項・要望理由」を記載し、学生・教務課に提出する。

イ　提出された要望書の内容は、学生厚生委員会で検討する。

ウ　内容が適当であると判断、承認した場合には、「学生厚生委員会」からの要望として発議し、「学長・副学長・事務部長・学生教務課長・総務課長・その他関係部署」に回覧する。

エ　学長決裁により対応方法が決定する。

オ　結果は、改善、要望内容に対する改善の可否に関わらず、届出のあった個人又は団体（サークル等）にフィードバックする。

(3) 2−6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30（2018）年 4 月より運用している「学修環境の改善等に関する要望書」について、今後も学生への周知と迅速に対応できる体制を引き続き整備していくとともに、円滑なフィードバックの方法についても検討していく。具体的には「キャンパスライフの手引き」への記載や学務システム「アクティブ・アカデミー」の活用を考えている。

[基準 2 の自己評価]

本学では、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定しており、ホームページ、大学案内、学生募集要項等を活用し、広く周知に努めている。そのアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを AO 入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、社会人特別選抜入試、外国人特別選抜入試及び編入学試験において実施しているが、検証するまでには至っていない。一般入試と大学入試センター試験利用入試においては実施していないため今後、実施すること、さらに検証することが今後の課題である。

入学定員は、230 名であるが、入学者は平成 28（2016）年度が 199 名（充足率 0.84）、平成 29（2017）年度 196 名（充足率 0.82）、平成 30（2018）年度は 173 名（充足率

0.76）と減少している。平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度の大幅な減少は、福祉心理学科と子ども学科に見られ、その原因は、県内競合校の定員増加及び新校舎建設等による影響によるものと考えられる。

入学者の減少傾向に歯止めをかけるべく、本学では、静岡精華学園みらい躍進計画に基づき、平成 31（2019）年度より学科再編成を行うことを決定している。具体的には、①社会福祉学部福祉心理学科と子ども学部子ども学科の定員増加、②社会福祉学部医療福祉学科の募集停止、③子ども学部子ども学科に小学校教職課程の設置である。この再編成計画を広く高校生に周知し、入学者の増加を図ることが今後の課題である。

学修支援については、年度当初のオリエンテーションにおける各学年次に対応した履修相談及び支援を教職員が連携しつつ実施しているほか、演習及び実習系の科目では担当する教員グループが協働し、学生の情報を交換、共有しつつ授業に臨んでいる。さらに、オフィスアワー制度、学生支援総合センターの取組み、学科所属の担当教員の重層的な仕組みを構築し、学生のニーズの多様性に応えている点を特徴としている。また、ＦＤ活動の一環として学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

今後、よりきめ細かな学修支援を実現するためには、企画情報センターを中心に、学生カルテ等の活用による学生支援の充実に向けた検討が必要である。

キャリア支援については、１年次から３年次までの必修科目「キャリア支援Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設け、基礎から応用へと社会的・職業的自立に関するキャリア形成を図るための教育体系及び指導体制を整備している。担当教員による専門的知識・技術の指導はもちろんであるが、事務部キャリア支援課の職員も教員と連携を図り、就職活動に向けた指導を実施している。本学の就職、とりわけ福祉系の施設等への就職に関連する資格取得については、国家資格試験対策センターを設置し、外部業者に委託して受験学生を対象とする受講料無料の国家試験対策講座、模擬試験等の支援を実施している。

インターンシップに関しては、正規の教育課程として位置づけられた実習教育に加えて、民間企業、行政が実施するインターンシップを学生に紹介し、積極的に参加を呼びかけている。

学生サービスについては、学生生活支援、経済支援、修学支援、保健管理の各領域で組織的な支援体制を整備している。特に、学生支援総合センター及び学生厚生委員会が中心となって組織的な支援を実施し、関連部署である障害学生支援室、保健室が個別の対応を行い、学生の抱える多様な課題の整理と解決を図っている。毎年度実施する学生生活調査からは､学生生活全般に関する学生の意見や要望を把握することが可能であり、それらの分析結果を各部署にフィードバックすることにより、支援の充実に役立てている。

学修環境の整備については、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、ICT 化の流れの中で学生に情報活用の機会を提供するネットワーク環境や障害学生の学生生活を保障する自動ドアやスロープの設置によるバリアフリー化等、本学の教育目的に適した環境を整えている。しかし、車いすを使用する入学者が増加していることから、学内の円滑な移動手段を確保するためにエレベーターの増設等を検討していく必要がある。

学生の意見・要望への対応については、学生厚生委員会が中心になり、毎年度、全学

生を対象に「学生生活調査」を実施し、その結果は、学生が充実したキャンパスライフを過ごすために必要な学修支援及び学修環境の改善に向けての資料としている。さらに、学生厚生委員会は、学生の意見・要望を随時把握できるよう「学習環境の改善等に関する要望書」を作成し、平成 30（2018）年４月より運用を始めた。今後は、学生への周知と迅速に対応できる体制を引き続き整備していくことが求められる。

基準 3. 教育課程

3－1　単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

基準項目 1-2 で述べたとおり、本学のディプロマ・ポリシーは、使命・目的及び静岡福祉大学学則第４条に規定している教育研究上の目的を踏まえて策定している。ディプロマ･ポリシーは社会からのニーズ､学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、学生便覧、ホームページ及び大学案内で学内外に発信している（【資料 3-1-1】、【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】）。

3-1-②　ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1）単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、学位審査基準の策定

ア　単位認定基準

カリキュラム・ポリシーに基づいて構築された科目群に対し、後述のように定めた卒業要件を満たすことにより、ディプロマ・ポリシーにふさわしい学生の育成が可能となる。

平成 30（2018）年度のシラバスより、全ての科目に対し、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関連の記載を義務づけ、それぞれの科目が本学のディプロマ･ポリシーにどのように資するのかをシラバスに明示することにより、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を周知している（【資料 3-1-4】）。

イ　進級基準、卒業認定基準

本学では、【表 3-4】のとおり、進級の要件を定めておらず、卒業認定基準のみを策定している。卒業認定基準は、静岡福祉大学学則第 40 条第１項に以下のとおり規定している（【資料 3-1-5】）。

第 40 条　本学に４年（第 15 条第２項、同条第３項、第 19 条又は第 20 条の規定により編入学、転入学又は再入学した者については、第 21 条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表第３に規定する各学科所定の卒業に必要な単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

なお、静岡福祉大学学則第 40 条第１項の条文に記載されている別表第３とは、以下の表を指す（【資料 3-1-5】)。

社会福祉学部　福祉心理学科　2015 年度入学者

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	10 単位以上
	心理科目	12 単位以上
	精神保健科目	4 単位以上
	他学科開講科目	0～10 単位
	卒業研究	0～ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合　　計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援Ⅰ～Ⅲ-A・B　6 単位必修

社会福祉学部　福祉心理学科　2016～2018 年度入学者

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	10 単位以上
	心理科目	12 単位以上
	精神保健科目	4 単位以上
	介護福祉科目Ⅰ群	0 単位以上
	他学科開講科目	0～10 単位
	卒業研究	0～ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合　　計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援Ⅰ～Ⅲ-A・B　6 単位必修

社会福祉学部　医療福祉学科　2015 年度入学者

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	16 単位以上
	基盤情報科目	6 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	10 単位以上
	福祉情報科目	4 単位以上
	医療福祉科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群	12 単位以上
	他学科開講科目	0~10 単位
	卒業研究	0~ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合　　計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援Ⅰ～Ⅲ-A・B　6 単位必修

社会福祉学部　医療福祉学科　2016 年度以降入学者

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	16 単位以上
	基盤情報科目	6 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	10 単位以上
	福祉情報科目	4 単位以上
	医療福祉科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ群	12 単位以上
	介護福祉科目Ⅰ群	0 単位以上
	他学科開講科目	0~10 単位
	卒業研究	0~ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合　　計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上

※キャリア支援Ⅰ～Ⅲ-A・B　6 単位必修

社会福祉学部　健康福祉学科　2015 年度以降入学者

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	10 単位以上
	介護福祉科目Ⅰ・Ⅱ群	12 単位以上
	健康福祉科目	4 単位以上
	他学科開講科目	0~16 単位
	卒業研究	0~ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合　計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上
※キャリア支援Ⅰ～Ⅲ-A・B　6 単位以上
※健康科学概論　2 単位必修

子ども学部　子ども学科　2015 年度以降入学者

科目区分		修得単位
基礎科目	人文科学・社会科学・自然科学	4 単位以上
	外国語	2 単位以上
	スポーツ	4 単位以上
	総合基礎	6 単位以上
	基盤情報	2 単位以上
	計	18 単位以上
専門科目	専門科目	106 単位以上
他学部他学科の 基礎科目または専門科目		0~16 単位 （基礎科目または 専門科目に算入）
合　計		124 単位以上

※卒業単位 124 単位以上
※基礎科目　各 1 単位必修
キャリア支援Ⅰ-A、キャリア支援Ⅰ-B、キャリア支援Ⅱ-A、
キャリア支援Ⅱ-B、キャリア支援Ⅲ-A、キャリア支援Ⅲ-B

※基礎科目　各 2 単位必修
　生活と健康、スポーツ実習

※専門科目　各 1 単位必修
　子どもと運動Ⅰ、子どもと運動Ⅱ、保育内容（健康Ⅰ）、
　保育内容（人間関係Ⅰ）、保育内容（環境Ⅰ）、保育内容（言葉Ⅰ）、
　保育内容（表現Ⅰ）、保育内容（健康Ⅱ）、保育内容（人間関係Ⅱ）、
　保育内容（環境Ⅱ）、保育内容（言葉Ⅱ）、保育内容（表現Ⅱ）

※専門科目　各 2 単位必修
　国語、子どもと言葉、生活、音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲ、造形表現Ⅰ、
　造形表現Ⅱ、教職・保育者論、教育原理、発達心理学、障がい児保育、
　教育社会学、保育内容総論、教育方法論、幼児理解の理論と方法、
　保育・教育相談、保育原理、子ども家庭福祉、保育実践入門、卒業研究Ⅰ

※専門科目　各 4 単位必修
　教育・保育課程論、卒業研究Ⅱ

ウ　学位審査基準

学位については、学校教育法及び学位規則に基づき、静岡福祉大学学則第 41 条に以下のとおり規定している（【資料 3-1-5】）。

第 41 条　卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

社会福祉学部	福祉心理学科	学士（福祉心理学）
	医療福祉学科	学士（医療福祉学）
	健康福祉学科	学士（健康福祉学）
子ども学部	子ども学科	学士（子ども学）

2) 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、学位審査基準の周知

単位認定基準は、シラバスに掲載し学生に配付することにより周知している（【資料 3-1-6】）。なお、シラバスは web 上でも閲覧することが可能となっている。また、卒業認定基準及び学位審査基準についても、カリキュラム表及び学生便覧に掲載し、学生に配付することで周知している（【資料 3-1-7】、【資料 3-1-8】）。

3-1-③　単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 単位認定基準

ア　履修登録

履修登録では、各自で年間の受講計画を立てて、講義を受講し試験を受けて、単位を修得する意思を示すことを課している。したがって、カリキュラム内容を把握

し、卒業・取得希望資格等を考慮して、年間の受講計画を記載して履修登録をする必要がある。

本学では、前期の履修登録時に後期科目も履修登録することを基本としているが、後期履修変更期間に変更を認めている。前期と後期にそれぞれ履修登録確認期間があり、登録の訂正は当該期間中に行う必要がある。前年度に単位が修得できなかった科目は、再度履修することができる。ただし、修得済みの科目は再履修することができない（【資料 3-1-9】）。

イ　単位修得について

単位修得については、筆記試験及びレポート他、本学において実施する試験に合格しなければならない。授業科目によっては、各種検定試験の結果に基づき単位認定が行われる場合がある。また、所定の期間在学しても、履修上の不備や出席日数の不足等により、単位数が不足している場合は、卒業が認定されず留年となる。なお、「単位数が不足している」状態とは、総単位数が不足していることだけではなく、科目群ごとの最低修得単位数が不足している場合や必修科目が不合格である場合も含む（【資料 3-1-9】、【資料 3-1-10】）。

2) 成績評価について

各授業科目の学業成績は、学期末の試験（筆記・レポート（論文・作品）・実技・実験・実習等）の成績、平素の学習状況（出席、遅刻等）等を総合して、授業担当教員が評価を行う。成績評価の基準・方法については、授業科目ごとにシラバスに明記している。

成績評価は「秀・優・良・可・不可、履修中・認定」をもって表し、可以上を合格、不可を不合格としている（【資料 3-1-10】）。

なお、社会福祉士等の実習に関する評価方法については、学内で開講する授業科目の評価方法とは異なっている。

ア　相談援助実習評価

社会福祉士養成における相談援助実習の成績評価については、実習配属先施設・機関の指導者による評価が重要となる。社会福祉演習実習委員会では、実習による学習成果の到達度評価の基準について、客観性を確保するため、配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、実習担当教員（実習指導クラス担当教員及び巡回指導担当教員）の合議により最終的な評価を決定することとしている。そのための評価方法として、「実習施設・機関が、実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回担当教員による巡回指導」「実習日誌」を用いている（【資料 3-1-11】）。

イ　精神保健福祉援助実習評価

精神保健福祉士養成における実習（精神保健福祉援助実習）でも、精神科医療機関及び障害福祉サービス事業所においての評価に関し、「実習施設・機関が実習の様

子・実習日誌を基に評価する実習評価票」「実習巡回指導教員による巡回指導」「実習日誌」等を用いて行っている。これらの評価を精神保健福祉実習委員会による合議により決定している（【資料 3-1-12】)。

ウ　介護福祉実習評価

健康福祉学科の介護福祉実習は、１年次から３年次までの積み上げによる現場実習により実施しており、実習の評価においては、上記相談援助実習と同様に、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、介護実習委員会において評価を実施している（【資料 3-1-13】)。

エ　診療情報管理士に係る病院実習評価

医療福祉学科の診療情報管理士に係る病院実習の評価においては、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導､訪問指導､事後指導を総合的に調整し、診療情報管理士養成委員会による評価を実施している（【資料 3-1-14】)。

オ　教育実習評価（高等学校教諭一種免許状「福祉」)

高等学校教諭一種免許状「福祉」取得のための教育実習の評価は、教育実習事前指導及び実習先の評価、教育実習日誌・レポート、実習巡回指導者による評価等を総合的に調整して実施している（【資料 3-1-15】)。

カ　幼稚園教育実習評価及び保育実習評価

子ども学部子ども学科における幼稚園教育実習及び保育実習の評価は、実習先の実習評価、実習日誌の評価、個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）の３つを点数化することで評価し、保育実習委員会で最終確認を行っている（【資料 3-1-16】)。

3) GPA 制度

本学では、学業成績評価を５段階評価とするとともに、GPA 制度による成績評価を実施している（【資料 3-1-17】)。

ア　GP の計算方法

学年ごとに授業科目の成績を５段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して、以下の GP を与える。

成績評価	秀	優	良	可	不　可
評　価	S	A	B	C	D
G　P	4.0	3.0	2.0	1.0	0

イ　GPAの計算式

【学年GPA】

$$\frac{4.0\times S\text{の修得単位数}+3.0\times A\text{の修得単位数}+2.0\times B\text{の修得単位数}+1.0\times C\text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「D」の単位数を含む）}}$$

【通算GPA】

$$\frac{\text{（各学年に評価を受けた科目で得た取得ポイントの合計）の総和}}{\text{（各学年に評価を受けた科目の単位数の合計）の総和}}$$

注1　取得ポイントとは、「(評価を受けた科目で得たGP）×（その科目の単位数）である。

注2　GPAの計算は、小数点第3位を四捨五入するものとする。

ウ　GPA制度導入に伴う注意事項

履修登録変更期間を過ぎて履修登録の取消しや変更は認められないので、登録した科目を途中放棄した場合や未受験であっても評価（不可）を受けた科目として単位数が計算される。

エ　GPA制度の活用方法

本学における、GPA制度の活用方法は以下のとおりである。

(ｱ) 科目の過剰登録を防ぎ学習時間を確保するため、CAP制を導入し各学年で履修登録可能な単位数の上限を年間50単位と定めているが、直前の学年のGPAが3.4以上の者については、年間56単位まで履修登録を認めている（【資料3-1-18】)。

(ｲ) 本学独自の奨学金である「特待生奨学金」において、成績優秀者を決定する指標としてGPAの学年順位を採用している（【資料3-1-19】)。

(ｳ) 経済的援助を必要とする者に対する「一般奨学金」の選考において、GPAを参考資料として採用している（【資料3-1-19】、【資料3-1-20】)。

(ｴ) 授業料を4年間全額減免する「特別スカラシップ」においては、２年次以降の減免条件者をGPA3.2以上としている（【資料3-1-21】)。

4）卒業判定について

後期に行われた定期試験の成績評価が行われた後、最終学年の学生に関する全ての単位修得状況を集計し、教務委員会にて卒業要件を満たしているか否かについて審議を行う（予備判定)。

その後、予備判定の結果を基に、教授会において卒業判定に関する審議を行う。教授会での審議の結果は、速やかに学長に報告され、学長の決定をもって正式な卒業判定結果としている（【資料3-1-22】)。

(3) 3－1の改善・向上方策（将来計画）

本学における単位認定基準、卒業認定基準等の仕組みは問題なく機能しているが、近年課題となっているのは、発達障害・身体障害等を含む学修上の課題を抱えた学生の評価法である。学生一人ひとりの状況が多岐にわたることから、合理的な配慮や評価をいかに実施していくかが課題となっている。平成 28（2016）年度より、教務部長及び学生支援総合センター長を中心に今後の支援策の検討を進めているが、現在も継続中である。

平成 31（2019）年度より、本学園の中期計画である「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」に基づき、学科の再編成を予定している。したがって、中期計画を推進するための特別委員会「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」において、三つのポリシーの見直しを検討しているところである。検討の際には、教育目的等を踏まえたポリシーを策定することを念頭に置くものとする。

3－2　教育課程及び教授方法

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④　教養教育の実施

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①　カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、基準項目 1-2 で述べたとおり、建学の精神・基本理念（教育理念）、使命・目的、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシーに基づき策定している。カリキュラム・ポリシーは社会からのニーズ、学生の現状などを踏まえて年度毎に見直しを行い、ホームページ及び大学案内により周知を図っている（【資料 3-2-1】、【資料 3-2-2】）。

3-2-②　カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを編成している。カリキュラム・ポリシーに基づいて構築された科目群に対し、上述の卒業要件を満たすことにより、ディプロマ・ポリシーにふさわしい学生の育成が可能となる。これらのポリシーと実際に行われている教育との整合性については次節以降で述べるとおりである。

3-2-③　カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

1）教育課程編成区分及び編成方針

本学では、科目群ごとに教育課程の編成方針を定めており、カリキュラム・ポリシーに沿ったシラバスの適正化を図り、同時に履修要件と履修登録単位数の適切なカリキュラムとなるべく、毎年度見直しを行っている。平成 30（2018）年度の教育課程

の編成方針は、以下のとおりである。

ア　社会福祉学部

社会福祉学部の教育課程は、「基礎科目」及び「専門科目（社会福祉学部共通専門科目・学科専門科目）」により体系的に構成されている。各科目群の編成区分並びに編成方針は【表 3-2-1】のとおりである。この方針は、本学の管理運営に関する重要事項を審議する「運営協議会」による協議を経て、学長が決定したものである（【資料 3-2-3】）。

基礎科目	
外国語科目	専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語によるコミュニケーション能力を養い、国際化社会における異文化理解の基盤を確立する。
総合基礎科目	人間理解を基礎とした、広い視野と論理的な思考を形成する文化的・社会的・科学的教養を確立する。
基盤情報科目	情報化社会での知的活動及び大学での学習を支えるための基礎知識並びに基盤的スキルを修得する。
社会福祉学部共通専門科目	
社会福祉科目（Ⅰ群･Ⅱ群）	社会福祉に関する基礎的･基幹的知識の獲得と実践的修得（Ⅰ群）、及び福祉社会の理解に資する、より幅広い知識の獲得並びに総合的な理解を目指す（Ⅱ群）。
卒業研究	これまで修得してきた知識や技能を総合し、特定のテーマについて主体的に研究し、科学的理解や分析を深める過程を通して、一定の研究成果を獲得する。
福祉心理学科専門科目	
心理科目	心理学に関する基礎的および応用的知識を獲得し、実践的に修得する。
精神保健科目	精神保健並びに精神保健福祉に関する基礎的な知識と精神保健福祉士として必要な基礎･専門的知識と援助技術を実践的に修得する。
医療福祉学科専門科目	
福祉情報科目	福祉･医療現場の情報化を担う情報技術を獲得し、バリアフリー・ユニバーサルデザインや情報保障に関する体系的･実践的知識を修得する。
医療福祉科目（Ⅰ群･Ⅱ群･Ⅲ群）	医療情報の管理･活用に要する知識を理解し実践する（Ⅰ群）、及び医療現場における相談援助･事務管理・精神保健に関する知識を獲得し実践的に修得する（Ⅱ群・Ⅲ群）。
健康福祉学科専門科目	
介護福祉科目	介護福祉の実践に要する体系的知識を修得し（Ⅰ群）、介護現場

（Ⅰ群･Ⅱ群）	で必須とされる技法を実践的に修得する（Ⅱ群）。
健康福祉科目	健康の維持･増進のための科学的･体系的知識を、運動処方･介護予防等の具体的問題意識をもって体得する。

【表 3-2-1】　社会福祉学部の科目群編成区分並びに編成方針

基礎科目は、人と社会に対する幅広い理解、人の尊厳・価値を学び、主体性と社会性を伴った課題解決力、良き市民としての基礎的能力を身につけることをねらいとして、「外国語科目」「総合基礎科目」「基盤情報科目」の３科目群の講義及び演習で構成している。

「総合基礎科目」には、「キャリア支援」科目（１～３年次必修）を設置し、社会人として総合的なキャリア形成を図るための教育体系を段階的に設定している。社会人になるための知識と自己表現法を学び、キャリアデザインを実践し、社会人基礎力を獲得することができるよう構成している。

専門科目は、社会の中で専門性を発揮できる職業人の知識とスキルを修得するために編成している。社会福祉学部共通専門科目として「社会福祉科目（Ⅰ群･Ⅱ群）」「卒業研究」を設け、社会福祉学部学科専門科目として、福祉心理学科においては「心理科目」「精神保健科目」を、医療福祉学科においては「福祉情報科目」「医療福祉科目（Ⅰ群･Ⅱ群・Ⅲ群)」を、健康福祉学科においては「介護福祉科目（Ⅰ群･Ⅱ群)」「健康福祉科目」を編成している。

「社会福祉科目（Ⅰ群・Ⅱ群)」は、専門教育の基軸として社会福祉学部共通専門科目を設定している。「社会福祉科目」は、講義科目によって①人と社会の理解、②人間の尊厳（価値・態度）の理解を目的とした社会福祉の基礎的・基幹的知識（Ⅰ群）並びにより幅広い知識（Ⅱ群）を効果的に修得するとともに、③課題を発見し解決する力、④対人コミュニケーション・実践力を身につけた相談援助の能力の涵養を図る観点から、段階的に運用される演習・実習指導・実習に多くの時間を配分している。なお、Ⅰ群は、社会福祉士国家試験の受験資格の指定科目に基づいて編成している。

学科専門科目は、各学科の専門的な学問体系の履修を目的として分野別に構成されている。また、一定の範囲内で他学科開講科目の受講を認める等、学生の多様な学習ニーズにも柔軟に応えている。

「心理科目」は、主に講義科目によって心理学や臨床心理学の基礎から応用に至る知識を教授するとともに､少人数のカウンセリング演習を設置することによって、状況に応じた知識の総合と応用の方法の体得、心のスペシャリストたるスキルの修得を図っている。

「精神保健科目」は、精神保健並びに精神保健福祉に関する基礎から実践的な展開に至る知識と技術の講義を行うと同時に､演習･実習の時間を多く配分している。人の理解と心の病に寄り添い支援する専門職として、実践力の養成に努めている。精神保健福祉領域で働く精神保健福祉士受験資格の指定科目を配置し、また、より高度な専門性の知識と技術の獲得に必要な科目を編成している。

「福祉情報科目」は、講義科目によって障害者をめぐる生活環境の改善、情報保

障やバリアフリー・ユニバーサルデザインについての基本的知識を身につけると同時に、多くの演習を配置することによって、医療・福祉の段階的・総合的理解と情報技術の応用を可能としている。

「医療福祉科目」では､講義科目によって基礎から展開に至る知識を吸収しつつ、演習と現場での実習によって、医療・福祉現場における情報管理（Ⅰ群)・事務管理（Ⅱ群)・精神保健（Ⅲ群）を担う知的専門職としての実践的経験を得られるよう配置・構成している。

「介護福祉科目」では、講義による体系的知識の獲得（Ⅰ群）と並行して演習による介護技術の修得を重視し、多くの現場実習を配する（Ⅱ群）ことによって、指導的な介護福祉従事者としての実践能力の涵養に努めている。

「健康福祉科目」は、講義科目を軸にした食育を含む健康科学・健康管理の理解を押し進めるとともに、多くの演習・実習を設けることによって障害者・高齢者への運動処方等の具体的問題意識の下での実践的学習を図っている（【資料 3-2-4】)。

イ　子ども学部

子ども学部子ども学科の教育課程においては､「基礎科目」と「専門科目」が体系的に編成されている。各科目群の編成区分並びに編成方針は【表 3-2-2】のとおりである。社会福祉学部と同様、子ども学部の編成方針も運営協議会の協議を経て、学長が決定している（【資料 3-2-3】)。

基礎科目	
人文科学	社会人として必要な日本語能力を高めるとともに、現代の日本文化への造詣を深める。
社会科学	日本と外国の歴史と文化を学び、現代日本の経済、法律、社会に関して学ぶ
自然科学	自然と環境、生命について学ぶとともに、統計的知識も身につける。
外国語	専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語によるコミュニケーション能力を養い、国際化社会における異文化理解の基盤を確立する。
スポーツ	健康維持・スポーツ推進における知的活動及び大学での学習を支えるための基礎知識並びに基盤的スキルを修得する。
総合基礎	大学生活をデザインするとともに、社会人として活躍し得る基礎能力を身につけ、就職に向けての力をつける。
基盤情報	情報化社会での知的活動及び大学での学習を支えるための基礎的知識並びに基盤的スキルを修得する。
専門科目	
教育と保育	教育及び保育の基礎理論・子どもの発達に関する理解とそれを実践的に学ぶ。

家庭支援と福祉	保育の位置づけを社会福祉との関連で理解する。
地域と子育て支援	地域社会の理解と子育て支援の意義について学び、地域での活動を担う技術や支援方法を学ぶ。
発達障害児と保護者支援	発達障害児や気になる子どもへの理解を深め、その保護者や家族を支援できる資質を修得する。
卒業研究	問題意識をもって課題に取り組むことを学ぶ。

【表 3-2-2】　子ども学部子ども学科の科目群編成区分並びに編成方針

基礎科目は、専門分野の枠を超えた知識やコミュニケーション能力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解することを目的とし、７科目群に分けている。

人文科学の分野では、社会人として必要な日本語能力（聞く・話す・読む・書く）を高めるとともに、現代の日本語への造詣を深めるため、「日本語 A」「日本語 B」「日本語表現法 A」「日本語表現法 B」を設けている。

社会科学の分野では、日本と外国の歴史と文化を学び、現代日本の経済、法律、社会に関して学ぶため、「日本史」「外国史」「比較文化論」「現代日本の経済」「日本国憲法」「日本現代社会論」を設けている。

自然科学の分野では、自然と環境、医学、統計的な基礎知識を学ぶため、「自然科学の基礎」「医学知識」「統計学の基礎」を設け、さらに、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察を身につけるために、倫理的な分野である「生命と倫理」を設けている。

外国語の分野では、グローバル化の進む社会で必要不可欠になりつつある「外国語」と、卒業後、社会へ出た際、即戦力となるためには必要不可欠である外国語によるコミュニケーション能力を身につけるための科目を配置している。外国語ではグローバル化の進む社会の中で標準言語ともいえる「英語（A・B・C・D)」と、世界的に重要な位置を占めつつある中国の言語である「中国語（A・B)」を設けている。またグローバル社会における実践的なコミュニケーション能力を高める「英語コミュニケーション（A・B・C・D)」も設けている。

スポーツの分野では、障害者や高齢者を含めた健康的な暮らしは「心身の相関をよく理解すること」であると考え、保健・体育に関する理論として「生活と健康」、実技の科目として「スポーツ実習」「レクリエーション実習」を設置している。またレクリエーションインストラクターの資格取得にも結び付けている。

総合基礎の分野では、大学生活をデザインするとともに、社会人として活躍し得る基礎能力を身につけ、就職に向けての力をつけることを目的として「キャリア支援Ⅰ－A」「キャリア支援Ⅰ－B」「キャリア支援Ⅱ－A」「キャリア支援Ⅱ－B」「キャリア支援Ⅲ－A」「キャリア支援Ⅲ－B」を設けている。

基盤情報の分野では、現代社会でその知識やスキルが必須条件となっている「情報リテラシー」「表計算演習」「コンピュータシステム A」「コンピュータシステム B」

「情報社会と倫理」「マルチメディア表現演習 A」「マルチメディア表現演習 B」を設置している。

専門科目では、「子どもの一般的な発達過程を理解し、年齢に対応したかかわりができる保育者」「保育所・幼稚園等の発達障害児や、気になる子どもへの適切な対応ができる質の高い保育者」「園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援のできる保育者」の養成を目指している。このため専門科目は、教育と保育、家庭支援と福祉、地域と子育て支援、発達障害児と保護者支援、卒業研究の区分を設けている。

教育と保育は、教育及び保育の基礎理論・子どもの発達について理解し、それらを実践的に学ぶことを目的とする。

家庭支援と福祉は、保育の位置づけを社会福祉との関連で理解することを目的とする。

地域と子育て支援は、地域社会の理解と子育て支援の意義について学び、地域での活動を担う技術や支援方法を学ぶことを目的とする。これは子ども学科の特色である「園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援のできる保育者」の養成を目指す科目である。

発達障害児と保護者支援は、発達障害児や気になる子どもへの理解を深め、適切な対応ができること、そしてその保護者や家族を支援できる質の高い保育者の養成を目的として科目を設けている。

幼稚園教諭免許取得希望者と保育士資格取得希望者には、子どもの発達や生活についての理論的枠組みの理解と、学生自身の問題意識の喚起を目的として、3年次に「卒業研究Ⅰ」、4年次に「卒業研究Ⅱ」を必修として設けている（【資料 3-2-4】）。

2) シラバスの整備及び単位制度の厳格化

上述の編成方針を厳正に運用するためには、シラバスの整備は欠かせない。そこで、本学では、教員に対し「シラバス記載要領」を配付している。平成 30（2018）年度のシラバスより、①課題（試験やレポート）に対するフィードバック方法、②卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関連に関する項目を追加し、授業科目の概要に関し、透明性を高めることに努めた。

また、シラバスの作成に当たっては、その内容が適正であるか否かといった観点から、授業の担当教員以外の第三者がチェックするための体制を整えている。この体制を確立することにより、シラバス記載要領の厳正な運用が保たれている（【資料 3-2-5】）。

3) CAP 制（【資料 3-2-6】）

本学は、その使命にあるように専門職の養成を謳っている。それに伴い、専門性の証明ともいえる国家資格の取得を推奨していることから、資格指定科目の履修の必要が生じ、取得すべき年間単位数は増える傾向にある。そこで、履修登録可能な単位数の上限を年間 50 単位と定め、単位制度の厳格化を図っている。ただし、以下の要件を満たす者には、年間 56 単位を上限に履修登録を認めている。

ア　直前の学年の GPA が 3.4 以上の者

イ　学科長承認のうえ学長決裁で認めた者

なお、以下に該当する科目については、CAP 制の対象から除外している。
ア　教職課程科目で「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」のうち他学科受講を必要とする科目
イ　社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、診療情報管理士の資格取得及び教員免許、幼稚園教諭の免許取得に係る実習

3-2-④　教養教育の実施

基礎科目は、社会福祉学部においては「外国語科目」「総合基礎科目」「基盤情報科目」の３科目群で構成され、子ども学部においては、「人文科学」「社会科学」「自然科学」「外国語」「スポーツ」「総合基礎」「基盤情報」の７科目群で構成されている（【資料 3-2-4】）。

また、全学部必修科目として、１年次より、「キャリア支援Ⅰ－A」（前期）、「キャリア支援Ⅰ－B」（後期）を配し、前期に大学基礎学、コミュニケーション、社会と仕事についての基礎知識等を学び、学業のみならず自律的な生活習慣を身につけることにより学生生活の基盤を作り、後期にはさらに社会人になるための情報収集と自己表現力を含む社会人基礎力を磨くことを目的に、実践的な教養教育を実施している（【資料 3-2-7】）。また、平成 26（2014）年度から、１年生の必修科目である「キャリア支援Ⅰ」の授業枠を活用し、新入生と学長がコミュニケーションを図ることにより、大学全体の支援意思を示すことを目的として「学長と話す会」を実施している。これは、新入生全員と学長が、10～20 人程度の小グループごとに懇談する内容であり、前期２回、後期１回実施している（【資料 3-2-8】）。

さらに、２年次には社会人としての基礎力を確実に身につけることを目指す「キャリア支援Ⅱ－A」、「キャリア支援Ⅱ－B」、３年次にはより現実的な就職活動に焦点を絞った「キャリア支援Ⅲ－A」、「キャリア支援Ⅲ－B」へと段階的な成長を促すカリキュラムを設けている（【資料 3-2-9】）。

加えて、社会福祉学部において「教養ゼミ」的機能を果たす講義として、３年生を対象とした「教養講読 A」「教養講読 B」、４年生を対象とした「教養研究 A」「教養研究 B」が設置されている。これらの講義は、専門ゼミ形式の「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」と並行して学ぶことが可能となっている（【資料 3-2-10】）。

3-2-⑤　教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1）演習・実習教育

本学において、最も教授方法に工夫を凝らしている科目が演習・実習科目である。とりわけ実習科目では、座学では学ぶことのできない直接的な対人コミュニケーション等を取り入れた、きめの細かい指導を特徴としている。以下、本学を代表する資格取得に関する演習・実習科目について記述する。

ア　福祉実習指導センター

社会福祉系の国家資格である、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の受験

資格を得るにはそれぞれに定められた実習が必修となる。その現場実習の支援機関として福祉実習指導センターを設置している。

福祉実習指導センターでは、国家資格取得を目的とした実習が円滑に行えるように実習先の施設・機関との調整を行い、実習を履修する学生に対して、実習の準備から終了後までの手続きの指導及び相談対応を行っている（【資料 3-2-11】）。

イ　演習・実習教育の体系

(ｱ) 社会福祉士

社会福祉学部共通専門教育課程である社会福祉士養成課程においては、特に実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・逐次的に編成している。演習については、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことができる能力を涵養し、実習については、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理を身につけ、課題把握や総合的な対応能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、３年次又は４年次の夏季に 180 時間以上（概ね 24 日間程度）行うことを基本としている（【資料 3-2-12】）。これらの教育については、学内だけでなく実習先の社会福祉施設・機関との連携による推進が重要となるため、科目を担当する教員による社会福祉演習実習委員会が推進及び調整にあたっている（【資料 3-2-13】）。体系的な教育において、より実践力を高めるための特徴的な取組みとして以下の教育プログラムを実施している。

ｱ) 施設見学（見学実習）

２年次の授業「相談援助実習指導 A」の中で、社会福祉実習で実習先となる施設・機関の概要を知り、社会福祉を学ぶ上で重要な現場に触れる機会を持つために、社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所等の施設見学（見学実習）を実施している。３年次に履修する「相談援助実習」の準備として予備知識を得るとともに、サービス利用者や支援の実際を理解するために、事前学習・事後学習に力を入れている（【資料 3-2-14】）。

ｲ) 相談援助実習報告会・実習指導者意見交換会

相談援助実習の教育を意義ある形で充実させるため、養成（教育）機関、実習先の施設・機関により実習指導者意見交換会を毎年度開催している（【資料 3-2-15】）。平成 29（2017）年度は、「分野別実習プログラム作成上の工夫について」と題したシンポジウムを実施し、実習指導者３人をシンポジストに招いた。この実習指導者意見交換会では、毎年度アンケートを取り、次年度への参考としている。

また、この意見交換会に合わせて実施している実習報告会では、実習生（学

生）による実習報告書（レポート）を基に、実習の経験、学びに関する報告を行っている。また、作成した集録については、「相談援助実習報告集」として学生、他大学、各実習施設・機関に配布している（【資料 3-2-16】、【資料 3-2-17】）。

(ｲ) 精神保健福祉士

精神保健福祉援助実習においては、演習・実習を通して実践力の高い精神保健福祉士を養成することにある。本学においては、以下の２年次から４年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-18】）。

ｱ) ２年次には見学実習（精神科病院・障害福祉サービス事業所）を実施（【資料 3-2-19】）。

ｲ) ３年次においては、夏季に参加型体験実習（３日間）を実施し、記録の仕方やコミュニケーション能力の向上、クライエント（利用者）の生活背景の理解をねらいとしている（【資料 3-2-20】）。

ｳ) ３、４年次で履修する「精神保健福祉援助実習」の場として、精神科医療機関の実習を必須とし、また、障害福祉サービス事業所においても実施し、精神保健福祉士としての知識・技術・価値の修得をねらいとしている（【資料 3-2-21】）。

ｴ) 実習報告会並びに実習指導者シンポジウムを実施し、学生の実習報告の場では、精神保健福祉士を目指す３年生と実習指導者が意見交換を行っている。また、実習指導者シンポジウムにおいては、実習指導及び実習教育の在り方を追究し養成校と実習指導者の共通のテーマをもって開催している（【資料 3-2-22】）。

ｵ) 実習報告集を作成し、学生及び実習先に配布し学生の実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-23】）。

(ｳ) 介護福祉士

介護福祉実習においては、介護の体験を通して、厚生労働省が定める介護福祉士資格のための指定科目の領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみ等、これまでの学習内容を統合させて、領域「介護」とは何かを理解・再認識し、それを実践する能力を修得する。また、生活支援に係る知識と技術を修得するとともに、即戦力のある介護福祉士としての能力を向上させる。本学においては、1年次から３年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料 3-2-24】）。

ｱ) １年次では、利用者の暮らしの場や関わりを通してコミュニケーションの大切さを学び、また、施設の概要を理解するために、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、障害者支援施設等

での実習を実施している（【資料 3-2-25】）。

ｲ) ２年次には、１年次での実習の学びを基に、利用者の個別性に応じた生活支援技術の実践と工夫、介護過程の準備としての情報の収集・分析、介護目標の設定、計画立案の取組みを行うために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設等への実習を実施している（【資料 3-2-25】）。

ｳ) ３年次では、居宅介護実習（２日間）と施設実習を実施している。居宅介護実習では、在宅の高齢者や障がい者、家族の状況を理解することや、在宅サービスの概要や機能を理解するために、大学近隣の社会福祉協議会を中心に実施している。施設実習では、２年次での実習の学びを基に、一人の利用者に対する個別援助計画の立案・実施・評価といった一連の介護過程を実習する。また、介護福祉士としての職業倫理や専門職としての姿勢を身につける。実習施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設としている（【資料 3-2-25】）。

ｴ) ３年次に行った介護過程の取組みを報告する機会として、介護事例研究発表会を実施している。発表会では、介護福祉士を目指す１、２年生も参加し、取組み内容について意見交換を行っている。報告内容は、事例研究集を作成し、実習を経験した３年生と介護福祉士を目指す１、２年生に配布し実習体験の共有を図っている（【資料 3-2-26】、【資料 3-2-27】）。

ｵ) 実習指導者と養成校との間で共通のテーマとなっている、実習指導法や実習の在り方に関する意見交換の場として、実習指導者懇談会を設けている（【資料 3-2-28】）。

(ｴ) 診療情報管理士

診療情報管理士養成課程における病院実習では、実践力のある専門性の高い診療情報管理士の養成を目指し、２年次より以下のとおり系統的に指導を行っている（【資料 3-2-29】）。

ｱ) ２年次では、病院実習の全体像の把握を目的とした実習報告会への参加、実習に際して求められるソーシャルスキルの確認を目的としたボランティア等の社会的活動への参加とその体験報告（病院実習指導の第１回講義）を課す（【資料 3-2-30】）。

ｲ) ３年次前期の病院実習指導では実習計画書の作成・日誌の記載方法を個別的に指導し、医療情報学演習では病院実習に対応した情報分析能力の基礎的教育を実施する（【資料 3-2-30】、【資料 3-2-31】）。

ｳ) ３年次の夏季に３週間の病院実習を実施する（【資料 3-2-32】、【資料 3-2-33】）。

ｴ) 実習の総括として、実習報告会及び学生主体の交流会を実施し、１年生から４年生までの診療情報管理士を目指す学生の情報共有及び交流を図る機会としている。実習報告会には実習指導者も参加し、報告会終了後、教員との懇談会を実施し、今後の実習プログラム並びに実習前教育の在り方につい

て意見交換を行う（【資料 3-2-34】）。

ｵ) 実習報告集を作成して学生及び実習先に配布し、学生の実習体験の共有を図る（【資料 3-2-35】）。

⑷ 教職課程（高等学校教諭一種免許状（福祉））（【資料 3-2-36】）

教職課程の教育実習においては、履修条件である教科に関する科目、教職に関する科目及び教育職員免許法施行規則第 66 条の６に定める科目の単位を３年次までに取得しなければならない。

実習に関する事前指導は、３年次より始まる。学生は実習校を自己開拓し、実習に関する具体的な準備を開始する。高等学校の教員は専門的職業として、実践の背景をもった専門的理論と理論を実践的に応用することのできる能力が必要とされ、これらの実践的研修の場が教育実習である。

教育実習をより意義あるものとするために、事前指導では、①教育実習の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築くことを到達目標としている。事後指導においては、実習経験を考察、評価し、更なる学びにつなげていけるよう指導を展開している。

平成 29（2017）年度の実習生数は、３人であった（【資料 3-2-37】）。

⑸ 教職課程（幼稚園教諭一種免許状）（【資料 3-2-38】）

幼稚園教育実習では、幼稚園の役割や機能、保育の内容や意義等について、保育を実践する経験を通して具体的に理解することを目的としている。本学では、１年次から４年次までの保育実践入門及び実習の積み上げによる現場実習体制を取り､実践力のある質の高い幼稚園教諭を養成することを目指している。実習を充実させるため、以下のような内容で取り組んでいる。

ｱ) 実習の前段階として、１年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、「保育」を理解するための入門として保育の現場（幼稚園）で見学・観察を行い、幼稚園の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議等を行う。回を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、「保育」への理解を深める（【資料 3-2-39】）。

ｲ) 平成 29（2017）年度は、３年生が春季休暇中に１週間、幼稚園教育実習を実施するにあたって、同年度の後期より、その事前指導である幼稚園教育実習指導が始まった。

⑹ 保育士

１年次から３年次までの実習の積み上げ（保育実践入門、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ）による現場実習体制を取って、実践力のある質の高い保育士を養成することを目指している。これらの実習を充実させるため、以下のような取組みを行っている。

ｱ) 実習の前段階として、１年次の通年授業である「保育実践入門」を位置づけている。「保育実践入門」では、「保育」を理解するための入門として保育の現場（保育所及び児童福祉施設）で見学・観察を行い、保育所及び児童福祉施設の役割やさまざまな子どもの姿、保育者の関わり方を学ぶ。学んだことを各自レポートにまとめ、グループ討議等を行う。回を重ねていく中で各自の視点や課題を見つけ、「保育」への理解を深める（【資料 3-2-39】）。

ｲ) ２年次の保育実習Ⅰ（保育所）を実施するにあたり、保育所実習指導Ⅰにおいて、保育所の主任保育士による講話の聴講、子ども理解のための学習、日誌の書き方の学習、指導案作成の学習、実技等を行う。また、実習に先立ち、実習先の保育所において一日見学実習を実施し、保育所の流れを理解する。その上で、２年次の春季休暇中に２週間の実習を行う（【資料 3-2-40】、【資料 3-2-41】）。

その後、３年次の夏期休暇中に保育実習Ⅰ（施設）を２週間行う。この実習は保育実習Ⅰ（保育所）を経験した上で、児童養護施設を中心とした施設現場の体験や施設保育士の役割の学修をねらいとする。また、３年次の春期休暇中には、保育実習Ⅱ（保育所）または保育実習Ⅲ（施設）を２週間行う。この実習は選択必修で、最後のまとめとしての実習や就職先を見通した実習としてのねらいがある（【資料 3-2-42】）。

以上、３回の実習を通して保育の現場で活躍できる保育士を目指した実践的学習を行う。

ｳ) 実習後には事後指導として、グループによる反省会、全体報告会、個別指導を行う（【資料 3-2-40】）。

2) 卒業研究

社会福祉学部においては、学生が興味関心を持ったテーマを選択し、それまでに修得してきた知識や技能を総合しながら、専門領域について主体的な研究を深めるために、教員と学生相互の協働によるゼミナール形式で学ぶ。文献講読・調査・フィールドワーク・製作・発表・討論等の過程を通じて科学的理解や分析を深め、学生自らが問題を発見･追究して一定の成果を獲得することを目的としている。その成果として、卒業論文にまとめることを目指し、平成 29（2017）年度には 22 人の学生が卒業論文を執筆した。さらに、卒業論文の執筆学生が、研究の成果を報告する卒業研究発表会を開催している。卒業研究発表会では、学生が教員、学生及び地域関係者を前に発表を行う。この場は、学生同士による研究の共有、他の専門分野からの助言による新たな視点の獲得及び自己尊重感や達成感の向上につながっている（【資料 3-2-43】、【資料 3-2-44】）。

子ども学部においては、平成 29（2017）年度に、各自が専門分野に対する興味・関心に基づき、専門的学修指導を受ける授業科目「卒業研究Ⅰ」（３年次）を開講した。提示された課題あるいは学生自らが設定した課題について相互に問題意識を共有しつつ、情報収集、文献講読等を通して問題追及・課題探求を進め、最終的に発表を行う

（【資料 3-2-45】)。「卒業研究Ⅱ」（４年次）では、さらにその内容を発展させ、文献学習・調査等を行い、一連の成果を研究論文としてまとめることを目的とする（【資料 3-2-46】)。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

社会福祉学部では、基礎科目と学部共通の専門科目である社会福祉教育の体系的編成を基本に、各学科において専門的な学問体系に基づき、資格取得を踏まえた教育体系を築いている。しかし、それらの全体像を図示し、将来のキャリア形成につながる展望を見通すことを可能とするカリキュラムマップが作成されていないため、課題となっている。そこで、静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕を推進するための委員会組織「静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会」が中心となり、平成 31（2019）年度より、カリキュラムマップを導入する予定である。

また、卒業研究を担当する教員に関するガイドラインの策定が平成 28（2017）年度より課題となっており、教務委員会において協議を行ってきた。平成 29（2017）年度にはガイドラインの策定には至らなかったが、教務委員会での協議結果をもとに、平成 30（2018）年度より試行的な運用を開始し、今後継続して検討することとする。

3－3　学修成果の点検・評価

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1）シラバスによる達成状況の点検と評価

「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」という本学の目的の達成状況は、授業科目ごとに点検される必要がある。シラバスには、各授業科目においてディプロマ・ポリシーに基づいた学生が到達すべき目標が明記されている。学生は達成の度合い等授業科目ごとに設定された評価尺度に基づき、成績評価を受ける（【資料 3-3-1】、【資料 3-3-2】)。

2）達成状況の点検と評価方法の工夫・開発としての個別面談

社会福祉士養成科目「相談援助実習指導」では、評価の方法として形成的評価を開発し、活用している。具体的には、授業の終了時だけでなく、学修過程において学生の理解状況を把握するために個別面談を実施するというものである。その目的は、学生一人ひとりが教育目標を適切に理解し、達成可能かどうかを教員と学生の双方が確認する点にある。すなわち、学生が自らの資質を確認し、対人援助専門職としてふさわしいかどうかを客観的に理解することにより、職業上のミスマッチを防ぐとともに、

本学の目的に謳った「有為な人材」たりうるかどうかについて自己覚知させることを目指している（【資料 3-3-3】、【資料 3-3-4】）。

3）福祉系の委員会による点検と評価方法の工夫・開発

福祉分野の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び保育士、そして教育分野の幼稚園教諭が国家資格であることは、本学の目的に明記する「高い知識と優れた技能を併せ備えた、有能」な専門職であることの明証と言ってもよい。そこで、各資格と免許に関連する社会福祉演習実習委員会、精神保健福祉実習委員会、介護福祉実習委員会、保育実習委員会、教職課程委員会を設置し、さらには民間資格である診療情報管理士においても診療情報管理士養成委員会を設置して、ほぼ定期的に会議を開催するなかで教育目的の達成状況に関する点検・評価を実施している。さらに、平成 30（2018）年４月から養成を開始した公認心理師についても、委員会を設置している。また、併設する福祉実習指導センター及び保育実習指導センターでは、常時、学生面談に応じているほか、センター所属教職員が上記委員会の構成員として関わっている（【資料 3-3-5】、【資料 3-3-6】、【資料 3-3-7】）。

4）授業評価アンケートによる点検と評価

前期と後期には、全授業科目において学生によるマークシート方式（自由記述を含む）の授業評価アンケートを実施している。アンケートの内容は、教育目的の達成状況を学生の視点で評価するもので、自らの意欲・動機のみならず、教員の指導法についてもチェックする項目群で構成されている。全教員の平均値を含むレーダーチャート形式で整理・分析されているため、評価結果が一目瞭然であり、達成状況を客観的に把握することが可能である（【資料 3-3-8】）。

5）学生生活調査による点検と評価

毎年度実施する学生生活調査では、教育目的の達成状況に関連する学生の学修状況を把握する項目を設けている。それらの調査結果は「学生生活調査報告書」と題した冊子にまとめ、全ての専任教員に配布している（【資料 3-3-9】）。

3-3-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1）年度当初における個別面談

年度当初に履修ガイダンスを設け、個別対応の履修指導を実施している。一人の教員が数人の学生を担当し、新入生については個々の学生の興味、関心に沿った適切な履修計画を立てることができるように指導を実施している。特に２年次以上の学生については、前年度までの履修状況を踏まえて、例えば資格取得を目指している場合は年次ごとの必修科目の取得状況を確認する等、卒業に向けて確実に履修を終えるよう指導している。いわばコース設計の実施と検証であり、これらの指導を通じて、学生一人ひとりが本学の教育目的を達成しているかどうかを確認し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた評価結果のフィードバック機能を果たしている（【資料

3-3-10】)。

2) 実習関連委員会によるフィードバック機能

本学は実習教育を重視する福祉系の高等教育機関だけに、実習関連の各委員会が教育目的の達成状況の点検・評価方法や指導方法の改善に向けた合議に基づくフィードバック機能を果たしている。具体的には、学生の成績評価に関し、尺度の妥当性に関する議論を通じて、ややもすると教員間で偏りがちな評価方法の改善を図り、各教員にフィードバックを行っている。

例えば、少人数を対象とする社会福祉実習授業「相談援助実習」において、学生の達成度に関し、主観的評価にならないよう客観的かつ評価の数値化を通じた平準化を図っているが、一連の改善へのプロセスは全ての教員に共有されることによって学生への指導方法に活かされている(【資料 3-3-11】)。

3) 実習先との連携によるフィードバック

実習先である施設・機関には「実習の手引き」を配布し、実習後の成績評価はもちろん、実習期間中であっても教育目的の達成状況の点検と評価についての改善努力を依頼している。学生に課題が発見されたときは、巡回担当教員と現場の実習指導者(施設職員)の間で、実習教育のプログラムや指導法に関するすりあわせを行い、教育目標の達成を図る方法についての確認作業を実施している(【資料 3-3-12】、【資料 3-3-13】)。

4) 授業評価アンケートによるフィードバック

授業評価アンケートの目的は、担当教員が自らの評価について客観的に把握するだけでなく、改善方法を検討し、授業にフィードバックする点にある。例えば、シラバスに沿って授業が展開されていない場合は、前期と後期に各1回ずつ実施される授業評価アンケート中の評価項目である「授業はシラバスに沿って進められた」の結果に基づき、改善を義務づけている。また、授業内で回答したアンケート用紙は、収集から封入、封緘まで、学生の代表が行うという方法に変更し、不正防止に努めている(【資料 3-3-8】)。

(3) 3－3 の改善・向上方策(将来計画)

教育目的の達成状況の評価については、客観性と公平性を担保しつつ、どのような尺度を通じて評価するのか、工夫・改善の余地がある。そこで、企画情報センターが中心となり、まず学生の能力評価を含む修学カルテを試行的に導入する計画であった。その上で、将来的には諸データから明らかになった課題を整理し、教育目標の達成状況の評価とフィードバックを効果的に実施するための分析を行う予定であったが、学生の能力評価項目の検討が不十分であったため、平成 30(2018)年度以降に延期することとした。

また学生の授業評価アンケートについては、ＦＤ委員会が中心となり、平成 29(2017)年度にアンケート項目の点検と評価のフィードバックの在り方について検討を行った。

その結果、平成 30（2018）年度より、教員の授業改善に資するべく修正した新たなアンケートを導入することとしている。

［基準 3 の自己評価］

本学は、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）を策定し、ホームページ、大学案内等を活用し、内外に向けて明確化している。教育課程及び教授方法については、これらの方針に沿って体系的に編成され、教授方法の工夫・開発もまた、カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）に沿ったものとなっている。とりわけ、演習・実習教育においては座学では学びえないロールプレイ等により実践的な工夫を凝らしている。また、ＦＤ活動の一貫として学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、授業改善を図っていることも学修支援につながっている。

単位認定及び卒業認定については、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づき、厳正な業務を遂行している。学則にも明記した卒業要件については、年度当初の学生向けのオリエンテーションや学科ガイダンスの中で学生に周知徹底している。

教育目的の達成状況の点検・評価とフィードバックについては、まずシラバスにおいて授業科目ごとの到達目標と評価尺度を明記し、学生に周知している。また、授業科目の中で本学の特色ともいえる演習・実習系の授業科目においては、実践的な専門性の修得を重視していることもあり、定期的に開催する各実習委員会において教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。すなわち、協議を通じて、教員間で評価方法が偏ることのないように工夫する等、各委員会がフィードバック機能を果たしている。一方、授業評価アンケートは、教育目的の達成状況を学生の視点で評価する手段であり、毎年度実施する学生生活調査と併せて、きめの細かい点検・評価の役割を果たしている。

基準 4　教員・職員

4－1　教学マネジメントの機能性

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は、静岡福祉大学学則に基づき、学長の下に運営協議会と教授会を設置し、その審議を経て学長が行っている（【資料 4-1-1】)。

また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている（【資料 4-1-2】)。

以下に各組織について説明する。

1）運営協議会

「静岡福祉大学運営協議会規程」に基づき、学長を議長として、副学長、各学部長、各学科長、事務部長及び学長が指名する者が構成員となっている。例年、学長が指名する者には、学生部長、教務部長、図書館長、就職部長及び広報部長が指名されている。

主な審議事項は、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項等であり、運営協議会により本学の教学マネジメントの構築を図っている（【資料 4-1-3】、【資料 4-1-4】)。

2）教授会

「静岡福祉大学教授会規程」に基づき、社会福祉学部及び子ども学部の学部長、学科長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教が構成員となり、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関として設置されている。

会議は、原則として毎月１回、第２水曜日に開催し、会議の招集及び会議における議長は、社会福祉学部長が行う（【資料 4-1-5】)。

3）委員会、センター及び専門部会

「静岡福祉大学委員会等設置規程」及び個別に定める規程（静岡福祉大学規程集）に基づき、大学運営及び教育研究に関する各種審議を行う機関として、「平成 30 年度静岡福祉大学委員会等名簿」に示す委員会、センター及び専門部会を設置している（【資料 4-1-6】、【資料 4-1-7】、)。

4-1-②　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現す

る」を具現化するためには、まず実践力のある福祉・教育専門職の養成を適切に行うための教育課程の編成を行わなければならない。そこで、本学では運営協議会により、教育課程の編成に関する全学的な方針を策定している(【資料4-1-8】)。策定に当たっては、各学科が中心となり協議を行い、運営協議会による審議を経て、学長が決定している。

また、本学の個性・特色である地域福祉活動を充実させるためには、地方自治体や高等学校との連携が欠かせない。本学では、副学長が学長の命を受け、焼津市、藤枝市及び島田市との包括連携協定に基づく事業の実施、高大連携に係る校務をつかさどっている（【資料 4-1-9】)。

以上のことから、本学の使命・目的等を達成するための教学マネジメントは適切に構築されており、権限の適切な分散と責任の明確化が図られていることがわかる。

なお、本学の教授会の役割に関しては、前述のとおり、学長が決定を行うに当たり意見を述べるとともに、教育研究に関する事項について審議する機関であることが規定されているため、役割が明らかである。さらに、学校教育法第 93 条第２項第３号及び静岡福祉大学教授会規程第３条第１項第３号に基づき、学長が決定を行うに当たり、「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なもの」として、「教員の教育研究業績の審査に関する事項」を定め、周知している（【資料 4-1-10】)。

4-1-③　職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務組織については、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定め、課（室）長の指揮の下、業務を進めている（【資料 4-1-11】)。

また、運営協議会においては事務部長が委員として選任され、各種委員会においても事務部長その他の事務職員が委員として選任され、教員と同等の立場で教学マネジメントの構築に参画している（【資料 4-1-7】)。

(3) 4－1 の改善・向上方策（将来計画）

副学長、学部長、学科長は、所属教員を統括する立場にあることから、後任者の育成を含む高いマネジメント能力が期待される職務であることはいうまでもない。したがって、業務遂行に必要とされる資質向上等に努める必要がある。また、将来的に学長、副学長、学部長及び学科長の候補者となる者のマネジメント能力を育成するためのスキーム構築も課題となっている。加えて、教員と事務職員の協働に向けた業務の在り方についても、その検討を教学マネジメントの機能性の観点から、中長期的な課題として位置づけている。

これらの課題を解決するために、まずはＳＤ活動による各種研修の充実を図ることとしている。

4－2　教員の配置・職能開発等

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①　教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の平成 30（2018）年度における各学科の専任教員数については、【表　共通基礎様式 1】に示したとおり、福祉心理学科 13 人（うち、教授８人）、医療福祉学科８人（うち、教授５人）、健康福祉学科 11 人（うち、教授４人）、子ども学科 14 人（うち、教授７人）、合計 46 人（うち、教授 24 人）である。

大学設置基準で定められている基準教員数は、４学科とも８人（うち、教授４人）かつ大学全体の収容定員に応じた教員数 14 人（うち、教授７人）となっており、合計 46 人（うち、教授 23 人）である。

したがって、本学は大学設置基準上、適切な教員を確保し配置している。

2) 教員の採用

教員の採用は、「静岡福祉大学教員選考規程」、「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規」に基づいて行われる（【資料 4-2-1】、【資料 4-2-2】、【資料 4-2-3】）。

基本的な採用の流れは、以下のとおりである。

まず、学部長又は学科長が採用の必要があると認めた場合、学長に文書をもって申し立てる。その文書により、学長が教員の採用の必要を認めたときは、運営協議会にて、採用及び教員選考委員会設置の適否を審議する。運営協議会において教員選考委員会の設置が承認された場合、教授会において教員選考委員会委員の選考を行う。教員選考委員決定後、教員選考委員会において、公募等の採用方法及び募集後の採用候補者の選考を行う。教員選考委員会における採用候補者の選考後、教授会での二次選考を経て、学長が採用候補者を決定する。学長は、採用候補者に関し理事長に内申し、理事長が採用を承認した時点で採用が正式に決定する。平成 30（2018）年度は、教授５人、准教授１人、講師１人を採用した（【資料 4-2-4】）。

なお、全ての職位の教員の募集において、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に従い、任期制であることを公示する。また面接採用時にも、３年の任期制であることを伝え、その旨を契約書にも明記する。したがって、任期契約の終了を原則とするが、理事長が特に必要と認める場合には、再任用することができる（【資料 4-2-5】）。

3) 教員の昇任

昇任については、「静岡福祉大学教員任用基準」において各職位の要件が示されている。また、昇任の基準については、平成 29（2017）年度に「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」を制定し、公正を保つために、教育業績、研究業績、大学運営業績及び社会貢献業績からなるポイント制による運用とした（【資料 4-2-6】）。

基本的な昇任の流れは、以下のとおりである。

まず、学部長は、学科長を通じ所属学部の教員に昇任希望の有無を聞く。昇任を希

望する教員は、静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規に規定された書類及び各種業績の根拠資料を添えて、学科長に申し出る。学科長は、提出書類を学部長に提出し、学部長が昇任の必要性を認めた場合、意見を添えて昇任候補者として学長に推薦する。

学長が昇任の審査の必要性を認めたときは、運営協議会にて教員選考委員会設置の適否を協議する。その後の手続きは、採用と同様となる。

平成 30（2018）年度の昇任希望者は、教授希望者１人、准教授希望者３人及び講師希望者２人であり、全員昇任が認められた（【資料 4-2-7】）。

4-2-②　FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員と学生との協働による学修活動活性化の取組みとして、ＦＤ委員会が行う学生による授業アンケートの対応がある。教員は、授業評価を受けた後に、授業アンケートに示された学生一人ひとりの意見を精査し、授業の改善に役立つ工夫をすることが義務づけられている。授業改善方針は、アンケートの集計結果を受けて当該教員が電子データで回答書を作成し、ＦＤ委員会にメールで提出している（【資料 4-2-8】）。

ＦＤ委員会が行う研修会では、専門家からアクティブ・ラーニングの方法を学び、具体的にシラバスへ組み込み、実践的な活用につなげるよう企図している（【資料 4-2-9】）。

(3) 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規は、平成 29（2017）年度に制定されたばかりのものであり、当該内規に基づき平成 30（2018）年度に向けた昇任手続きを行ったのは平成 29（2017）年度が初めてであった。したがって、平成 31（2019）年度に向けた昇任手続きが始まる前に、学長、学部長及び学科長による検証を実施し、必要に応じて改善を図ることとする。

4－3　職員の研修

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①　SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、大学設置基準の一部改正により、ＳＤが義務化されたことを受け、平成 29（2017）年度よりＳＤ委員会を設置した（【資料 4-3-1】）。当該委員会の目的は、教職員に必要な知識及び技能を習得させるとともに、能力及び資質の向上を図るための組織的な取組を行うことであり、委員の構成員は、事務部長、事務部各課長、各学科長及びその他学長が指名する教職員としている。

平成 29（2017）年度に実施したＳＤの取組みは、三つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価及び大学改革に関する事項の理解を深めることを目的として実施した、文部科学省職員による講演「高等教育政策の動向について」、業務領域の知見の獲得を目的として事務職員を対象に実施した「ACCESS 研修」である（【資料 4-3-2】）。その他、事務職員に対しては、外部業者主催の研修等の参加を奨励しており、平成 29（2017）年度は主に入試・広報課職員が参加した。

また、事務部の各課室の業務において、常に根拠となる法令や規程を念頭に置くことを意識させ、どのような手順で業務を実施すべきかなどを示した、「静岡福祉大学業務マニュアル」を作成している（【資料 4-3-3】）。当該マニュアルにより、毎年度の業務改善を容易にするとともに、人事異動による担当者変更等の一時的な業務の質低下を防止する効果が得られる。

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

静岡福祉大学業務マニュアルを作成した目的は、前述のとおり根拠となる法令や規程を念頭に置くことを意識させることだが、まだ一部の業務において、意識づけができていない。毎月１回開催している事務部会等により、周知徹底することにより当該マニュアルが有効活用されるよう心掛ける。

また、教員より学生支援（障がいを持った学生に対する理解と対応方法など）、入試改革、研究倫理に関するＳＤ研修会の開催要望があることから、平成 30（2018）年度中に要望に応えられるよう、ＳＤ委員会が中心となり開催することとする。

4－4　研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

基準項目 4－4 を満たしている。

(2) 4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

教員の研究活動を支援するため、他大学の図書館との連携のもと、必要な研究資料の調達を優先的に行っており、各教員はこれらの制度を十二分に活用して研究を進めている。

また、週に１日は自宅における研修日を設けるともに、夏休み及び冬休みには特別研修日として 10 日間を設けるなど、研究活動の促進を図っている（【資料 4-4-1】）。

本学は、近隣の行政部門と包括連携協定を締結し、各地域の課題解決に向けた共同研究を行うこととしており、毎年、各行政機関からのヒアリングを通して、地域の課題を掘り起こし、本学の教員への情報提供を行うとともに、各教員の研究素材として有効活用するなど、研究ソースの発掘を行っている（【資料 4-4-2】）。

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

1）公的研究費等の不正防止について

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」を定めている（【資料 4-4-3】）。

具体的には、最高管理責任者を学長、研究活動適正運営責任者を副学長、統括管理責任者を事務部長と位置づけており、大学全体の公的研究費等の不正防止に関する責任体制を構築している。加えて、学術研究倫理に係る研究者等に対する周知等の実施、国内外における情報の収集及び分析、不正防止計画の策定及び実施に関する事項を行うため、公的研究費等適正管理推進委員会を設置している。

2）研究計画倫理審査規程の整備について

前述の規程等に基づき、実際に専任教員等が学内で研究を行う際に、適切な計画に基づいて実施する研究であるか否かの審査を行うための委員会組織として、「研究計画倫理審査委員会」を設置している。

平成 29（2017）年度は、４件の研究計画に関し、委員会による実施の適否を判断した（【資料 4-4-4】）。

以上のとおり、本学では、研究倫理に関する規程等を適切に整備・運用し、厳正な審査の下で研究が行われている。

4-4-③　研究活動への資源の配分

教員の研究費（旅費を含む）は、「平成 30 年度静岡福祉大学教員研究費執行方針」に基づき、教授、准教授、講師、助教ともに、専任教員は一律 20 万円である。ただし、特任教授、特任准教授、特任講師は、10 万円としている（【資料 4-4-5】）。研究費の執行は、専任教員が適切に行うことができるよう、「平成 30 年度静岡福祉大学研究費マニュアル」を作成している（【資料 4-4-6】）。

また、教員研究費として、別枠で特別研究費（年間 180 万円）を設けている。これは応募形式によるいわば学内競争資金であり、提出された研究計画書に基づき審査を実施し、配分する。なお、審査基準として、科研費獲得のための研究につながる内容であることを明示していることから、教員の研究意欲を喚起することも視野に入れている。平成 29（2017）年度は４件の申請があり、審査の結果、４件とも採択された（【資料 4-4-7】）。以上のように、教員の研究費に関しては、職位にかかわらず平等に配分され、かつ研究の意欲を高める意図の下、研究費配分の仕組みを構築している。

科研費等の外部資金獲得については、平成 29（2017）年度は５件の科研費を獲得している（【資料 4-4-8】）。なお、教員の研究活動の活性化に向けた支援を行うため、平成 30（2018）年度科学研究費助成事業への公募に関する説明を平成 29（2017）年９月の教授会で行った上で、全教員を対象に公募に関する情報提供及び科学研究費獲得方法に

関する関連資料の貸出等を実施している（【資料 4-4-9】）。

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

研究計画倫理審査委員会による審査は、適切に行われているものの、委員会の設置根拠となる規程は、試行的なものを適用している。したがって、平成 30（2018）年度中に審査状況を検証し、「静岡福祉大学研究実施計画倫理審査規程」を制定することとし、より厳正な体制を構築する。

また、教員の研究活動の環境整備については、さらに幅広い研究論文の迅速な閲覧が可能となるような、電子ジャーナルなどのシステムの導入も必要と考えている。具体的には、研究環境に関する教員及び学生満足度調査を実施し、本学にとって必要な環境の在り方を模索し、具体化していきたいと考えている。

［基準 4 の自己評価］

各学部長及び各学科長は、学長の意向を受けて、各学部・学科内における大学の将来構想や大学における基本方針などの意見集約に努めるとともに、各種委員会や各センターにおける審議結果を踏まえ、本学の最終決定機関である運営協議会において、十分な審議を行えるように努めている。

また、教学面においては、教授会において、教員一人ひとりの意見を確認するとともに、必要な場合は学長との意見交換を行い、教員の意見を尊重した教学マネジメントに学長のリーダーシップが発揮されている。

しかしながら、これらの学部、学科及び各委員会の機能をさらに充実させ、教学マネジメントの強化を図り、教職員の協働による大学運営を行っていく必要があると考える。

そのためには、教員のキャリア形成のための昇任基準である「静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規」の公平・公正な運用を行ってはいるものの、今後も教員の意見を十分に取り入れた見直しを積極的には進めることとしている。

また、教員の行う研究活動が自由闊達に行えるための環境整備の充実や事務職員がサポート体制を構築するためにも、これらを踏まえた大学運営に必要な様々な諸課題について教職員全員が共通の認識のもとで、大学の運営に携われるようＳＤ、ＦＤ研修の充実を図っていくこととする。

基準 5. 経営・管理と財務

5－1　経営の規律と誠実性

≪5－1 の視点≫

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持
5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力
5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

(2) 5－1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①　経営の規律と誠実性の維持

学校法人静岡精華学園（以下「本法人」という。）は、学校法人静岡精華学園寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定め、誠実に学校運営に当たることを表明している（【資料 5-1-1】）。

また、本法人が設置する各学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営を組織的に行い、各学校の社会的な役割を果たすとともに、本法人にあっては社会的に信頼される学校法人としての確立を目指している（【資料 5-1-2】、【資料 5-1-3】）。

なお、理事会、評議員会は、定期的に開催され、監事による厳正な監査を受けている（【資料 5-1-4】）。

5-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

理事会、評議員会、常勤理事で組織している「学校法人運営委員会」、大学の将来構想や大学運営に関わる基本方針等を審議する「静岡福祉大学運営協議会」等が適切に運営され、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている（【資料 5-1-5】、【資料 5-1-6】）。

本法人が設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくために、平成 22（2010）年度より総合計画を策定している。現行のものは、平成 27（2015）年度に策定した「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」である。

この計画は、本法人における運営上の基本方針及び法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画、経営計画及び入学者確保計画等を盛り込んでいる（【資料 5-1-7】）。

平成 29（2017）年 12 月には、学校法人運営委員会において「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕の進捗状況を把握するとともに、状況に応じた見直しを行い、使命・目的の実現への継続的努力を行っている（【資料 5-1-8】、【資料 5-1-9】）。

5-1-③　環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、夏季の省エネルギー対策として、職員には軽装（クールビズ）を励行し、学内の冷房設定を室内温度が 28℃になるように調整している。6 月と 11 月には冷暖房機器の一斉点検・整備を実施する等、施設設備の適正な管理に配慮するとともに、教職員に対し各教室等の照明や冷暖房機器のこまめな切り替えによる節電を

促すことで、エネルギー消費の削減に努めている（【資料 5-1-10】）。

人権への配慮については、「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を設置し、ハラスメントの防止、被害の救済及び環境改善等の活動を行っている。特にセクシャル・ハラスメントは、発生時の迅速な対応はもとより、意識啓発のための広報活動が重要であるため、毎年度全学生に配布する学生便覧に「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」を掲載している（【資料 5-1-11】、【資料 5-1-12】、【資料 5-1-13】）。また、平成 27（2015）年 12 月より実施が義務づけられた「ストレスチェック」を全教職員対象に実施している。実施の目的は、教職員が自らのストレスの程度を把握することで、教職員自身のストレスの気付きを促すとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを推進することによって、教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することである。（【資料 5-1-14】）。

安全への配慮については、「学校法人静岡精華学園危機管理規則」に基づき、理事長を危機管理の総括責任者、学長を危機管理責任者としている。また、大学では学長を委員長とした静岡福祉大学危機管理委員会を設置している（【資料 5-1-15】）。

日常の安全管理については、大学施設の朝夕の施錠開閉業務及び巡回パトロールを外部警備会社に委託し、安全確保に努めるとともに、学内 3 か所に防犯カメラを設置している。平成 29（2017）年度からは、昼間も警備員を配置して学内の見回りを行っている（【資料 5-1-16】、【資料 5-1-17】）。

大学における突発的な事件、事故等への対応については、平成 22（2010）年度に「危機管理基本マニュアル」を策定し、災害、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因する人命、財産等への重大な被害が生じた場合又は生じる恐れがある場合等における適切な対応方法を定めている（【資料 5-1-18】）。

(3) 5－1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人の建学の精神は「時代に即応する新しい人材の育成」である。この精神を継続するためには、社会情勢の変化を常に意識しながら社会的ニーズも踏まえて教育活動を行っていかなければならない。よって、引き続き学校法人運営委員会において、「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～32 年度〕」の計画の進捗状況を把握するとともに、状況に応じた見直しを行っていく。

環境保全については、大学事務部総務課が中心となって施設設備の継続的な改修整備を行うとともに、地震や火災などに備え必要な安全点検や安全対策を実施していく。

また、障害や病気による発作等で支援や介助が必要な学生のための支援体制を整備していく。

5－2　理事会の機能

≪5－2 の視点≫

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

(2) 5－2 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①　使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人静岡精華学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年３回（５月、12 月、３月）開催される。理事の定数は９人～11 人であり、選任区分は第１号理事が各所属長で定数は３人又は４人、第２号理事が評議員理事で定数は３人、第３号理事が学識経験者で定数は３人又は４人となっている。理事の現員は９人であり、第１号理事が３人、第２号理事が３人、第３号理事が３人となっており、私立学校法及び寄附行為で定める基準を満たしている（【資料 5-2-1】）。

理事会は、寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。なお、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなしている（【資料 5-2-2】）。

理事会へ提出する議題については、全て学校法人運営委員会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でより的確に行えるよう進めている。学校法人運営委員会には理事長、常務理事、学長、校長及び園長が出席し、理事会審議事項のみではなく、必要に応じ学園全般の諸課題について協議を行っている（【資料 5-2-3】）。

理事会における外部理事数は４名である。外部理事に対しては、重要事項について事前に説明を行う等、学園の運営状況を理解しやすいよう配慮している（【資料 5-2-4】）。

(3) 5－2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関に対する社会的要請の高まりや経営環境の変化に対応するため、理事会においては、迅速かつ的確な経営判断及び戦略的な意思決定が求められる。そのためには、学校法人運営委員会における十分な協議が重要であり、そのことが、理事会における意思決定を円滑にする役割を担っていることに鑑み、これからも、学校法人運営委員会において静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕の進捗状況の確認を行うとともに、経営改革計画作成のための組織体制を整備していく。

私立学校法第 33 条の２による、学校法人設立時の財産目録の備置きについては、法人設立当時の資料保管庫を確認するとともに、国立公文書館、静岡県の私学振興課に、財産目録について所在確認を行ったが見つからなかったため、引き続き財産目録が他の場所に保管されていないか調査する。

また、学校法人運営調査委員による調査で「その他の意見」として付記されていた役員報酬規程について見直し、報酬の算定基礎を明確に規定する。

5－3　管理運営の円滑化と相互チェック

≪5－3 の視点≫

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

(2) 5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①　法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、基本的に全て学校法人運営委員会で協議される。学校法人運営委員会の構成メンバーは、理事長、常務理事、学長、校長及び園長となっており、法人本部職員、大学事務部長及び中学校・高等学校事務長もオブザーバーとして出席している（【資料 5-3-1】）。

大学においては、運営協議会を設置し、大学の将来構想、大学運営に関わる基本方針等の重要事項を審議している。運営協議会の構成メンバーは、学長、副学長、各学部長、各学科長、事務部長、その他学長が指名する者となっており、運営協議会で審議した事項は、教授会に通知している（【資料 5-3-2】）。

また、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を設置し、教授会の意見が学長等を通じて大学運営に反映される仕組みとなっている（【資料 5-3-3】）。

また、運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、委員会、センター及び専門分野を審議するための専門部会を設けている。

平成 29（2017）年度より、静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕を円滑に進めるため、静岡精華学園みらい躍進計画推進特別委員会を組織して、理念の再構築やカリキュラムの再構築などの検討を行い、必要の都度、運営協議会や教授会への報告を行った（【資料 5-3-4】）。

なお、学長を補佐し、特定の課題に迅速に対処できるよう、平成 26（2014）年４月、副学長を選任し、サポート体制の強化を図っており、副学長は学長の命を受け、焼津市、藤枝市及び島田市との包括連携協定に基づく事業の実施、高大連携に係る校務をつかさどっている（【資料 5-3-5】）。

理事長は、理事会、評議員会及び学校法人運営委員会における意見等を重視しつつ、学校法人の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。年度当初に大学全教職員を対象として実施される教職員全体会においては、学校法人運営の基本的な方針等について理事長が訓示している。その後、学長が大学運営の方針について、事務部長が収支予算と執行方針等について説明している（【資料 5-3-6】）。

法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、中学校・高等学校事務長等で組織する「静岡精華学園業務連絡協議会」において調整連絡を図っている。この静岡精華学園業務連絡協議会の開催は、定例として年１回、その他必要の都度、開催している（【資料 5-3-7】）。

また、教職員からの提案を学園の運営に活かす仕組みとして、教職員からの改革・改善提案制度「一人１改革運動」を実施し、教育活動等を推進していく上でのさまざまな改革・改善に取り組んでいる。平成 29（2017）年度に改善したものは、静岡福祉大学と静岡大成高等学校の高大連携の強化等である（【資料 5-3-8】）。

また、大学事務部の改善等に関わることは、ほぼ毎日実施している各課内のミーティング、必要の都度開催している部課長会で、情報提供や改善提案がなされるようにしている。

よって、本法人及び大学の各管理運営機関の意思決定は、円滑に行われている。

5-3-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人の監事は、学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、定数を２人又は３人としており、また、本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任している（【資料 5-3-9】）。

平成 30（2018）５月時点における監事は、２人である。２人とも非常勤であるが、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、必要の都度、理事長及び常務理事から学校法人の運営状況について説明を受けている（【資料 5-3-10】、【資料 5-3-11】）。

また、監事は毎年度、大学の視察（授業及び施設見学等）を行っており、視察終了後には、大学関係者との意見交換を行っている。さらに、公認会計士と面談し、年間の監査状況等の報告を受けるとともに情報交換を行っている（【資料 5-3-12】）。

次に、評議員の定数は 19 人～23 人であり、選任区分は①本法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者７人又は８人、②本法人の設置する学校を卒業若しくは修了した者で、年齢 25 年以上のもののうちから、理事会において選任した者４人以上６人以内、③本法人の設置する学校の在籍者の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者３人又は４人、④学識経験者のうちから、理事会において選任した者４人又は５人となっている。評議員の現員は 19 人であり、各選任区分の現員数も寄附行為の定数を満たしている。

評議員会は、理事長の諮問機関として予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞いている（【資料 5-3-13】、【資料 5-3-14】）。

(3) 5－3 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の運営をより円滑に進めるために、平成 30（2018）年度も引き続き教職員からの改革・改善提案制度「一人１改革運動」を実施する予定である。この制度を通じて、教職員の一人ひとりの意見を聴取し、学内で十分に吟味した上で、即実施できるものは、学長の指示のもと実行させるとともに、大学運営に必要な改善については、理事長及び学長と協議しながら、具体化に向けた取組みを実施していく。

また、学校法人運営調査委員による調査結果で「指導・助言」があったことから、教学面の監査等の充実を図るため、平成 30（2018）年度から監事による監査計画書に基づく監査を実施するとともに、法人本部が中心となり監事の支援体制としての内部監査体制の整備を進めていく。

5－4　財務基盤と収支

≪5－4 の視点≫

5-4-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5−4 の自己判定

基準項目 5−4 を満たしている。

(2) 5−4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人は、中期 5 か年計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度〜32 年度〕」（以下「みらい躍進計画」という。）に基づき、年次計画を策定している。年次計画は、各部門からの事業活動計画及び予算要求を基に、法人本部事務局が学内を統括し、内容を精査した上で計画案を取りまとめている。主要な事業計画及び予算案は、評議員会の承認、理事会の議決を経て正式決定している（【資料 5-4-1】、【資料 5-4-2】）。

予算編成においては、各学校部門の自主性を尊重した予算編成を進めているが、人口減少等の厳しい社会環境の背景もあり、依然として経営の安定を測る数値の改善が進んでいない状況である。そのため、平成 30（2018）年度の当初予算策定においては、各学校部門の方針を尊重する一方、必要な財源を捻出するため、経常的経費については、前年度に引き続きマイナスシーリングを実施し、積極的な経費削減を図っている。また、事業経費については、費用対効果及び優先順位を考慮し、学生生徒の確保並びに教育の質の向上に重点を置き、選択と集中を旨とした予算編成を行っている（【資料 5-4-3】）。

資産運用については、安全かつ効率的な資産運用を図ることを目的とした「学校法人静岡精華学園資産運用規則」に基づき、法人本部事務局（会計課）が行っているが、運用実績は、マイナス金利政策の影響を受け、財務収入が減少している。そのため、柔軟かつ効率的な資産運用ができるよう本規則を見直しており、改正後は、「学校法人静岡精華学園資産運用規程」と名称変更している。主な改正点については、収益性を確保するために運用対象の範囲を広げ、その一方で、安全性を確保するために運用の基本方針を定めるとともに、格付による取得基準、すなわち投資判断を厳格化している（【資料 5-4-4】、【資料 5-4-5】）。

平成 29（2017）年度末の預貯金残高は 2,136 百万円と、前会計年度に比べて 44 百万円の増加となっている。現金預金は、前会計年度に比べて 41 百万円増加し、585 百万円（修学旅行費積立預金 22 百万円を除く。）となり、特定資産は、前会計年度に比べて３百万円増加し、1,551 百万円となっている。これらの増加について、現金預金は、教育活動収支差額 95 百万円等によるものであり、特定資産は、有価証券の満期償還及び売買に伴う入れ替えによるものである。なお、特定資産は、定期預金、国債、地方債等を対象に、安全な運用を行っている（【資料 5-4-6】、【資料 5-4-7】）。

平成 29（2017）年度末の借入金残高は 271 百万円と、前会計年度に比べて 25 百万円の減少となっている。残高内訳は、長期借入金 245 百万円、（１年以内返済の）短期借入金 25 百万円である。平成 17（2005）年３月及び８月に日本私立学校振興・共済事業団から借入し、平成 24（2012）年３月に静岡県私学教育振興会から借入しているが、現在まで滞りなく返済している。また、過去５年間の流動比率（流動資産÷流動負債）も 130.1〜169.4%と、いずれの年度も流動資産が流動負債を上回り、支払能力を継続的に維持している。以上のとおり、予算管理、資産の管理及び運用、債務返済等を計画的

に行っており、適切な財務運営を実施している（【資料 5-4-6】、【資料 5-4-8】）。

5-4-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人の本業である「教育活動」について、平成 29（2017）年度は、教育活動資金収支差額 95 百万円を確保しキャッシュフローを生み出している。外部負債の返済や預貯金の運用等も計画どおり実施しており、直ちに経営上問題となる状況ではない。しかし、経常収支差額比率（経常収支差額÷経常収入）は、平成 26（2014）年度以降マイナスに転じ、教育活動資金収支差額比率（教育活動資金収支差額÷教育活動資金収入）も年々悪化している等、将来的な財政の不安要素の兆候が見られる（【資料 5-4-8】）。

本法人が、持続的かつ安定的に経営を行うため、保有すべき特定資産の要積立額は、退職給与引当金、減価償却累計額等に相当する額である。この要積立額に対する運用資産の保有状況を測る積立率は、５年連続して低下しており、平成 29（2017）年度末時点では 48.2%となっている。運用資産は、５年前に比べて 194 百万円増加しているが、要積立額はそれを上回る 892 百万円の増加となっているためである。すなわち、安定経営のために必要な要積立額に対して、資産の積立てが追いついていない状況である（【資料 5-4-8】）。

資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標である純資産構成比率（純資産÷（総負債＋純資産））は、平成 29（2017）年度末時点で 85.4%となっており、財政状態は安定している。喫緊の課題として、経常収支及び教育活動資金収支を改善しなければならないが、現時点では「教育活動」でキャッシュフローを生み出し、運用資産も増加していることから、概ね健全な収支バランスを維持していると判断する（【資料 5-4-9】）。

大学部門の入学定員は、平成 27（2015）年度より 230 人体制を構築したが、定員を満たす入学者数を確保できていない。平成 30（2018）年度入学者数は 173 人となり、募集定員に対して 57 人不足している。この結果、入学定員充足率は 75.2%と、直近５年間では 22.8 ポイントの低下となっている。また、平成 30（2018）年度在籍者数は 730 人となり、総定員 950 人に対して 220 人不足している。この結果、収容定員充足率は 76.8%と、直近５年間では 13.0 ポイントの低下となっている（【資料 5-4-8】）。

大学部門の損益分岐点学生数について、平成 30（2018）年度当初予算では 826 人、一学年当たり 207 人である。よって、経常収支差額を黒字化するためには、入学定員に近い入学者数を確保することが必要である。しかし、入学者の確保については、平成 29（2017）年度入学者までは、医療福祉学科及び健康福祉学科が未充足となっていたが、平成 30（2018）年度入学者においては、全ての学科で未充足となっており、より深刻な状況となっている。一方、在学生については、平成 29（2017）年度の退学者数は 21 人となり、例年並みであった。退学理由に突出したものはなく、このうち、経済的困窮による退学者は４人であった。大学では、経済的に厳しい学生に配慮し、学納金納付について、期限の延長や分割納付など、無理のない納付方法を個別に認めており、退学者数の歯止めに一定の効果を上げていると言える（【資料 5-4-10】、【資料 5-4-11】、【資料 5-4-12】）。

この厳しい状況を打開するため、大学では、みらい躍進計画に沿って、社会福祉学部

及び子ども学部を改組することを、平成 30（2018）年３月９日開催の理事会及び評議員会で決定している。これは、平成 31（2019）年度からの実施を目指すもので、①福祉心理学科は公認心理師課程の導入により､子ども学科は小学校教職課程の設置により、両学科の入学定員及び収容定員を増員する、②入学者の確保が困難な医療福祉学科を廃止し、当該学科の専門科目の一部を健康福祉学科へ統合するというものである。これら学科再編成等の構造的な見直しを図ることによって、必要な入学者数を確保できれば、経常収支差額の黒字化が可能となり、安定した財務基盤の確立が実現できるものと考える（【資料 5-4-13】)。

また、外部資金については、大学後援会からの寄付金収入、焼津市からの包括連携協定に基づく補助金及び受託事業収入、その他機関からの受託事業収入等があり、継続的な資金獲得に努めている。また、過去 5 年間における科学研究費助成事業は、研究種目総数 15 件、累計配分額 14,187 千円となり、年平均約 2.8 百万円の収入源となっている（【資料 5-4-14】、【資料 5-4-15】)。

(3) 5－4 の改善・向上方策（将来計画）

現時点では、直ちに経営上問題となる状況ではないが、経常収支差額比率や教育活動資金収支差額比率が年々悪化しているうえ、大学の直近の入学者状況を見ても、全ての学科で入学定員が未充足となる等、将来的な財政の不安要素が見られる。特に子ども学部は、地域における地道な活動により認知度が高まり、入学者数は毎年増加し、平成 29（2017）年度は定員以上の入学者を確保していた。しかし、平成 30（2018）年度は、競合校の新校舎建設という外部要因の影響もあり、入学者数が定員を割り込んでしまった。ついては、先般の理事会で承認された学部の改組等を計画的に進めるとともに、近隣自治体との連携協定等による補助金及び受託事業収入の増加、科学研究費補助金の獲得等に向けて、外部資金獲得推進委員会を中心に外部資金の獲得にも努める。

また、大学だけに限らず、法人全体の経営についても計画的に改善を進める必要があるが、各部門長の理解及びコンセンサスが必要となるため、客観的な立場である外部機関を有効に活用し意見の集約を図る。すでに、日本私立学校・振興共済事業団に対して経営相談の申込を行っており、平成 30（2018）年度から具体的に取組みを開始する。

5－5　会計

≪5－5 の視点≫

5-5-①　会計処理の適正な実施

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

(2) 5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-①　会計処理の適正な実施

本法人は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」、

「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づき、会計処理を行っている。

予算執行においては、予算額を超えるときは、各部門が流用調書を作成し、総括経理責任者（常務理事）の承認を経て、予算の科目間流用を図って全体予算をコントロールしている。しかし、予算とのかい離が大きい場合には、補正予算を編成し、理事会の議決を経て予算の補正を行っている。平成 29（2017）年度においては、補正予算を２回編成しており、補助金の減額等の収入予算に関するもの、並びに地域活動事業、みらい躍進計画事業、退職金等の支出予算に関するものを補正している（【資料 5-5-1】、【資料 5-5-2】）。

また、会計に関する諸規程についても、「学校法人静岡精華学園資産運用規則」の改正と併せ、現在の業務実態に合わせるよう全面的な見直しを図っている。特に、大学に関わる内容としては、大学部門の経理責任者及び経理事務責任者を変更したことである。改正前は、事務部長を経理責任者に、総務課長を経理事務責任者に充てていたが、改正後は、学長を経理責任者に、事務部長を経理事務責任者に充てるよう変更している。この改正により、大学の経営に関する最終責任者は学長であることが、規程上も明らかになり、実態と合わせることができた。大学の業務執行に関する監督、いわゆるガバナンスの面からも、この改正の意義は大きい（【資料 5-5-3】、【資料 5-5-4】、【資料 5-5-5】、【資料 5-5-6】、【資料 5-5-7】）。

監査法人による会計監査では、会計処理等について適切な指導や助言を受けているが、監査日以外であっても、公認会計士（以下、「会計士」という。）と連絡を取り合い、その都度確認するよう努めている。平成 29（2017）年度決算処理においては、学納金（未収入金）の回収不能見込額の算定、減価償却額の計算手続及び「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」の見直し等について会計士と検討し、会計指導に沿った適正な会計処理を行っている。会計士とのコミュニケーションは、会計処理に限らず、重要な事項についても幅広く実施している。例えば、焼津市より貸与している土地の無償期間終了後の取扱い、監事監査における支援体制作り等について、会計士と意見交換を行っている（【資料 5-5-8】）。

また、会計処理を適正に行うためには、会計に関する仕組み作りに加え、それを担当する人作りも必要である。法人本部会計課（以下「会計課」という。）では、本部職員３人について、各々の役割・責任に見合った実践的なスキルアップを図っている。

外部研修については、会計課の全職員が各々参加している。会計課長は、日本私立大学協会主催の大学経理部課長相当者研修会に参加、基本研修及び総合研修を延べ３日間受講し、併せて他大学との交流や情報交換も図っている。会計課員は、会計システム会社（グレープシティ株式会社）主催の学校会計基礎研修、ＩＴ事業会社（株式会社サンロフト）主催のエクセル基礎研修、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会主催の学校法人会計セミナーを各々受講している（【資料 5-5-9】、【資料 5-5-10】）。

さらに、会計課では、内部研修も計画的に実施しており、課内勉強会を毎週行っている。内部研修は、外部研修のテーマを取り上げ、実務に活かせるレベルまで理解を深めることを目的として実施しており、当該研修に参加していない課員への水平展開も併せて行っている。このように、実践的なＳＤ活動を通し、課員の能力開発を図っている（【資

料 5-5-11】)。

5-5-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人の会計士２名及び会計補助員２名によって、６回（６日間）実施している。計算書類、元帳及び関連帳票との照合のほか、会計処理に関する内部統制の状況、周辺会計の運用状況等についても監査又は指導を行っている。

監事監査は、非常勤監事２名によって「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき年間 2 回実施している。監事は、会計に関する計算書類及び業務執行状況について監査している。監査に当たっては、情報交換の場を設けて会計士と意見交換を行うとともに、学内の施設及び授業を視察し、各理事と意見交換を行っている。また、理事会及び評議員会は、年３回（平成 29（2017）年５月 29 日～平成 30（2018）年３月９日）開催されており、毎回１名以上の監事が出席している（【資料 5-5-12】、【資料 5-5-13】、【資料 5-5-14】、【資料 5-5-15】)。

(3) 5－5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理及び会計監査については、会計士の会計指導に沿い、適正に対応している。今後も、現在の運用及び管理体制を維持し、透明性の高い事務処理の執行に努める。そのために、まずは、会計監査で指摘のあった懸案事項、具体的には、①実習費の精算差額の処理方法、②「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」の見直しについて当該関係者と検討し、課題解決に努める。また、学校経営が益々厳しくなる中、会計に対する重要性が高まっているため、今後も会計担当者のスキル向上に努める。

学校法人の監査については、利害関係者（広い意味での社会）の立場から経営の健全性を監視し助言する「監事監査」と、経営者の立場から業務の健全性を監視する「内部監査」がある。前述のとおり、本法人では、会計監査は確実に行っているが、監事監査は、非常勤監事が対応し、監査室も設置していない等、体制整備に課題がみられるため、平成 30（2018）年度から法人本部が中心となり監事監査の支援体制を整備していく。監査機能の強化については、平成 29（2017）年度の文部科学省による学校法人運営調査において調査担当委員等から指導があったように、今後の学校経営には従来の路線上でなく新たな方策が必要であり、それをチェックするのが監事の役目となる。しかし、本法人の場合、監事が非常勤であるため、監査機能を十分に果たすことが難しい。そのため、監事監査を支援するための事務体制の整備や内部監査の実施等、監査の充実を図るための取組みが必要である。この課題については、法人本部が中心となり、本法人に見合った監査の在り方を検討し、合理的かつ効果的に監査機能の役割を果たせるよう、人・組織を含めた監査体制の整備を進める。

[基準 5 の自己評価]

平成 16（2004）年の大学開学以来、学校教育法等関係法令、法人寄附行為及び大学学則等を遵守して大学等を運営している。

大学等の運営に関して、理事長や学長のリーダーシップが最大限発揮できるように、法人においては学校法人運営委員会を設置し、理事長出席のもとで関係機関の各種課題

について議論を深めている。

また、大学においても、運営協議会や教授会を設置し、大学の教職員の意見集約を図りながら、学長の指示が全教職員に周知できるようにしている。

このようなことから、理事長及び教職員のコミュニケーションは十分に図られ、ガバナンスも行き届いているものと考える。

加えて、将来の大学運営に必要な総合計画である「静岡精華学園みらい躍進計画」に基づき、学科再編成等について全教職員への情報の共有化を図りながら計画的に実施しているところである。

しかしながら、計画を進めていく中で、必ずしも期待すべき成果を得られていない部分もあり、今後は計画の見直しや具体的な経営改善計画の策定が求められるところである。

財務状況については、教育活動においてキャッシュフローを生み出し、外部負債の返済や預貯金の運用も計画どおり実施しており、直ちに経営上問題となる状況ではない。しかし、経営判断指標は年々悪化しており、大学では全ての学科で入学定員が未充足となる等、将来的な財政の不安要素となる兆候が見られる。そのため、学科再編成等、入学者確保に繋がる方策を計画的に実施していくほか、大学のみならず、高等学校・中学校及び幼稚園も含めた法人全体で経営改善に向けた取組みを進め、財務基盤の強化に努める。

会計処理については、監査法人による定期的な会計監査を中心に、適正な対応ができている。今後も、現在の運用及び管理体制を維持し、透明性の高い事務処理の執行に努める。しかし、私立学校において重要な役割である監事監査については、監事が非常勤ということもあり、監査機能を十分に果たしているとは言えない。監事監査を支援するための事務体制を整備し、監査の充実を図る必要があるため、法人本部が中心となり、本法人に見合った監査の在り方を検討し、監査機能の強化に努める。

基準 6　内部質保証

6－1　内部質保証の組織体制

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①　内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を内部質保証のための組織と位置づけている。

委員会では、静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）に基づき、①自己点検・評価の方針に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③自己点検評価書の作成及び公表に関する事項等を審議しており、委員長は学長をもって充てている。

評価基準は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）のものに基づくこととしているため、内部質保証のためのあらゆる点検項目が網羅されている（【資料 6-1-1】）。

平成 29（2017）年度における自己点検・評価業務の実施体制は、【図 6-1-1】のとおりであり、「編集委員」と「基準ごとの担当グループ（以下「基準グループ」という。）」により構成されている。

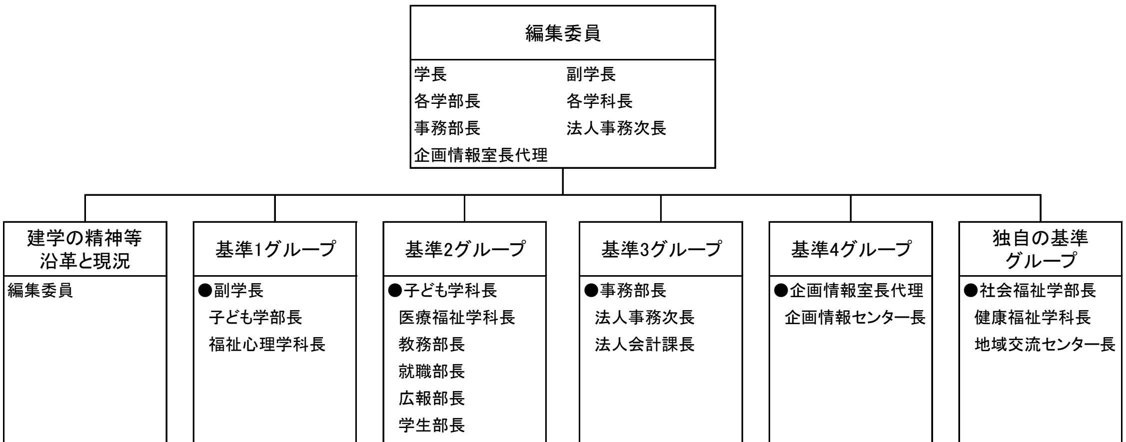

※●は責任者

【図 6-1-1】平成 29（2017）年度の自己点検・評価業務実施体制

まず、編集委員の業務は、当該年度の自己点検・評価業務に関する全体の方向性の検討や自己点検評価書の校正業務等、中心的な役割を担っている。委員は、委員長である学長をはじめ、本学の上層部の教職員等により構成されている。

次に、基準グループの業務は、当該基準の基準項目を分担し、執筆することである。なお、基準グループには必ず責任者を置き、執筆の取りまとめ役としているが、編集委

員と基準グループの連携を図ることを目的として、責任者は必ず編集委員の者を充てている。

以上より、本学は内部質保証のための組織を整備しており、責任体制も確立していると判断している。

(3) 6－1の改善・向上方策（将来計画）

本学では、適切に内部質保証のための組織を整備し、責任体制は確立しているが、内部質保証に関する方針を定めていない。

したがって、委員会が中心となり、内部質保証に対する共通理解を図るための研修会を開催した後、平成 30（2018）年度末までに方針策定に関する協議を開始することとする。

6－2　内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②　IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6－2の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

(2) 6－2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①　内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

規程により、原則として毎年度、自己点検・評価業務を実施することとなっているため、平成 26（2018）年度より毎年度、自己点検・評価業務を行い、自己点検評価書を作成している。

平成 29（2017）年度における自己点検・評価業務の実施方法は、以下のとおりである（【資料 6-2-1】）。

1) 編集委員が検討した自己点検評価書作成スケジュールを委員会で審議（5月）
2) 承認されたスケジュールに基づき、各基準グループは、原稿を作成（6月）
3) 基準グループの責任者は、当該基準の原稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出（6月）
4) 編集委員は、基準ごとに校正を行い、執筆担当者に返却（7月）
5) 執筆担当者は、校正指示に基づき、第2稿を作成（7～8月）
6) 基準グループの責任者は、当該基準の第2稿を取りまとめ、学長（委員長）に提出（8月）
7) 編集委員は、全体を通した校正を実施（9月）
8) 校正後、編集委員による会議により最終案を検討（9月）
9) 最終案を委員会に提出し審議、承認（10月）

自己点検・評価業務を実施する上で欠かせないのは、エビデンスである。自己点検・評価業務の実施前に開催する委員会において、エビデンスがない事項は記載することができない旨を説明していることから、執筆担当者は必ずエビデンスを収集した上で、自

己点検評価書の作成を行っている（【資料 6-2-2】、【資料 6-2-3】）。
完成した自己点検評価書は、専任教員には教授会において配付し、事務職員には各課の課長に配付した後、課員に供覧することにより学内共有を図っている（【資料 6-2-4】）。また、社会に対しては、本学ホームページ上で公表している（【資料 6-2-5】）。
したがって、本学では自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を共有していると言える。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価に関するデータ等の収集、管理及び分析を担当しているのは、事務部企画情報室である。事務部企画情報室の業務は、前述のほか、大学の広報戦略の策定に関すること、包括連携協定に関すること、大学の IR に関すること、大学の情報公開に関すること等である（【資料 6-2-6】）。これらのうち、大学の IR に関する業務は、IR 機能を司る企画情報センターの庶務として、学修時間や教育の成果等に関する情報の収集及び分析の実施をサポートしている（【資料 6-2-7】）。
平成 29（2017）年度に実施した調査・データの収集及び分析に関する業務は、平成 31（2019）年度より予定している学科再編成に当たり、静岡県内の福祉施設、幼稚園、保育園等に対する人材需要に係るアンケート及び静岡県内の高校２年生に対する進学需要に関するアンケートであった（【資料 6-2-8】）。
以上より、十分な調査・データの収集と分析を実施していると判断できる。

(3) 6－2 の改善・向上方策（将来計画）

企画情報センターにおいて学生情報等を一元化し、教職員のパソコンで閲覧できるようになったが、教職員の利用率が上がっていない。その原因のひとつとして、授業への出席率、入学時の試験区分などのデータが閲覧できないためである。
また、内部質保証のために必要な点検項目として考えられる退学率などの推移が全学的に共有できていない。
したがって、平成 30（2018）年度中に、企画情報センターを中心に更なるデータの共有化に向けた検討を実施することとする。

6－3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6－3 の自己判定

基準項目 6－3 を満たしている。

(2) 6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では平成 29（2017）年度、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築するための手段として、下表の資料を活用することとした（【資料 6-3-1】、【資料 6-3-2】）。

Plan	目標管理指標	建学の精神・基本理念（教育理念）、三つのポリシー及び中期計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕」に基づき、目標値を設定したもの。
Do	目標・計画シート	委員会等において、1 年間の目標及び活動計画について記載し、年度末に振り返るためのもの。
	業務マニュアル	主に事務職員が担当する業務に対し、業務に対する根拠、他の業務への影響、具体的な手順等を示したもの。
Check	自己点検評価書	評価基準に則り、エビデンスを基に実施内容を記載し、次年度への改善・向上方策を記載したもの。
Action	事業計画書	次年度に実施する業務等の計画を記載するとともに、当該業務等に係る予算額を示したもの。

具体的な PDCA サイクルの仕組みは、以下のとおりである。

①目標管理指標に記載されている目標値に基づき、委員会等は、目標・計画シートに当該年度の活動計画を記載し、具体的な取組みを実施する。特に事務職員においては、業務マニュアルに基づき目標値を達成するための業務を執行する。

②委員会等の取組内容について、エビデンスを基に振り返り、自己点検・評価を行い、次年度に向けた改善・向上方策を検討した上で、自己点検評価書を作成する。

③自己点検・評価結果に基づき、次年度に実施する取組内容を事業計画書に記載するとともに、予算を要求する。

④当該年度の実績と目標管理指標を比較検討し、達成度合いを確認する。場合によっては、目標値の修正を行う。

以上より、本学における PDCA サイクルの仕組みは確立していると判断できる。

(3) 6－3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルの仕組みは確立したものの、開始したばかりであるため、仕組みが機能しているか否かの判断は、平成 30（2018）年度末となる。この判断は、「Check」の役割を担う自己点検評価書の作成を所管する自己点検・評価委員会が担当することとなる。

したがって、平成 30（2018）年度は、自己点検・評価委員会を中心に、有益な PDCA サイクルかどうか確認し、PDCA サイクル自体の改善・向上方策を検討することとする。

[基準 6 の自己評価]

本学は、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を位置づけており、自己点検・評価を実施するための責任体制等は確立している。また、原則として毎年度、自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成するなど、自主的・自律的な自己点検・評価を実施しているといえる。

自己点検評価書の記載に当たっては、エビデンスに基づくことを周知徹底しており、エビデンス資料の収集は、企画情報室が中心となり効率的な業務が行われている。

自己点検評価書完成後、全教職員に配付することにより情報共有を図るとともに、ホ

ームページに掲載するなど、社会に対しても公表している。

平成 29（2017）年度、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを確立した。その資料のひとつである「目標管理指標」は、建学の精神、三つのポリシー等に基づき目標値等を設定したものであり、適切な PDCA サイクルを構築していると判断している。ただし、この仕組みによるものは、開始したばかりであるため、有益な PDCA サイクルにすることが本学の今後の課題となっている。

以上より、本基準は、適切に実施されていると認められる。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A．地域社会に対する貢献活動

A－1　地域交流センターの社会貢献活動

≪A－1 の視点≫

A-1-①　地域交流センターの設置目的と位置づけ

A-1-②　福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

A-1-③　具体的な地域貢献活動の実施

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①　地域交流センターの設置目的と位置づけ

地域交流センターは、次の活動目的のために設置され、学生のボランティア活動を通じて実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している（【資料 A-1-1】）。

1) 本学の目的に則した学生ボランティア等の実践活動を支援する。
2) 本学学生のために、授業時間とは別の自由時間を利用して、多様な知識や技術を修得させる。
3) 地域社会からの要請に対し、福祉に関する専門的な知識・技術をもって貢献する。
4) 地域の文化の発展のために、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献する。
5) 地方自治体等と連携し、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与する。

A-1-②　福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

地域交流センターの主な役割は、地域のボランティア情報等を学生に対して配信し、コーディネート等を通じて、その自主的な活動を支える「地域活動支援」である。学生にはコミュニティにおける実践教育の場を提供するとともに、地域社会の推進、福祉のまちづくりへの寄与を期待している。その他に地域福祉に欠かせない人材を育てる「人材養成研修」、福祉社会づくりの基礎資料となる「調査研究」、さらに地域福祉情報の発信・受信を行う「広報啓発」等、地域社会への貢献を行っている（【資料 A-1-2】）。

学生はこれらの活動に参加し、地域住民との交流を通じて、地域の現状を受けとめ福祉課題を学ぶこととなり、地域の福祉団体とのつながりを深めるものとなっている。特に、大学で学んだ福祉実践の諸理論及び知識とボランティア実践経験との相互作用を図るよう取り組んでいる。

A-1-③　具体的な地域貢献活動の実施

地域交流センターの主な活動は次のとおりである。

1) 地域活動支援

ア　ボランティア活動

地域交流センターでは、年間を通じて地域の団体、施設、企業及び行政からのボランティア要請と学生のボランティア参加希望者との懸け橋となるべくコーディネートを行っている。また、学生がボランティア活動の主体者として参加するための支援を行っている。これらの活動を通して、地域社会と学生を「つなぐ」交流及び活動の拠点となっている。

平成 29（2017）年度のボランティア活動実績は【資料 A-1-3】のとおりである。

イ　わんぱく寺子屋

わんぱく寺子屋とは、焼津市より「放課後子ども教室推進事業」を委託され実施している事業である（【資料 A-1-4】)。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、本学を含めた焼津市内のいくつかの施設で行われている。学生スタッフ（後述）は、地域福祉実践活動の場として、地元企業や団体との連携を強化し地域住民や企業・団体との協働により地域の子どもたちに関わっている。

平成 29（2017）年度は、本学を会場とする「わんぱく寺子屋」活動が 11 回行われ、子ども、保護者並びに学生スタッフの参加者総数は 1,336 人であった。その中でも、平成 30（2018）年 3 月 11 日にわんぱく寺子屋の 1 年間の集大成として行われた「おいらの街フェスタ」においては、子ども、保護者並びに学生スタッフの参加者は 519 人だった（【資料 A-1-5】)。

ウ　通学合宿

通学合宿とは、近隣の焼津市立港小学校が本学、同小学校の PTA、焼津市教育委員会、静岡県教育委員会青少年課の協力により実施している事業（事業名：焼津市立港小学区通学合宿（しおかぜスクール 2017））であり、小学生たちが宿泊施設で寝泊まりするスクールキャンプを実施するものである。異年齢の小学生同士の交流を通して温かな人間関係を形成することと、親から離れた環境で子ども自身の手で生活する力を養い、心豊かで、たくましく、独り立ちできる能力を育てることをねらいとしている。また、地域の育成会、学校、地域社会、ボランティア等との連携を図り、地域での青少年健全育成の環境を整えることも目的となっている。

学生スタッフは企画・運営を担う他、本事業のプログラムを地域の推進委員と作成するなど、コーディネーターとして関わっている（【資料 A-1-6】)。

エ　高齢者のサロン活動

高齢者を対象にしたサロン活動を「静福サロン」の名称で焼津市内と近隣の市民を対象に実施している。本事業は、地域の高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり、さらには介護予防に寄与することを目的としている。

また、静福サロンは社会福祉学部健康福祉学科の授業「健康福祉総合演習」と連動している。そのねらいとは、学生が授業で学んだ知識を活用することで、高度な実践力を習得することにある。(【資料 A-1-7】)。

オ　「少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア」支援活動

本活動は、静岡県警察本部少年課と協力し、少年院を出所した少年の立ち直りや健全育成を支援するためのものであり、平成 29（2017）年度は２人の学生が登録し、ボランティアとして参加した。このボランティアに参加するに当たり、静岡県警主催の「大学生サポーター養成講座」に出席することが義務づけられている。

活動内容は、学習、スポーツ活動、料理体験、農業体験、社会奉仕活動への支援、非行防止、街頭補導、広報啓発等の活動となっている（【資料 A-1-8】）。

カ　焼津市との包括連携協定

本学は平成 27（2015）年３月 22 日（日）、焼津市との包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結した（【資料 A-1-9】）。

平成 29（2017）年度は、その協定に基づく補助金（平成 29 年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業補助金）を受け、以下のような事業を展開した（【資料 A-1-10】）。

NO	事業名	事業概要
1	子育て支援事業	親子ふれあいフェスティバル
2	拠点を活用した地域活性化事業（まちなか研修会）	①公開講座 ②コミュニティビジネス講習会
3	中心市街地活性化事業	若者賑わい事業
4	若者と子どもの居場所づくり	放課後子ども教室
5	地域課題解決事業	岩本先生調査研究
6	サテライトキャンパスの利用	

【表 A-1-1　平成 29 年度焼津市との包括連携協定に基づく地域活動事業】

※サテライトキャンパスについて

JR 東海道線焼津駅南口にある「焼津駅前通り商店街」の空き店舗を本学が借り、「焼津駅前サテライトキャンパス（通称：駅キャン）」として利用できることとなった。焼津市の課題である中心市街地活性化及び若者の賑わい創出の解決が期待でき、本学は、駅から近い場所で学生を集めたイベントができるという、両者にとってメリットのあるものである。

【図 A-1-1　サテライトキャンパス外観】

【図 A-1-2　サテライトキャンパス１階】

(ｱ) 子育て支援事業

焼津市が抱える課題のひとつである子育て支援事業の一環として行われた事業である。

平成 29（2017）年度は、平成 30（2017）年３月 21 日（水・祝）に「親子ふれあいフェスティバル　しずふくサーカス」を開催した（【資料 A-1-11】)。来場者は、会場定員 300 名に対し、212 件 684 名の応募者があったため、抽選による参加となった。なお、当日の来場者数は 231 であった（【資料 A-1-12】)。

このコンサートでは、本学の教員・学生がゲストとともにステージ出演し、また、開場から開演前までのワークショップ、受付や駐車場誘導などを本学の教職員及び学生が行うなど、当日の運営等に多くの役割を果たした（【資料 A-1-13】)。

(ｲ) 拠点を活用した地域活性化事業（まちなか研修会）

ｱ) 静岡福祉大学公開講座

静岡福祉大学公開講座（以下「公開講座」という。）は、地域の文化の発展の為に、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献すること、学生のキャリア支援のために正規の科目とは別の自由時間を利用して多様な知識や技術（資格など）を修得させることを目的としている（【資料 A-1-1】、【資料 A-1-14】）。

また、焼津市とも連携を図り、前期と後期の２回にわたり開講している。平成 29（2017）年度に開講した講座は、【資料 A-1-15】のとおりである。主に本学の専門性を生かした内容で、教員が 23 講座（うち１講座は受講者数少数の為開講せず）を担当している。教員が学際的かつ総合的に探求した成果を地域社会に還元するほか、一般市民が求めるテーマを基に講座を開講し、学びの機会を広く地域社会へ提供することを目指している。

こうした講座の一般市民に対する広報は、パンフレットの公共施設への設置及び本学ホームページへの掲載により、これまでの受講者にとどまらず、若い世代の目にも普く行きわたるように努めてきた。より多くの市民が本学に足を運ぶ機会を設けることにより、平成 29（2017）年度は 150 名（公開講座における焼津市民受講率 74.7%）が受講した（【資料 A-1-16】)。なお、学生には公開講座の受講料を無料で参加できるように開放している。

(ｲ) コミュニティビジネス講習会（【資料 A-1-17】）

一人暮らしの高齢者支援について、コミュニティビジネスで解決する方法を考えていく研修会である。

第１回は、「調査研究報告会とコミュニティビジネス案を考えよう」というテーマで、サテライトキャンパスにて開催した。また、第２回は、「コミュニティビジネス案の実現の可能性を検討していきましょう」というテーマで、サテライトキャンパスにおいてビジネス案の企画書を作る研修を行った。

(ｳ) 中心市街地活性化事業（若者の賑わい事業）

平成 29（2017）年度より実施している事業で、焼津市内にある商店街のうち、昭和通り商店街と神武通り商店街が合同で開催している「ハロウィンカーニバル」において、特設ステージに本学の教員・学生が出演しカーニバルを盛り上げるものである。

しかし、平成 29（2017）年度は、台風による雨天・強風のために中止となった。

(ｴ) 放課後子ども教室

サテライトキャンパス２階を会場として、焼津市内の小学校１年生から６年生を対象に、放課後に気軽に遊びや交流に来て、楽しく過ごす場を提供した（【資料 A-1-18】）。

(ｵ) 地域課題解決事業

焼津市中心市街地に居住する一人暮らしの高齢者等を対象に、生活環境に関する課題や問題点を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した（【資料 A-1-17】）。

(ｶ) サテライトキャンパスの利用

平成 29（2017）年度については、社会福祉士の実習帰校日指導、スクールソーシャルワーカーの勉強会等をサテライトキャンパスで実施した（【資料 A-1-19】）。

焼津市が平成 27（2015）年度に策定した「焼津未来創生総合戦略」において、本学との連携事業が事業のひとつに盛り込まれており、平成 30（2018）年度も引き続き事業が計画されている。この総合戦略は、平成 31（2019）年度までの計画であることから、少なくともあと２年間は事業を行うこととなる（【資料 A-1-20】）。

2）人材養成研修

ア　学生運営委員会（学生スタッフ）

地域交流センターでは、「福祉力を鍛える」という本学の基本理念（教育理念）の

下、学生が心身ともにバランスの取れた人間として成長し、社会性、市民性を養うことを目的に、「学生スタッフ」と呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織されている（【資料 A-1-21】）。

学生運営委員会に所属するためには、地域交流センターでの学生スタッフ募集に応募した後、地域交流センター委員会によって承認を受ける必要がある。平成 29（2017）年度は 24 人が所属した（【資料 A-1-22】）。

学生運営委員会は、前述の地域活動支援の中心的な役割を担うとともに、地域交流センター職員との協働による、ボランティア要請のあった諸団体とボランティア参加希望者とのコーディネート業務、学外（他大学）への研修会参加、広報誌の発行等の活動を行っている。

イ　ボランティア手帳

本学ではボランティア手帳を発行し、ボランティア活動を行う学生に配布している。学生は、ボランティア活動歴を記録することにより活動モチベーションを高め、さらには学びの振り返りにも活用することで、自己の成長にも役立てている（【資料 A-1-23】）。

3）広報啓発

広報誌の発行は、地域交流センターの地域貢献活動として地域住民や関係機関、その他の団体に理解を深めてもらうことを目的としている。地域の方々のボランティア活動への理解や主体的な住民参加のきっかけづくりの一環として情報発信を行っている。

また、福祉の専門教育への意識を啓発し、地域社会への貢献の重要性やボランティア活動実践の重要性の理解を深めることを目的として、学生にも広報誌を配布し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりとしている（【資料 A-1-24】）。

4）調査研究

平成 29（2017）年 9 月 21 日、昭和女子大学コミュニティサービスラーニングセンターへ、地域交流センターのボランティア学生スタッフの技能向上を図るための運営状況視察、学生・教職員との意見交換、今後の地域交流センターのよりよい在り方を調査するために視察研修を行った（【資料 A-1-25】）。

(3) A－1 の改善・向上方策（将来計画）

地域交流センターでは、「地域活動支援」の二本柱のひとつであるわんぱく寺子屋が、地域の子どもたちや障がいを持つ子どもたちの参加にまで広がるほどの賑わいを見せており、ボランティアの学生も主体的に企画・運営を行っている。しかし、もうひとつの静福サロンは、参加学生が少ないために、本学教員の専門研究領域を生かしたプログラムや外部講師によるさまざまな企画が行われている。今後、学生の参加を促すことが課題である。

また、学生の主体性を育てることと、学生の学びの一環となることを視野に入れ、「人

材養成研修」として、他大学のボランティアセンターへの見学研修を実施し、学生スタッフとセンター機能の質を高めてきた。併せて、「広報啓発」として、広報誌の発行や、新年度ガイダンス時において地域交流センターの周知・PR を実施し、学生スタッフの増員を図ってきた。課題としては、学生ボランティアを増加させるための魅力あるボランティアプログラムの開発と、ボランティアに関する基本的な学びを共通知識として学ぶ機会を作ることなどが挙げられるが、これは、平成 30（2018）年度以降の地域交流センターの検討課題とする。

A－2　その他各センター等の社会貢献活動

≪A－2 の視点≫

A-2-①　しずふく福祉メッセージコンテストによる社会貢献活動

A-2-②　心の相談センターの社会貢献活動

A-2-③　産官学連携推進センターの社会貢献活動

(1) A－2 の自己判定

基準項目 A－2 を満たしている。

(2) A－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①　しずふく福祉メッセージコンテストによる社会貢献活動

平成 19（2007）年度に始まった「静岡福祉大学高校生福祉スピーチコンテスト（以下「スピーチコンテスト」という。)」は、スピーチコンテストを通じて、福祉体験から得た感動・意見や、地域あるいは日本社会の福祉の在り方への提案、生活の中に見出す福祉の心や意識などの幅広いテーマについて、高校生の主張を募集した。その目的は、少子化時代における地域の若者の福祉への啓発を図り、また新たな福祉の魅力をより多くの地域の方に周知することで社会貢献活動の一環となることにある。

スピーチコンテストは、本学の基本理念（教育理念）に基づき設置した「静岡福祉大学高校生福祉スピーチコンテスト実行委員会」により運営し、平成 28（2016）年度までに、10 回のスピーチコンテストを実施するに至っている（【資料 A-2-1】)。

11 回目にあたる平成 29（2017）年度は、時代の流れを考慮し、これまでのスタイルを以下のとおり一新した。

1) スピーチコンテストという形ではなく、福祉に関するメッセージを募集し、ホームページ上でコンテストを開催するというスタイルをとることにした。
2) メッセージには様々な形式があるが、平成 29（2017）年度は「エッセイ」及び「フォト」を募集することとした。
3) 高校生部門・一般部門・本学学生部門の 3 部門を設け、高校生だけでなく、より幅広い層からの作品の募集を行った。
4) 募集の方法としては、本学ホームページにダイレクトに入力できる「応募専用フォーム」を設置した。また現代はスマートフォンが生活の中に深く浸透しているため、ＰＣだけでなく、スマートフォンでの応募にも対応させた。これにより、気軽に応募することができるようになるといえる。

5) スピーチコンテストの後援と審査員の派遣を、静岡県、静岡県社会福祉協議会、焼津市、静岡新聞社・静岡放送及び静岡県私学協会に依頼してきたが、これらを廃止し、審査は学内の全教員で行うこととした。

具体的な活動の流れは、５月より平成 29（2017）年度のコンテストに関する開催方法の検討を始め､メッセージコンテストの開催を決定し､学長を交えた委員会において、募集テーマを「福祉のある風景」とした。そして、応募専用フォームを設置し、ポスター・チラシを県内外約 150 の高校、焼津市内及び近隣の公共施設（公民館等）に発送した後、メッセージ作品の募集を開始した（【資料 A-2-2】、【資料 A-2-3】）。その他、本学ホームページへの募集要項の掲載及び外部コンテスト情報サイト「登竜門」への登録により、より広く全国から作品を募ることに努めた（【資料 A-2-4】、【資料 A-2-5】）。募集期間中に届いた作品の中から、全教員がエッセイ、フォトそれぞれ担当部門の審査を行い、平成 29（2017）年 11 月 24 日に本学のホームページ上で結果を発表した。（【資料 A-2-6】）。

受賞作品は、本学ホームページ上に掲載（エッセイは PDF ファイル化）し、いつでも閲覧することができる。

このように、平成 29（2017）年度は新たなスタイルでスタートしたが、募集期間が１か月強と短かったために、応募数総数は 53 件であった（【資料 A-2-7】）。

A-2-② 心の相談センターの社会貢献活動

心の相談センターの活動事業は、①リカレント教育、②専門職に就いた卒業生を主対象としたスーパービジョン並びにコンサルテーション、③支援者対象の研修事業、④高校生や在学生を主対象とした臨床心理職の広報活動と定めている（【資料 A-2-8】）。

そのうち、平成 28（2016）年度の振り返りとして、マンパワー不足などの課題が出されたことを鑑み、平成 29（2017）年度の心の相談センターは、①リカレント教育と②専門職に就いた卒業生を主対象としたスーパービジョン並びにコンサルテーションの実施の在り方について見直しを行った。そこで、ホームページ上に「心理的支援に従事する卒業生の皆様へ」と題して、必要があれば相談に乗ること、そのための連絡はメールにて受け付けることを明記した（【資料 A-2-9】）。その結果、平成 29（2017）年度に卒業生等からの相談や問合せは 0 件であった。この理由には、周知が不十分なため、こうしたサービスを行っていることを知らない卒業生が多いことが考えられる。

また、臨床心理職の新たな国家資格である公認心理師が制定され、その養成が平成 30（2018）年度から始まるものの、公認心理師に関する情報が充分に得られていないことから、④臨床心理職の広報活動は中止することとした。

以上により、平成 29（2017）年度の活動として行ったのは、③支援者対象の研修事業であった。平成 29（2017）年度は、発達障害を持つ子どもへのケアを行う支援者を対象に、「発達障害とアタッチメント」というタイトルで講演会を実施した。日時は、平成 29（2017）年 11 月４日、時間は 13 時 30 分～15 時 30 分、場所は静岡駅ビルパルシェ７階第一会議室であった。受講申し込み者は 33 名であったが、実際に受講した人数は 29 名であった。このほか、外部講師１名、本学教職員５名が参集した。

外部講師は帝京大学の近藤清美教授であった。外部講師は、大阪大学でニホンザルの

発達研究により博士号を取得後、アメリカに留学してアタッチメントについて研究を始め、帰国後も自閉症児の臨床と研究に携わってきた経歴を持つ。終了後のアンケート結果によると（回答者 27 名）、研修について「とても良かった」17 名、「良かった」10 名であり、「あまり良くなかった」と「良くなかった」は０名であった。自由記述には「これをきっかけにアタッチメントをよりよく理解したいと思った」、「今日の話は青少年相談室の相談員として小中学生や保護者の見立てや対応にいかされるものがあった」などの記載が多くみられた。このことから、受講者にとって有益な研修が実施できたものと考えられる（【資料 A-2-10】、【資料 A-2-11】）。

A-2-③　産官学連携推進センターの社会貢献活動

「産官学連携推進センター」は地域福祉社会の構築に力点を置き、各産業界、個別企業や施設、病院、地域行政や地域社会等が直面する個別の課題や問題に対し、本センター独自の手法と、案件ごとの実践的な解決法を用いて、問題解決又は事業成立までの支援を展開することで、産業界、官界、学界、地域社会等に広く貢献することを理念としている。同センターの事業には①地方自治体等委託研究調査活動、②民間委託研究調査、共同研究調査活動、③団体等委託研究調査指導活動、④コンサルティング活動、⑤教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）がある（【資料 A-2-12】）。

平成 29（2017）年度は、教員の専門性と産官学に関係する組織とのネットワークをさらに進めることで、各事業での取組みをさらに前進させ、センター内の組織連携を強めることができた。そのためのシステム構築もさらに進め、①産官学相談体制のシステム化（相談日・対応教員の設定、相談対応等）、②静岡市産学交流センター委員会との連携事業の企画・実施、③静岡県工業技術研究所との連携による研究活動の支援、④静岡県教育委員会・県立高校との連携事業の企画・講師派遣を実施した。

企業並びに行政機関の産官学相談に関する対応件数は、延べ 35 件であった。静岡市産学交流センターからの紹介や静岡県工業技術研究所からの研究協力に関する相談など、行政関係機関における本センターの認知度と期待が向上している。特に、静岡市産学交流センターの企画による本学見学会、中国広東省仙山市中西医結合協会と中国精善医療投資管理による本学見学及び情報交換など、多数の見学者の受け入れ対応を行った（【資料 A-2-13】【資料 A-2-14】【資料 A-2-15】）。

また、外部機関との共同研究では、静岡県工業技術研究所の科研費挑戦的萌芽研究である「腰の筋電・姿勢計測に基づく介護の教育指導支援システムの開発」において、本学社会福祉学部健康福祉学科教員３名が研究分担者として研究連携し、本学学生が試験協力者として参加した（【資料 A-2-16】）。

教育・研修活動では、行政関係の委員会委員に関する相談、講師依頼等の事業について、次の依頼に対応し、地域からの専門的ニーズに応えることができた。

1) 静岡県総合研修センターより、家庭科教員のための技術力・指導力向上研修への講師依頼
2) 株式会社創碧社が発行している月刊フリーペーパー『Pocket(ポッケ)』への子育て・保育関係のコラム執筆依頼（【資料 A-2-17】【資料 A-2-18】【資料 A-2-19】）
3) アルファクラブが発行している会員限定フリーマガジン季刊誌『プラール』への

介護関係のコラム執筆依頼（【資料 A-2-20】【資料 A-2-21】【資料 A-2-22】）

（3）A－2 の改善・向上方策（将来計画）

各センターの機能は整い、様々な社会貢献活動を行っている。そのような中、年々、本学に対して、地域社会等から知の拠点としての機能への期待が高まっている。平成 27（2015）年３月より、焼津市との包括連携協定、平成 28（2016）年８月より、藤枝市との「幸せづくり包括連携に関する協定書」を基に、平成 29（2017）年度は地域の行政と連携した活動が盛んになった。今後、地域の社会資源と連携した取組みを継続して推進していくことが求められる。

なお、平成 29（2017）年度は高校生福祉スピーチコンテストをしずふく福祉メッセージコンテストに改め、コンテストのシステムや業務の負担について見直しを行った。平成 29（2017）年度は、応募期間が１か月強だったため、平成 30（2018）年度は十分な応募期間の確保や広報活動等が必要といえる。同時に、今後のコンテスト運営に関して改善を図り、社会貢献活動への更なる努力が必要といえる。

［基準 A の自己評価］

地域交流センターは、地域社会からの要請に応え、ボランティア活動等の「地域活動支援」、「人材養成研修」、「調査研究」、「広報啓発」を委員会や学生スタッフが担うことで、地域社会への貢献を果たしている。今後は、ボランティア学生の増加など、人材養成が課題となる。

包括連携事業では､「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」は３年経過し、活動の内容が充実してきているとともに、藤枝市との「幸せづくり包括連携に関する協定」も２年目を迎え、具体的な事業の成果があがっている。今後も、行政と大学との連携を進め、近隣他市町との協働の取組みも推進していくことが、継続課題となる。

高校生福祉スピーチコンテストは、しずふく福祉メッセージコンテストに改め、コンテストのシステムや業務の負担について見直しを行ったことで、新たな福祉の魅力を広く地域の方々に伝え、社会貢献を果たしている。

心の相談センターは、①リカレント教育と②専門職に就いた卒業生を主対象としたスーパービジョン並びにコンサルテーションの実施について見直しを行い、研修会、講演会及びシンポジウムなどの開催を通して、地域社会へ貢献を果たしている。

産官学連携推進センターは、企業・行政関係等の機関の相談対応、産官学連携研究、教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）等の諸活動において、静岡県内の企業、法人及び機関との協働を進展させ、地域社会への貢献を果たしている。

以上のことにより、地域交流センター、心の相談センター、産官学連携推進センターが独自の事業を発展的に展開しており、従来の大学の社会貢献活動と合わせたシナジー効果が得られ、地域社会への貢献を果たしているといえる。

Ⅴ．特記事項

1．地方自治体との連携を通じた地域活性化への寄与

本学はこれまで地域の生活課題の解決をはじめ、「知の拠点」として社会貢献活動を継続してきたが近年、さらに地域の社会資源としての期待が高まりつつある。とりわけ地方創生の枠組みのなかで、地域の実情を踏まえ、主体的かつ計画的に地域を活性化するための高等教育機関として、より広範囲に地方自治体との連携を通じた取組みを進めている。

平成 28（2016）年度には藤枝市と、平成 29（2017）年度には島田市と包括連携協定を締結した。

(1) 藤枝市との包括連携協定

ア　ふじえだガールズ・ミーティング

学生や子育て世代の定住・来訪人口の拡大に向け、ターゲットとなる若い女性の意見を聴取し、市政に提言する事業である。

本学からは藤枝市在住の女子学生２名がミーティングに参加し、体験型マルシェの企画運営や政策提言を行った。

イ　共生社会普及啓発事業ともフェス

ともフェスとは、「共生社会への第一歩フェスティバル」のことで、障がいのある人もない人も共に地域で生活できる「共生社会の実現」を目指し、障がいや障がいのある人への理解を広げるためのイベントである。平成 29（2017）年度は、11 名の学生たちがぬり絵、折り紙、魚釣り、カーリングなどで子どもたちと一緒に遊んだ。

ウ　社会福祉士相談援助実習の受け入れ

福祉事務所で本学の学生を実習生として受け入れ、実習生は、相談業務の基礎、面接訪問の実際、チームアプローチ、ネットワーキングの理解、権利擁護の実際を学んだ。

エ　地域課題研究（静岡福祉大学社会福祉学部西尾ゼミ）

平成 29（2017）年度は、「地域共生社会“支え合い”の戦略（藤枝モデル）研究」として、若者（女性）が魅力を感じる仕事・雇用の受け皿つくりのため、生きがいをもって働き続けられる雇用の在り方、魅力ある地域づくり、出会いと共感の居場所づくり及び共生型の住まい方について調査研究を行った。

(2) 島田市との包括連携協定

平成 30（2018）年３月 26 日に包括連携協定を締結したばかりであり、具体的な連携事業の内容は、平成 30（2018）年５月以降に協議することとなるが、まずは島田市が検討している都市計画に関する市民会議委員に本学の学生が参画することから連携をはじめる予定である。

Ⅵ．法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則に規定した目的に基づき、教育研究を行っている。	1-1
第 85 条	○	社会福祉学部及び子ども学部の２学部を設置している。	1-2
第 87 条	○	学則第 12 条に規定している。	3-2
第 88 条	○	学則第 30 条に規定している。	3-2
第 89 条	―		3-2
第 90 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第６条に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則、教授会規程等により、適切に運営している。	4-1
第 104 条	○	学則第 41 条及び学位規程により、適切に運営している。	3-1
第 105 条	―	本学は、特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1
第 109 条	○	学則第２条及び自己点検・評価委員会規程に基づき行っている。	6-2
第 113 条	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、適切に公表している。	3-2
第 114 条	○	事務組織及び事務分掌規程により適切に運営している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1
第 132 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則において、全て規定している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学則第３節に規定している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生懲戒規程により適切に手続を規定している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿は、全て保存している。	3-2
第 143 条	―	代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	○	学則第 29 条により規定している。	3-1
第 147 条	―		3-1
第 148 条	―	該当する学部がない。	3-1
第 149 条	―		3-1

第 150 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1
第 151 条	―		2-1
第 152 条	―		2-1
第 153 条	―		2-1
第 154 条	―		2-1
第 161 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1
第 162 条	○	学則第 19 条に規定している。	2-1
第 163 条	○	学則第 10 条に規定している。	3-2
第 164 条	―		3-1
第 165 条の 2	○	適切に三つのポリシーを定め、ホームページ、大学案内等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価委員会により適切な体制を整えている。	6-2
第 172 条の 2	○	静岡精華学園情報公開規程に基づき、ホームページにて教育研究活動等の情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 40 条に規定している。	3-1
第 178 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 15 条に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○		6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条に規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程により適切に行っている。	2-1
第 2 条の 3	○		2-2
第 3 条	○		1-2
第 4 条	○		1-2
第 5 条	―		1-2
第 6 条	―		1-2 3-2 4-2

第 7 条	○		3-2 4-2
第 10 条	○		3-2 4-2
第 11 条	―	該当教員なし	3-2 4-2
第 12 条	○		3-2 4-2
第 13 条	○		3-2 4-2
第 13 条の 2	○		4-1
第 14 条	○		3-2 4-2
第 15 条	○		3-2 4-2
第 16 条	○		3-2 4-2
第 16 条の 2	○		3-2 4-2
第 17 条	○		3-2 4-2
第 18 条	○		2-1
第 19 条	○		3-2
第 20 条	○		3-2
第 21 条	○		3-1
第 22 条	○		3-2
第 23 条	○		3-2
第 24 条	○		2-5
第 25 条	○		2-2 3-2
第 25 条の 2	○		3-1
第 25 条の 3	○		3-2 3-3 4-2
第 26 条	―		3-2
第 27 条	○		3-1
第 27 条の 2	○		3-2
第 28 条	○		3-1
第 29 条	○		3-1

第 30 条	○		3-1
第 30 条の 2	―		3-2
第 31 条	○	学則第 45 条に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 40 条に規定している。	3-1
第 33 条	―		3-1
第 34 条	○	認証評価共通基礎データに記載のとおり、適切である。	2-5
第 35 条	○	認証評価共通基礎データに記載のとおり、適切である。	2-5
第 36 条	○	学生便覧 P73~81 に記載のとおり、専用の施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	認証評価共通基礎データに記載のとおり、適切である。	2-5
第 37 条の 2	○	認証評価共通基礎データに記載のとおり、適切である。	2-5
第 38 条	○	認証評価共通基礎データに記載のとおり、適切である。	2-5
第 39 条	―	該当学部又は学科を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	―	該当学部又は学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○		2-5
第 40 条の 2	―	本学は、二以上の校地を有していない。	2-5
第 40 条の 3	○		2-5 4-4
第 40 条の 4	○		1-1
第 41 条	○	事務組織及び事務分掌規程により、事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	静岡福祉大学組織図により、適切な体制を整えている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学生・教務課を設置している。	2-3
第 42 条の 3	○	ＳＤ委員会を中心に、ＳＤ研修会を開催している。	4-3
第 43 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第 44 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 45 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 46 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2 4-2
第 47 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 48 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 49 条	―	本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 57 条	―	本学は、外国に組織を設けていない。	1-2
第 58 条	―	本学は、大学院を設置していない。	2-5
第 60 条	○		2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 41 条により、適切に学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	学位規程により、適切に定めている。	3-1
第 13 条	○	学位規程を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 35 条	○	学校法人静岡精華学園寄附行為に基づき、理事９人、監事２人を置いている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為に基づき、理事会を開催している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為に基づき、適切に職務を行っている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為に基づき、選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為に基づき、評議員を置いている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条に規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条に規定している。	5-3
第 45 条	○	寄附行為第 41 条に規定している。	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条に規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条に規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	―		1-1
第 100 条	―		1-2
第 102 条	―		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	―		2-1

第 156 条	―		2-1
第 157 条	―		2-1
第 158 条	―		2-1
第 159 条	―		2-1
第 160 条	―		2-1

大学院設置基準　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	―		6-2 6-3
第 1 条の 2	―		1-1 1-2
第 1 条の 3	―		2-1
第 1 条の 4	―		2-2
第 2 条	―		1-2
第 2 条の 2	―		1-2
第 3 条	―		1-2
第 4 条	―		1-2
第 5 条	―		1-2
第 6 条	―		1-2
第 7 条	―		1-2
第 7 条の 2	―		1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	―		1-2 3-2 4-2
第 8 条	―		3-2 4-2
第 9 条	―		3-2 4-2
第 10 条	―		2-1
第 11 条	―		3-2
第 12 条	―		2-2 3-2
第 13 条	―		2-2 3-2
第 14 条	―		3-2

第 14 条の 2	―		3-1
第 14 条の 3	―		3-3 4-2
第 15 条	―		2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	―		3-1
第 17 条	―		3-1
第 19 条	―		2-5
第 20 条	―		2-5
第 21 条	―		2-5
第 22 条	―		2-5
第 22 条の 2	―		2-5
第 22 条の 3	―		2-5 4-4
第 22 条の 4	―		1-1
第 23 条	―		1-1 1-2
第 24 条	―		2-5
第 29 条	―		2-5
第 31 条	―		3-2
第 32 条	―		3-1
第 33 条	―		3-1
第 34 条	―		2-5
第 42 条	―		4-1 4-3
第 43 条	―		4-3
第 45 条	―		1-2
第 46 条	―		2-5 4-2

学位規則（大学院関係）　該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	―		3-1
第 4 条	―		3-1
第 5 条	―		3-1
第 12 条	―		3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「〇」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

Ⅶ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2－3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	静岡福祉大学大学案内 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年度　学生募集要項	

【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 30（2018）年度　学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 30 年度　事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 29 年度　事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学へのアクセス、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	静岡精華学園法人本部規程集目次、静岡福祉大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 29 年度　理事会・評議員会　出欠状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算に関する書類　学校法人静岡精華学園（過去 5 年間） **監査報告書（過去 5 年間）**	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部 2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	静岡福祉大学ホームページ **（https://www.suw.ac.jp/about/outline.html）** **大学紹介＞大学概要**	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	設置計画履行状況報告書（平成 30 年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1．使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1．使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	静岡福祉大学大学案内 2018（P64）	
【資料 1-1-2】	静岡福祉大学ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/outline.html） 大学紹介＞大学概要＞建学の精神・基本理念	
【資料 1-1-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 1-1-4】	静岡福祉大学学則	
【資料 1-1-5】	静岡福祉大学大学案内 2018（P26、P42）	
【資料 1-1-6】	平成 30 年 3 月 9 日理事会議事録	
【資料 1-1-7】	静岡精華学園みらい躍進計画推進体制図	
1-2．使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 1-2-2】	学則改正に関する会議次第（運営協議会、教授会、評議員会、理事会）	
【資料 1-2-3】	平成 30（2018）年度　学生便覧（巻頭）	
【資料 1-2-4】	平成 30（2018）年度入学式　学長式辞	
【資料 1-2-5】	静岡福祉大学大学案内 2018（P64）	【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-2-6】	静岡福祉大学ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/outline.html） 大学紹介＞大学概要＞建学の精神・基本理念	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-7】	2018 年度　学生募集要項	
【資料 1-2-8】	静岡福祉大学ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/greetings.html） 大学紹介＞ごあいさつ	
【資料 1-2-9】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 1-2-10】	静岡福祉大学ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/outline.html） 大学紹介＞大学概要＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 1-2-11】	静岡福祉大学ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/teacher/） 大学紹介＞教員紹介	
【資料 1-2-12】	平成 30 年度組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡福祉大学　ホームページ (https://www.suw.ac.jp/about/outline.html#policy) 大学紹介＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 2-1-2】	静岡福祉大学大学案内 2018(P.26、P.42)	
【資料 2-1-3】	2018 年度　学生募集要項(P.2 ~ P.4)	
【資料 2-1-4】	平成 29(2017）年度　進学業者等主催　進学相談会一覧表	
【資料 2-1-5】	2018 年度　学生募集要項	
【資料 2-1-6】	静岡福祉大学　ホームページ (https://www.suw.ac.jp/examination/guidelines.html) 受験入試情報＞募集要項	
【資料 2-1-7】	平成 30(2018）年 3 月 25 日　オープンキャンパスタイムテーブル	
【資料 2-1-8】	2016 年度　静岡福祉大学　大学説明会　資料	
【資料 2-1-9】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-10】	入試委員会　議事録	
【資料 2-1-11】	静岡福祉大学　社会福祉士国家試験対策学内講座	
【資料 2-1-12】	平成 29(2017）年 12 月 17 日 オープンキャンパスタイムテーブル	
【資料 2-1-13】	平成 29 年度　大成高校大学福祉講座	
【資料 2-1-14】	静岡大成高校の入学者数の推移	
【資料 2-1-15】	介護福祉コース独自の広報・学生募集活動について	
【資料 2-1-16】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	平成 30 年度オリエンテーション日程及び各学科ガイダンス資料（担当教員一覧表等）	
【資料 2-2-2】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2018 年度前期オフィスアワー一覧、2017 年度オフィスアワー相談件数表（前期、後期）、レスポンスカード	
【資料 2-2-3】	平成 29 年度　静岡福祉大学保護者会　次第及び出席状況	
【資料 2-2-4】	授業評価アンケート実施に関する資料	
【資料 2-2-5】	平成 30 年 4 月 11 日　教授会議事録	
【資料 2-2-6】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P63）	
【資料 2-2-7】	各学科会議　議事録	

【資料 2-2-8】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P64）	
【資料 2-2-9】	平成 29 年度　学生支援総合センター全体会議議事録	
【資料 2-2-10】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P162～P163「障害支援技術論」）	
【資料 2-2-11】	起案文書（キャリア支援ⅠA 科目「先輩の話を聞く会」へ承知する学生への謝礼について）及び第 12 回在学生の就職活動体験談	
【資料 2-2-12】	メール「キャリア支援ⅠA 欠席学生につきまして」	
【資料 2-2-13】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P37～P45）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P69「キャリア支援Ⅰ－A、Ⅰ－B」）	
【資料 2-3-2】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P70~P71「キャリア支援Ⅱ－A、Ⅱ－B」）	
【資料 2-3-3】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P72~P74「キャリア支援Ⅲ－A、Ⅲ－B」）	
【資料 2-3-4】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P75~P78「キャリア支援Ⅳ－A、Ⅳ－B」）	
【資料 2-3-5】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P41「キャリア支援Ⅰ－A、Ⅰ－B」）、（P42~P43「キャリア支援Ⅱ－A、Ⅱ－B」）、（P44~P46「キャリア支援Ⅲ－A、Ⅲ－B」）	
【資料 2-3-6】	キャリア支援ⅠB、ⅡB、ⅢB 再履修クラスの開講について	
【資料 2-3-7】	平成 29 年度　学内企業施設研究セミナー	
【資料 2-3-8】	就職面談　2017 就職セミナー　個別時間割表（6～7 月分）及び個別時間割表（2017 年度卒業生）、第 2 回就職セミナー企画書	
【資料 2-3-9】	平成29年度　就職活動リスタート講座　名簿及び2017夏休み就職活動に関する面談について	
【資料 2-3-10】	学内企業施設単独説明会　案内	
【資料 2-3-11】	卒業後の就職支援に関する資料	
【資料 2-3-12】	平成 30（2018）年度　資格取得の手引き	
【資料 2-3-13】	静岡福祉大学国家資格試験対策センター規程	
【資料 2-3-14】	静岡福祉大学　社会福祉士国家試験対策学内講座	
【資料 2-3-15】	その他支援講座資料	
【資料 2-3-16】	社会福祉士・精神保健福祉士　国家試験勉強週間計画表	
【資料 2-3-17】	平成 29 年度国家資格試験対策センター（委員会）活動・実績報告及び平成 29 年度介護福祉士国家試験受験対策講座	
【資料 2-3-18】	起案文書（平成 29 年度図書館学修支援室に整備する国家試験対策用図書の購入について）	
【資料 2-3-19】	社会福祉士及び精神保健福祉士　参考資料	
【資料 2-3-20】	平成 29 年度診療情報管理士認定試験対策講座について及び平成 29 年度診療情報管理士認定試験結果一覧	
【資料 2-3-21】	平成 29 年度介護職員初任者研修講座申込み者名簿及び静岡福祉大学後援会平成 29 年度収支予算書	
【資料 2-3-22】	インターンシップの推進に当たっての基本的考え方	
【資料 2-3-23】	2017 年度　福祉実習指導センター実績報告	
【資料 2-3-24】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P142~P149「相談援助実習指導 A~C」「相談援助実習」）	
【資料 2-3-25】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P284~P289「精神保健福祉援助実習指導 A~ C」「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 2-3-26】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P386~P392、P397~P399「介護総合演習 A~D」「介護福祉実習Ⅰ～Ⅲ」）	

【資料 2-3-27】	2017 年度(平成 29 年度)シラバス　社会福祉学部(P318~P321「保育実習指導 C、D」「保育実習Ⅱ、Ⅲ」)	
【資料 2-3-28】	平成 29 年度　保育実習配属一覧（社会福祉学部保育心理コース）	
【資料 2-3-29】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P119、P123「保育所実習指導Ⅰ・Ⅱ」、P122、P125「施設実習指導Ⅰ・Ⅱ」、P120、P124、P126「保育実習Ⅰ~Ⅲ」）	
【資料 2-3-30】	平成29年度　保育実習配属一覧及び平成29年度　幼稚園教育実習（子ども学部子ども学科）	
【資料 2-3-31】	平成 29 年度　「教育実習事前・事後指導」履修者名簿（前期）及び平成 29 年度　前期成績通知書（教職履修者）	
【資料 2-3-32】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P436~P438「教育実習事前・事後指導」「高等学校教育実習」)	
【資料 2-3-33】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P333~P335「病院実習指導」「病院実習」)	
【資料 2-3-34】	平成 29 年度　診療情報管理士　病院実習配属一覧	
【資料 2-3-35】	平成 29 年度インターンシップ資料	
【資料 2-3-36】	平成 29 年度 診療情報管理士認定試験対策講座について	
【資料 2-3-37】	平成 29 年度　新規登録施設一覧（社会福祉士、精神保健福祉士）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	静岡福祉大学学友会会則	
【資料 2-4-2】	しずふくウォークラリー2018in 焼津　実施要項	
【資料 2-4-3】	静福祭　パンフレット	
【資料 2-4-4】	各種行事資料（新入生歓迎会、トレジャーハンター、クリスマス会）	
【資料 2-4-5】	しずふくクリーンアップ大作戦　チラシ	
【資料 2-4-6】	静岡福祉大学オフィスアワー規程、2018 年度前期オフィスアワー一覧、2017 年度オフィスアワー相談件数表（前期、後期）	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-4-7】	「一人暮らし 1 年生の会」実施報告書	
【資料 2-4-8】	静岡福祉大学障害学生支援室規程及び平成 29 年度学生支援総合センター全体会議議事録	
【資料 2-4-9】	学長と話す会資料	
【資料 2-4-10】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P26~P27）	
【資料 2-4-11】	静岡福祉大学スカラシップ規程	
【資料 2-4-12】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 2-4-13】	静岡福祉大学児童福祉スカラシップ規程	
【資料 2-4-14】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P23~P25）	
【資料 2-4-15】	2018 年度　入学手続要項（P6~P7）及び入学前準備教育受講者一覧	
【資料 2-4-16】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P30 日本語 A」）、子ども学部（P90「保育内容（人間関係Ⅱ）」）	
【資料 2-4-17】	平成 30 年度　オリエンテーション日程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-4-18】	保健室執務集計報告　平成 29 年度	
【資料 2-4-19】	平成 29 年度　エビデンス集（データ編）表 2-12	
【資料 2-4-20】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P18~P20）	
【資料 2-4-21】	学生支援総合センター　2018 年度前期相談担当者	
【資料 2-4-22】	2017 年　学生相談支援センター報告（前期・後期）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	静岡福祉大学ホームページ（https://www.suw.ac.jp/about/access.html）大学紹介＞大学へのアクセス、キャンパスライフ＞キャンパス	

	マップ	
【資料 2-5-2】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P73～P81）	
【資料 2-5-3】	保健室執務集計報告　平成 29 年度	【資料 2-4-18】と同じ
【資料 2-5-4】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P59～P60）	
【資料 2-5-5】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 2-5-6】	静岡福祉大学学生支援総合センター規程	
【資料 2-5-7】	静岡福祉大学障害学生支援室規程	
【資料 2-5-8】	2017 年度第 2 回学生支援総合センター全体会議　議事録	
【資料 2-5-9】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 2-5-10】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 2-5-11】	大学施設等使用許可申請書	
【資料 2-5-12】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-5-13】	静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-5-14】	静岡福祉大学バリアフリー文庫・キンダー文庫利用要領	
【資料 2-5-15】	平成 29 年度工事完成検査調書（校舎建築改修工事）	
【資料 2-5-16】	平成 29 年度工事等検収報告書（第 2 大講義室視聴覚設備工事）	
【資料 2-5-17】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-5-18】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P130～P137）	
【資料 2-5-19】	災害対策マニュアル（教職員用）	
【資料 2-5-20】	静岡福祉大学防火防災管理規程	
【資料 2-5-21】	静岡福祉大学災害対策本部運営要領	
【資料 2-5-22】	平成 29 年度静岡福祉大学防災訓練（平成 29 年 11 月 27 日）	
【資料 2-5-23】	防災備蓄品マニュアル	
【資料 2-5-24】	平成 30（2018）年度　演習・実習系科目の履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 29 年度学生生活調査報告書	
【資料 2-6-2】	2018 キャンパスライフの手引き	
【資料 2-6-3】	平成 30 年度しずてつジャストラインのバス運行について	
【資料 2-6-4】	2017 年度　学食・コンビニ改善会議　議事録	
【資料 2-6-5】	修学環境改善に関する要望書（手順）	
【資料 2-6-6】	要望書様式 1（学生用）	
【資料 2-6-7】	要望書様式 2（学生厚生委員会用）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	平成 30（2018）年度　学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	静岡福祉大学ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/outline.html） 大学紹介＞大学概要＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学大学案内 2018（P26、P42）	
【資料 3-1-4】	シラバス＜2018 年度版＞記載要領	
【資料 3-1-5】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部、子ども学部	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	平成 30（2018）年度　カリキュラム表	
【資料 3-1-8】	平成 30（2018）年度　学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P33~P35）	
【資料 3-1-10】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P48）	

【資料 3-1-11】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P148～P149「相談援助実習」）	
【資料 3-1-12】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P289「精神保健福祉援助実習」）	
【資料 3-1-13】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P397~P399「介護福祉実習Ⅰ～Ⅲ」)	
【資料 3-1-14】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P335「病院実習」）	
【資料 3-1-15】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P437~P438「高等学校教育実習」)	
【資料 3-1-16】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P101「幼稚園教育実習」）	
【資料 3-1-17】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P49）	
【資料 3-1-18】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P35）	
【資料 3-1-19】	静岡福祉大学奨学金規程	
【資料 3-1-20】	静岡福祉大学奨学金選考委員会議事録	
【資料 3-1-21】	静岡福祉大学スカラシップ規程及び特別スカラシップ生継続のための条件説明資料	
【資料 3-1-22】	教授会次第（平成 30 年 2 月 21 日）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	静岡福祉大学ホームページ（https://www.suw.ac.jp/about/outline.html）大学紹介＞大学概要＞3 つの方針（ポリシー）	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-2】	静岡福祉大学大学案内 2018（P26、P42）	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-3】	運営協議会次第（平成 29 年 10 月 4 日、12 月 6 日）	
【資料 3-2-4】	平成 30（2018）年度　カリキュラム	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-5】	シラバス記載要領及び 2018 年度シラバス第 3 者チェック資料	一部【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-6】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P35）	【資料 3-1-18】と同じ
【資料 3-2-7】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P69「キャリア支援Ⅰ－A」「キャリア支援Ⅰ－B」）、2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P41「キャリア支援Ⅰ－A」「キャリア支援Ⅰ－B)	
【資料 3-2-8】	学長と話す会資料	
【資料 3-2-9】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P70~P74「キャリア支援Ⅱ－A」「キャリア支援Ⅱ－B」「キャリア支援Ⅲ－A」「キャリア支援Ⅲ－B」）、2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P42~P46「キャリア支援Ⅱ－A」「キャリア支援Ⅱ－B」「キャリア支援Ⅲ－A」「キャリア支援Ⅲ－B」）	
【資料 3-2-10】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P53~P68「教養講読 A」「教養講読 B」「教養研究 A」「教養研究 B」）	
【資料 3-2-11】	平成 30（2018）年度　学生便覧（P65）	
【資料 3-2-12】	平成 30（2018）年度　資格取得の手引き（P4~P5）2017 年度　社会福祉士　相談援助実習の手引き	
【資料 3-2-13】	静岡福祉大学社会福祉演習実習委員会規程	
【資料 3-2-14】	施設見学実習事前学習シート及び 2017 年度静岡福祉大学社会福祉学部施設見学実習実施要綱	
【資料 3-2-15】	平成 29 年度　静岡福祉大学　実習指導者意見交換会　次第	
【資料 3-2-16】	平成 29 年度　相談援助実習報告会の開催について	
【資料 3-2-17】	平成 28 年度及び平成 29 年度　相談援助実習　報告集	
【資料 3-2-18】	2017　精神保健福祉援助実習　実習の手引き	
【資料 3-2-19】	平成 29 年度　施設見学実施内容	
【資料 3-2-20】	参加型体験実習（プレ実習）受け入れについてのご依頼	

【資料 3-2-21】	平成 29 年度　精神保健福祉援助実習春季実習先一覧	
【資料 3-2-22】	平成 29 年度　精神保健福祉援助実習報告会及び実習指導者シンポジウム・意見交換会の開催について	
【資料 3-2-23】	平成 29 年度　精神保健福祉援助実習　実習報告集	
【資料 3-2-24】	2017 年度版　介護福祉実習の手引き	
【資料 3-2-25】	2017（平成 29 年度）介護福祉実習配属先一覧表及び平成 29 年度居宅介護実習日程表	
【資料 3-2-26】	平成 29 年度　介護福祉事例研究発表会　資料	
【資料 3-2-27】	平成 29 年度　介護福祉事例研究集	
【資料 3-2-28】	平成 29 年度　介護福祉実習指導者懇談会　資料	
【資料 3-2-29】	平成 30（2018）年度　資格取得の手引き（P19~P27）	
【資料 3-2-30】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P333~P334「病院実習指導」）	
【資料 3-2-31】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P325「医療情報学演習」）	
【資料 3-2-32】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　社会福祉学部（P335「病院実習」）	
【資料 3-2-33】	2016 年度　診療情報管理士　病院実習配属先一覧	
【資料 3-2-34】	平成 29 年度診療情報管理士病院実習報告会　資料	
【資料 3-2-35】	平成 29 年度　診療情報管理士病院実習報告集	
【資料 3-2-36】	平成 30（2018）年度　資格取得の手引き（P76~P79）	
【資料 3-2-37】	高等学校教育実習　履修者名簿	
【資料 3-2-38】	平成 30（2018）年度　資格取得の手引き（P93~P98）	
【資料 3-2-39】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P62~P63「保育実践入門」）	
【資料 3-2-40】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P119「保育所実習指導Ⅰ」）	
【資料 3-2-41】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P120「保育実習Ⅰ」）	
【資料 3-2-42】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P124「保育実習Ⅱ」、P124「保育実習Ⅲ」）	
【資料 3-2-43】	2016 年度卒業研究Ⅱ報告者・題目一覧	
【資料 3-2-44】	卒業研究要旨集　平成 28（2016）年度＜卒業研究Ⅱ＞	
【資料 3-2-45】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P152~P171「卒業研究Ⅰ」）	
【資料 3-2-46】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス　子ども学部（P172~P187「卒業研究Ⅱ」）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2018 年度（平成 30 年度）シラバス（社会福祉学部、子ども学部）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-2】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P48）	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-3-3】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P142~P143「相談援助実習指導 A」）	
【資料 3-3-4】	相談援助実習指導 A・B・C　相談援助実習コンピテンス・アセスメント、相談援助実習指導 A　個別面談記録	
【資料 3-3-5】	平成 30 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 3-3-6】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 3-3-7】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 3-3-8】	授業評価アンケートの実施に関する資料	
【資料 3-3-9】	平成 29 年度学生生活調査報告書	
【資料 3-3-10】	平成 30 年度オリエンテーション日程及び各学科ガイダンス資料（担当教員一覧表等）	

【資料 3-3-11】	2018 年度(平成 30 年度)シラバス　社会福祉学部(P148~P149「相談援助実習」）及び 2014 年度以降の相談援助実習の評価基準について	
【資料 3-3-12】	2017 年度社会福祉士相談援助実習の手引き、2017 精神保健福祉援助実習の手引き、2017 年度版介護福祉実習の手引き、実習の手引き	一部【資料 3-2-12】【資料 3-2-18】【資料 3-2-24】と同じ
【資料 3-3-13】	実習巡回指導報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	静岡福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 4-1-3】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 4-1-4】	静岡福祉大学運営協議会　構成員及び席次	
【資料 4-1-5】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 4-1-6】	静岡福祉大学規程集　目次	
【資料 4-1-7】	平成 30 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-1-8】	運営協議会次第（平成 29 年 10 月 4 日、平成 29 年 12 月 6 日）	
【資料 4-1-9】	静岡福祉大学学則第 6 条第 4 項に基づく副学長の校務	
【資料 4-1-10】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び静岡福祉大学教授会規程第 3 条第 1 項第 3 号の学長が定める事項	
【資料 4-1-11】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	静岡福祉大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	静岡福祉大学教員任用基準	
【資料 4-2-3】	静岡福祉大学教員任用基準等の採用に関する運用内規	
【資料 4-2-4】	静岡福祉大学人事異動内示（教育職員）採用者	
【資料 4-2-5】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-6】	静岡福祉大学教員任用基準等の昇任に関する運用内規	
【資料 4-2-7】	静岡福祉大学人事異動内示（教育職員）昇任者	
【資料 4-2-8】	授業評価アンケートに関する資料	
【資料 4-2-9】	ＦＤ研修会　資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	静岡福祉大学ＳＤ委員会規程	
【資料 4-3-2】	ＳＤ研修会　資料	
【資料 4-3-3】	静岡福祉大学業務マニュアル	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 4-4-2】	教授会議事録（平成 30 年 5 月 16 日)、平成 30 年度静岡福祉大学包括連携事業一覧	
【資料 4-4-3】	「静岡福祉大学における公的研究費等の運営・管理に関する基本方針」「静岡福祉大学公的研究費等の使用に関する行動規範」「静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程」「静岡福祉大学公的研究費等不正防止計画」「静岡福祉大学における公的研究費等に係る内部監査要領」「静岡福祉大学科学研究費補助金経理事務取扱要領」	
【資料 4-4-4】	平成 29 年度静岡福祉大学研究実施計画倫理審査会報告	
【資料 4-4-5】	平成 30 年度　静岡福祉大学教員研究費執行方針	
【資料 4-4-6】	平成 30 年度　静岡福祉大学研究費マニュアル	

【資料 4-4-7】	平成 29 年度特別研究費の配分について、平成 29 年度特別研究費採択通知	
【資料 4-4-8】	過去 5 年間の科学研究費助成事業	
【資料 4-4-9】	平成 30 年度科学研究費助成事業公募関連事項について（H29/9/13 教授会）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	静岡精華学園法人本部規程集　目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	静岡福祉大学規程集　目次	【F-9】と同じ
【資料 5-1-4】	平成 29 年度理事会・評議員会出欠状況及び監査報告書	一部【F-10】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人運営委員会規程	
【資料 5-1-6】	静岡福祉大学運営協議会規程	
【資料 5-1-7】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 5-1-8】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度〕の検討状況	
【資料 5-1-9】	平成 29 年度第 3 回学校法人運営委員会議事録	
【資料 5-1-10】	平成 29 年度地球温暖化対策に対する対応及び「ノーネクタイ運動」の実施について	
【資料 5-1-11】	倫理・コンプライアンス規程	
【資料 5-1-12】	静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 5-1-13】	2018（平成 30）年度　学生便覧（P109~P119）	
【資料 5-1-14】	学校法人静岡精華学園ストレスチェック実施規程	
【資料 5-1-15】	学校法人静岡精華学園危機管理規則及び静岡福祉大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-16】	解錠施錠警備業務請負契約書等	
【資料 5-1-17】	防犯カメラの設置について（伺い）	
【資料 5-1-18】	危機管理基本マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
【資料 5-2-2】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人実態調査表（平成 29 年度）1-(3)役員等の氏名等	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人運営委員会規程	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-2】	静岡福祉大学運営協議会規程	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-3-3】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 5-3-4】	静岡精華学園みらい躍進計画推進体制図	
【資料 5-3-5】	静岡福祉大学学則第 6 条第 4 項に基づく副学長の校務	
【資料 5-3-6】	教職員全体会議次第	
【資料 5-3-7】	静岡精華学園業務連絡協議会規程	
【資料 5-3-8】	平成 29 年度「一人 1 改革運動」表彰者一覧	
【資料 5-3-9】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 5-3-10】	理事会議事録（平成 29 年 5 月 29 日開催）	
【資料 5-3-11】	評議員会議事録（平成 29 年 5 月 29 日開催）	
【資料 5-3-12】	本法人監事による大学内の視察及び公認会計士との面談等日程表	
【資料 5-3-13】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	【資料 5-2-1】と同じ

【資料 5-3-14】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【F-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	静岡精華学園みらい躍進計画〔平成 28 年度～平成 32 年度〕	
【資料 5-4-2】	理事会、評議員会議事録（平成 30 年度当初予算に関するもの）	
【資料 5-4-3】	平成 30 年度予算編成について（平成 29 年 10 月 4 日付起案文書）	
【資料 5-4-4】	学校法人静岡精華学園　経理規程等の一部改正について（平成 29 年 11 月 1 日付起案文書）	
【資料 5-4-5】	学校法人静岡精華学園資産運用規程	
【資料 5-4-6】	平成 29 年度　財務計算に関する書類	【F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	平成 29 年度　資産運用結果報告書	
【資料 5-4-8】	平成 29 年度自己診断チェックリスト（大学・短期大学編）	
【資料 5-4-9】	平成 29 年度事業報告書（3.財務の概要 (3)主な財務比率比較 ④貸借対照表比率に関するもの）	
【資料 5-4-10】	損益ベースで収支がまわる学生数（静岡福祉大学）	
【資料 5-4-11】	平成 30 年度学校法人基礎調査票（学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数）	
【資料 5-4-12】	平成 30 年度学校法人基礎調査票（学年別中途退学者数等）	
【資料 5-4-13】	理事会、評議員会議事録（静岡福祉大学学科再編成に関するもの）	
【資料 5-4-14】	請求書（受託事業に関するもの　全 3 件）	
【資料 5-4-15】	過去 5 年間の科学研究費助成事業(平成 25 年度～平成 29 年度)	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	流用調書	
【資料 5-5-2】	理事会・評議員会議事録（平成 29 年度補正予算に関するもの）	
【資料 5-5-3】	学校法人静岡精華学園経理規程（改正後）	
【資料 5-5-4】	学校法人静岡精華学園経理規程施行細則（改正後）	
【資料 5-5-5】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程（改正後）	
【資料 5-5-6】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程（改正後）	
【資料 5-5-7】	理事会、評議員会議事録(経理規程等の一部改正に関するもの)	
【資料 5-5-8】	監査計画表（静岡監査法人）平成 29 年 6 月 16 日～平成 30 年 4 月 23 日（計 6 回）及び監査報告書	
【資料 5-5-9】	外部研修会のセミナー案内	
【資料 5-5-10】	研修会受講報告書（大学経理部課長相当者研修会）	
【資料 5-5-11】	一人 1 改革運動実施報告書（課内勉強会の開催・実施）	
【資料 5-5-12】	学校法人静岡精華学園監事監査規程	
【資料 5-5-13】	監査報告書（平成 29 年 5 月 16 日付け）	
【資料 5-5-14】	監事の職務執行状況（学校法人実態調査表）	
【資料 5-5-15】	理事会・評議員会出欠状況（学校法人実態調査表）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	静岡福祉大学自己点検・評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 29（2017）年度　自己点検評価書作成スケジュール	
【資料 6-2-2】	委員会資料「自己点検・評価と認証評価について」	
【資料 6-2-3】	平成 29 年度　自己点検評価書（P95~P106「エビデンス集（資料編）一覧」）	
【資料 6-2-4】	平成 29 年 10 月 11 日　教授会議事録	

【資料 6-2-5】	静岡福祉大学　ホームページ （https://www.suw.ac.jp/about/outline.html） 大学紹介＞大学概要＞大学機関別認証評価	
【資料 6-2-6】	平成 30 年度事務分掌　企画情報室関係	
【資料 6-2-7】	静岡福祉大学企画情報センター規程	
【資料 6-2-8】	静岡福祉大学の人材需要に係るアンケート調査及び静岡福祉大学健康福祉学科進学需要に関するアンケート調査資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	平成 29 年度　第 8 回　自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-3-2】	目標管理指標、目標・計画シート、業務マニュアル、事業計画書及び静岡精華学園みらい躍進計画推進業務フロー図	

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域交流センターの社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学地域交流センター規程	
【資料 A-1-2】	静岡福祉大学大学案内 2018（P49~P50）	
【資料 A-1-3】	平成 29 年度地域交流センター学生ボランティア等活動報告	
【資料 A-1-4】	平成 29 年度焼津市放課後子ども教室推進事業　委託関係資料	
【資料 A-1-5】	平成 29 年度焼津市放課後子ども教室推進事業「わんぱく寺子屋」報告書	
【資料 A-1-6】	焼津市立港小学区通学合宿　資料	
【資料 A-1-7】	平成 29 年度静福サロン報告書	
【資料 A-1-8】	少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア　チラシ	
【資料 A-1-9】	焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 A-1-10】	平成 29 年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業補助金　資料	
【資料 A-1-11】	親子ふれあいフェスティバル　しずふくサーカス　チラシ	
【資料 A-1-12】	しずふくサーカス　実施報告書	
【資料 A-1-13】	しずふくサーカス　実施運営マニュアル	
【資料 A-1-14】	静岡福祉大学大学案内 2018（P63）	
【資料 A-1-15】	平成 29 年度　静岡福祉大学公開講座（前期・後期）	
【資料 A-1-16】	平成 29 年度　公開講座受講者数（前期・後期）	
【資料 A-1-17】	焼津市まちなか研修会（コミュニティビジネス講習会）チラシ及び地域課題解決事業議事録	
【資料 A-1-18】	放課後子ども教室　資料	
【資料 A-1-19】	サテライトキャンパス活動実績	
【資料 A-1-20】	焼津未来創生総合戦略　資料	
【資料 A-1-21】	地域交流センター学生スタッフ運営細則	
【資料 A-1-22】	平成 29 年度地域交流センター　学生スタッフ名簿	
【資料 A-1-23】	ボランティア手帳	
【資料 A-1-24】	地域交流センター　広報誌	
【資料 A-1-25】	復命書（昭和女子大学）	
A-2. その他各センター等の社会貢献活動		
【資料 A-2-1】	静岡福祉大学高校生福祉スピーチコンテスト実行委員会規程及び第 10 回高校生福祉スピーチコンテストチラシ	
【資料 A-2-2】	しずふく福祉メッセージコンテスト　応募専用フォーム	
【資料 A-2-3】	しずふく福祉メッセージコンテスト　ポスター・チラシ	
【資料 A-2-4】	しずふく福祉メッセージコンテスト　募集要項	
【資料 A-2-5】	外部コンテスト情報サイト「登竜門」　登録資料	

【資料 A-2-6】	静岡福祉大学　ホームページ （https://www.suw.ac.jp/activity/contest/2017.html） 地域交流活動＞しずふく福祉メッセージコンテスト＞しずふく福祉メッセージコンテスト 2017	
【資料 A-2-7】	しずふく福祉メッセージコンテスト　応募作品一覧	
【資料 A-2-8】	平成 29 年度　目標・計画・評価シート	
【資料 A-2-9】	心の相談センター　大学ホームページの掲載内容	
【資料 A-2-10】	講演会　案内資料	
【資料 A-2-11】	講演会　アンケート集計一覧	
【資料 A-2-12】	静岡福祉大学　ホームページ （https://www.suw.ac.jp/activity/industry.html） 地域交流活動＞産官学連携推進センター	
【資料 A-2-13】	平成 29 年度相談対応リスト	
【資料 A-2-14】	産学交流の集い　株式会社新丸正・静岡福祉大学見学会資料	
【資料 A-2-15】	中国広東省仙山市中西医結合協会・中国精善医療投資管理見学ホームページ新着情報紹介	
【資料 A-2-16】	静岡県工業技術研究所　試験協力者募集説明会資料	
【資料 A-2-17】	Pocket vol.96 2017.10	
【資料 A-2-18】	Pocket vol.99 2018.1	
【資料 A-2-19】	Pocket vol.102 2018.4	
【資料 A-2-20】	アルファクラブ　PLUAL 静岡版　vol.8 2017 年 7 月	
【資料 A-2-21】	アルファクラブ　PLUAL 静岡版　vol.9 2017 年 10 月	
【資料 A-2-22】	アルファクラブ　PLUAL 静岡版　vol.10 2018 年 1 月	